

令和4年9月定例会 総務常任委員会記録

令和4年9月14日（水）

令和4年9月16日（金）

令和4年9月26日（月）

令和4年9月29日（木）

令和4年9月30日（金）

令和4年10月4日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和4年9月14日（水）	7 頁
令和4年9月16日（金）	45 頁
令和4年9月26日（月）	75 頁
令和4年9月29日（木）	91 頁
令和4年9月30日（金）	133 頁
令和4年10月4日（火）	185 頁

令和4年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（水）	審査日程の決定 総務部審査 議案乙第20号、議案甲第22号・第27号～第30号 〔説明、質疑〕 請願審査 請願第2号 〔趣旨説明、質疑〕 企画政策部審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第20号～第22号、議案甲第23号 〔説明、質疑〕
第2日	9月16日（金）	陳情 陳情第18号 〔協議〕 自由討議 議案審査 議案乙第20号～第22号、議案甲第22号・第23号、 第27号～第30号 請願審査 請願第2号 〔総括、採決〕
第3日	9月26日（月）	所管事務調査 第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について 基本目標③安全で安心して暮らせるまち 施策②暮らしの安全と安心の確保 〔説明、質疑〕

第4日	9月29日(木)	<p>審査日程の決定</p> <p>総務部(総務課・財政課・選挙管理委員会事務局) 審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部(契約検査課・庁舎建設課) 審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部(出納室・議会事務局・監査委員事務局) 審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>企画政策部審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告(総合政策課) 公共施設等総合管理計画の進捗状況について 第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和3年度 指標実績について 〔報告、質疑〕</p>
第5日	9月30日(金)	<p>市民環境部(市民協働推進課・市民課・環境対策課) 審査 議案乙第28号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部(国保年金課・税務課) 審査 議案乙第28号～第30号 〔説明、質疑〕</p>
第6日	10月4日(火)	<p>自由討議 議案審査 議案乙第28号～第30号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年9月14日付託]

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第22号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	[可決]
議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第27号財産の取得(新庁舎用什器等(ラックほか))について	[可決]
議案甲第28号財産の取得(新庁舎用什器等(収納庫ほか))について	[可決]
議案甲第29号財産の取得(新庁舎用什器等(デスクほか))について	[可決]
議案甲第30号財産の取得(新庁舎用什器等(カウンターほか))について	[可決]

[令和4年9月16日 委員会議決]

[令和4年9月29日付託]

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について	[認定]
議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について	[認定]
議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について	[認定]

[令和4年10月4日 委員会議決]

2 請 願

[令和4年9月14日付託]

請願第2号幸津町囑託員委嘱に関する請願	[不採択]
---------------------	-------

[令和4年9月16日 委員会議決]

3 陳 情

陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

4 報 告

公共施設等総合管理計画の進捗状況について（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和3年度指標実績について（総合政策課）

令和4年9月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 森岡敬晶

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

選挙管理委員会事務局次長 縄田明久

企画政策部長 松雪努

企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和

総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼

環境対策課参事 田中大介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

総務部審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの

作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第27号財産の取得（新庁舎用什器等（ラックほか））について

議案甲第28号財産の取得（新庁舎用什器等（収納庫ほか））について

議案甲第29号財産の取得（新庁舎用什器等（デスクほか））について

議案甲第30号財産の取得（新庁舎用什器等（カウンターほか））について

〔説明、質疑〕

請願審査

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願

〔趣旨説明、質疑〕

企画政策部審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第22号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

8人

7 その他

議員傍聴 2人

池田利幸 成富牧男

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係について説明をさせていただきます。

説明につきましては、総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款11地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金1,392万4,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税2億8,609万4,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

御手元に配付しております参考資料2ページをお願いいたします。

普通交付税の推移等につきまして記載をいたしております。

令和4年度につきましては、現時点で交付額が8億8,609万4,000円となっております。

当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定における単位費用の増減及び臨時財政対策債発行可能額の減などがあり、全体として増額をしております。

続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、マイナス4億2,307万3,000円につきましては、令和4年度当初予算及び6月補正予算等で財源調整のために繰り入れておりましたものを繰越金の補正や地方交付税等の増があったことにより、繰り戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金12億7,793万円の補正につきましては、令和3年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

御手元に配付しております参考資料の3ページ目に、繰越金の詳細について記載をいたしております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が12億7,793万1,000円ということになっております。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業や子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等をはじめとした国庫支出金が、令和4年度に返還金として支出される分として、3億円程度が超過収入となっていることなどから、繰越金が増額となっているところでございます。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

款23市債、項1市債、目8臨時財政対策債、節1臨時財政対策債3億円の減額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節24積立金6億4,000万円につきましては、令和3年度繰越額の確定に伴いまして、財政調整基金へ4億4,000万円、減債基金へ2億円の積立てをするものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページ目をお願いいたします。

財政調整基金につきましては、令和4年度9月補正後現在高、約46億2,000万円、減債基金は約22億5,000万円となる予定でございます。

次に、目13公共施設整備基金費、節24積立金2億円につきましては、老朽化しております各公共施設の今後の改修及び資材単価の増等による事業費の増加に備え、積立てを行うものでございます。

なお、令和4年度9月補正後の現在高は約32億3,000万円となる予定でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、4ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費及び目3消防施設費でございます。

5ページをお願いいたします。

本年7月に開催の県消防操法大会で優勝いたしました、鳥栖市消防団第2分団が10月に千葉県市原市で開催されます全国消防操法大会に出場するために要する費用でございます。

4ページに戻っていただきまして、節8旅費につきましては、千葉県市原市への旅費及び費用弁償でございます。

節10需用費につきましては、操法競技に使用する操法用シューズ等を購入するものでございます。

節12委託料につきましては、鳥栖市消防団第2分団が大会に出場するための全国消防操法大会訓練委託料でございます。

続きまして、目3消防施設費でございます。

節10需用費につきましては、操法用ホース等の購入、燃料費、消防ポンプ自動車の修繕料でございます。

節11役務費につきましては、消防ポンプ自動車の移送費でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係の説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

森山林委員

今回第2分団が全国大会に行かれるわけですけれども、県大会で人数制限をされたと思います。

そういった中で、今回、全国大会について話を聞きますと、20名ぐらいとなっておりますけれども、それ以降、人数の変更があつておるのか。

それから、予算は500万円上げているけれども、私たちもちょうど10年前に行ったときにも、500万円では予算的にあれやっただすけれども、今回、人数制限が20名か何かでされておりますけれども、それ以降変更があれば、お願いいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど御質問いただきましたように、当初につきましては、20名という制限をかけるようにお話をいただいておりますが、その後規制が緩和されまして、全体で35名まで大会に参加できるというふうに変更があつているところでございます。

以上でございます。

森山林委員

予算はそれを踏まえたところですか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

予算につきましても35名まで参加できるような形で組んでおりますので、大丈夫でございます。

尼寺省悟委員

繰越金の12億7,700万円の説明で、参考資料の3ページにその辺のことが書いてあるので、もう少し詳しく説明をお願いします。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

繰越金につきまして、参考資料の3ページ目をお願いいたします。

先ほど私が申し上げました、国庫補助金の令和3年度に超過で入ってきている分というのは、数字的には、なかなかこの部分ではお示しができていない部分ではあるのですが、歳入繰越の分としては、マイナス12億3,900万円ということになっております。

こちらにつきましては、もともと令和3年度から、令和4年度に明許繰越事業として行っている事業で、国、県の補助金等が12億円ぐらいございますので、その部分が単純に減少している部分がございます。

ただ、これ以外といたしまして、例えば、各事業を担当課で行う際、国庫補助事業、県の事業を行う際に、年度の初め頃に、国庫補助金等の申請をいたします。

**議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例**

中村直人委員長

次に、議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記から送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

議案説明資料の3ページ目をお願いいたします。

議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は、選挙管理委員会でございます。

改正内容といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴うもので、鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

この額は、全国一律で、この引上げ額の根拠って何か示されているんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この分につきましては、衆議院選挙の年に、国のほうで基準額の見直しを毎回行っているところでございます。

その分につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と、人件費、物価の変動等を考慮して、全国に準じまして変更で上げさせていただいているところです。

松隈清之委員

額はもう全国一律？

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

国に準じておりますので、一律になっております。

松隈清之委員

議案甲第30号財産の取得（新庁舎用什器等（カウンターほか））について

中村直人委員長

続きまして、議案甲第27号、第28号、第29号、第30号財産の取得、新庁舎用什器等について議題といたします。

資料は書記から送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、議案甲第27号、第28号、第29号及び第30号まで、一括して御説明をさせていただきます。

議案甲第27号から議案甲第30号までの4議案につきましては、新庁舎で使用するラック、収納庫、デスク、カウンター等の什器等の取得に関するものでございまして、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条に規定されている、予定価格が2,000万円以上の財産の取得となりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

物品の購入に当たりましては、去る9月1日、指名競争入札を行いまして、翌日9月2日に仮契約をそれぞれ締結したところでございます。

鳥栖市議会定例会議案（その2）の3ページをお願いいたします。

議案甲第27号財産の取得（新庁舎用什器等（ラックほか））について、御説明させていただきます。

取得価格につきましては、4,754万4,357円。

購入物品といたしましては、固定を伴います本館の収納庫及び北別館2階の書庫、倉庫のラック等でございます。

契約の相手方につきましては、株式会社クキナミでございます。

4ページをお願いいたします。

議案甲第28号財産の取得（新庁舎用什器等（収納庫ほか））について、御説明させていただきます。

取得価格につきましては、4,610万3,090円。

購入物品といたしましては、固定を行わない本館の収納庫、打合せスペース等に設置いたしますパーテーションでございます。

購入の相手方につきましては、マサキ事務用品でございます。

5ページをお願いいたします。

議案甲第29号財産の取得（新庁舎用什器等（デスクほか））について、説明させていただきます。

取得価格につきましては、3,973万4,431円。

購入物品といたしましては、職員の増減にも対応しやすいデスク、デスクの引き出しとして使用するワゴンでございます。

購入相手方につきましては、マサキ事務用品でございます。

6ページをお願いいたします。

議案甲第30号財産の取得（新庁舎用什器等（カウンターほか））について、御説明をさせていただきます。

取得価格につきましては、5,215万7,600円。

購入物品といたしましては、窓口のカウンター及び椅子、ロビーチェア等でございます。

購入相手方につきましては、有限会社永文堂でございます。

鳥栖市議会定例会議案参考資料（その2）をお願いいたします。

3ページ、4ページ、5ページ及び6ページにつきましては、それぞれの物品売買の仮契約書でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明いただきました、それぞれの具体的な中身について教えていただきたいと思うんですけれども。まずそれぞれに、ラックほかなどと、「ほか」というふうについているんですけれども、デスクほか、カウンターほか、収納庫ほかというふうについていますが、「ほか」が何を指しているのかをまず教えてください。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

「ほか」と記載しておりますのは、購入いたします物品、例えば、議案甲第27号でありますと、ラックと収納庫を購入いたしますので、1つ表記じゃなくて、「ほか」というふうな形で記載をしております。

議案甲第28号につきましても、収納庫とパーテーションを購入いたしますので、その分は「収納庫ほか」ということで記載いたしております。

「デスクほか」につきましては、先ほど御説明したとおり事務の引き出し用として使用しますワゴンを購入いたしますので、「ほか」という表記をさせていただいております。

議案甲第30号につきましては、窓口のカウンターのほかに、ロビーチェア、それに待合ス

ペースに設置いたします記載台を購入いたしますので、「ほか」というふうな記載をさせていただきます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

それぞれ何台ずつぐらい買う予定をされているのか、台数を教えてください。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

主なものですが、A 4 ファイルが 6 段収納できます収納庫が 115 台。7 段収納可能な収納庫が 84 台。北別館の書庫に設置しますラックが 197 台。

これが議案甲第 27 号になります。

議案甲第 28 号でございますけれども、こちらが先ほど御説明したとおり、固定を伴わない収納庫ということで、3 段収納可能な収納庫が 405 台。4 段収納可能な収納庫が 132 台。それにパーテーションが 188 台となっております。

議案甲第 29 号でございますけれども、12 人まで配置が可能な事務用デスクが 35 台。それと 10 人まで配置が可能な事務用デスクが 6 台。それに事務用デスクの引き出しで使用しますワゴンが 351 台となっております。

議案甲第 30 号でございますけれども、1 階から 3 階までの窓口に設置するカウンター一式でございます。それと椅子が 243 台、ロビーチェアが 32 台、記載台で、車椅子を使用されている方が利用される記載台も合わせまして 18 台となっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

それぞれの金額と単価を教えてください。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

すみません、資料を持ち合わせておりませんので、一覧表で出します。

牧瀬昭子委員

では、一覧にして、また後ほどでよろしく申し上げます。

現在あるものに関して、もし交換ということであれば、それぞれ収納方法などが必要かと思えますけれども、それに対してはどのようにお考えでしょうか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

現庁舎の分で利用できるものは極力利用したいと思っています。

それで、使わないものといいますか、そういったものにつきましては、他の公共施設のほうに、いろいろな要望とか、利用できるものについては、そちらのほうで利用をしたいと思

っています。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

いいですか。

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時36分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

請願審査

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願

中村直人委員長

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願を議題といたします。

本請願について、委員会において、紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それでは、紹介議員の趣旨説明を求めます。

森山林委員（紹介議員）

ただいま議題となっております、委員会付託されました請願第2号について、趣旨説明を

させていただきたいと思います。

先ほど本会議場で、中川原議員のほうから説明がございましたけれども、私のほうからは、時間の関係もございますので、若干、省略しながら説明をさせていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

今回の請願でございますけれども、幸津町区長代理豊増義治さんほか、25名の役員の署名で提出をされております。

昨年からこれまで、市長宛てに陳情書を出してきたが、いずれの回答においても、豊増現区長との間で嘱託員業務委託契約を締結しなかったことについては、個別の事情により、お伝えすることができませんと言われてきただけであって、こういった中での具体的な説明をされていないということで、今回この請願に至っておりますので、請願の中身を抜粋しながら申し上げたいと思います。

請願の趣旨でございますけれども、鳥栖市において幸津町区の嘱託員候補者を選任し、嘱託員として委嘱していただくよう請願をいたしますということでございます。

請願の理由は、現在、幸津町区では、昨年4月以降、嘱託員が不在となっていることから、町民が多大な不利益を被っているということでございます。

そういった中で、現在まで幸津町の嘱託員が選任されていないことから、鳥栖市内の嘱託員により構成される嘱託員会に幸津区民の誰も出席できていないのが現況であるということでございます。

このことにより、本来市民に周知されるべき事項が伝達されておらず、十分な住民サービスが享受できておりませんということでございます。

昨年8月17日の浸水被害についても、嘱託員会で、これも市の建設課、それから佐賀県土木事務所の出席によりされておりますけれども、その情報も伝わっていないということでございます。

今度の災害の状況において被害を把握できず、幸津町区民の情報提供を受けていないことから、今後、個別の説明や情報提供がなされたとしても、地区との間で時間差が設けられる以上、適時の情報提供、共有とは言いがたいものと考えているということでございます。

それから、市から嘱託員に対し、住民の異動通知が送付されていましたが、これが昨年4月以降、送付されておらないと。

町区住民の転入転出、出生、死亡について把握ができておらないということでございます。

それから、ごみの焼却場の件など、地元住民の生活に密接に関係する報告が嘱託員会でなされたようですが、幸津町区では、いまだにその詳細を把握できていないというようなことでございます。

このようなことから、本来、市が行うべき市民サービスの不履行であると考えております、ということでございます。

そして、これまで再三にわたり、鳥栖市長宛の陳情書を提出してきたが、いずれの回答においても、豊増現区長との間で嘱託員の業務委託契約を締結しなかったことについては、個別の事情により、お伝えすることはできませんと述べられているだけでありますので、このことについても、後で執行部とのあれで、お尋ねをしたいと思っております。

鳥栖市が回答のよりどころとしている、この鳥栖市政事務委嘱に関する規則ですね。

手元にもらっているんですけども、ここにその規則が参考しておりますので、この資料の配付をお願いしたいと思います、委員長よかでしょうか。

中村直人委員長

配って。

[資料配付]

森山林委員（紹介議員）

今、お手元に上げて、皆さん方御存じのとおりでございますけれども、これから条項、条文が入ってまいりますので、いいでしょうか。

鳥栖市政事務委嘱に関する規則では、第2条に「嘱託員は、市長の定める区域において、市長が適当と認める者に委嘱する」と定めております。

市長の裁量の下、市長が委嘱する者とされているにもかかわらず、鳥栖市は豊増現区長に対して、新たな嘱託員を推薦していただきたいと、何ら規則に定めのない要求をされておられますということでございます。

当然、現区長には、その義務は存在しないどころか、過去に遡ってみても、これまでの委嘱の前提として、他者の推薦が必要であったことはないと思います。

1つの例ですけれども、昨年10月に三島の区長さんが亡くなられたときには、後任の区長予定者の方と、直接、この委嘱契約が締結されておられます。

さらに、豊増現区長と嘱託員契約を再締結しないとしたのは、豊増現区長の任期満了に伴い再契約を拒否したというのが実態であるところ、この規則第3条1項では「嘱託員の任期は、2年とする」と定められ、3項で「嘱託員は、前2項により任期が満了した場合においても、後任者が委嘱されるまで在職するものとする」と定められております。

現在の幸津町においては、後任者が委嘱されていないのですから、鳥栖市が規則に従うのであれば、引き続き豊増現区長が在職していることになります。

しかしながら、鳥栖市は豊増現区長の嘱託員会の出席を拒絶されておられるわけでございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

幸津町区の嘱託員に関しまして、経過について、御説明をさせていただきます。

幸津町区の当該区長の本市職員に対します傷害被告事件に関し、令和3年4月9日の簡易裁判所において判決を受け、閉廷後の裁判所の建物の中で、既に当該区長に送付しておりました嘱託員業務委託契約書につき、申込みの取消し、契約を締結しない旨の書面を、当方弁護士から当該区長の代理人弁護士に対し手渡しをしております。

また、その場にて、区長は不在でしたが、区長の代理人弁護士、総務課職員、当方弁護士の三者で協議をし、嘱託員の推薦及び今後の文書配布の方法について、今後、弁護士同士で協議をしてもらうこととなりました。

令和3年4月12日に、区長の私印が押印されました業務委託契約書等が郵送されてきましたが、4月9日に申込みの取消しの書面を相手方にお渡ししており、この契約書には効力がないため、当方弁護士から当該区長の代理人弁護士に返送いたしております。

このように、当該区長には嘱託員を委嘱しない、業務について委嘱をしないと市は明確に意思表示をしておりましたが、令和3年4月22日に開催されました旭地区嘱託員会では、開催場所の旭まちづくり推進センター内会議室に、嘱託員でない当該区長が入ろうとしたため、市職員で制止するようなことがありました。

また、令和4年1月21日に開催されました旭地区嘱託員会でも、開催場所の旭まちづくり推進センター内会議室において、嘱託員でない当該区長及び理事、役員3人が、嘱託員会会場に入ろうとしたため、総務課職員で制止をしております。

また、その際には、数人の市議会議員さんも同行しております。

業務連絡の状況といたしましては、令和3年4月から幸津町区で嘱託員が不在となり、市の業務連絡が幸津町区の区民に届かないことにならないよう、町区の代表者である区長には嘱託員として適任な、区長の代わりの方を教えていただけるように働きかけを行っております。

令和3年6月に送らせていただきました文書につきましては、期限を過ぎて推薦がいただけないときは、幸津町区の区民に対して、配布文書により、嘱託員の募集を行いたいと考えておりますと記載をしており、一定の方向性を示す意味でお出ししたものでございます。

嘱託員に関する依頼文書につきましては、令和3年度中、当方弁護士から当該区長の代理人弁護士に対しまして2回。

市から当該区長宛てに6回送らせていただいております。

令和4年度は、8月に1回、理事、役員宛てに送らせていただいております。

その際には、町区の役員や区長代理から連絡をいただき、こちらからも区長代理や町区の

方に嘱託員になっていただくよう働きかけをお願いいたしました。お断りをされております。

さらに、幸津町区での文書配布の方法について、御返事をいただいております。そのため、市の職員で3回文書配布を行い、その後は業者に委託をして文書配布を行っているところでございます。

8月31日付で、幸津町区区長代理、理事、役員の方から、市に頂いております嘱託員委嘱に関する要望書に「速やかに幸津町区の嘱託員の募集をしていただき」とありますが、現在の状況といたしましては、町区の役員の方、住民の方とお話をさせていただく機会も得ることや、文書を差し上げることで、役員の方から直接連絡をいただき、嘱託員の件で市役所を訪問された区民の方とも直接お話をいただいております。今後もこのような働きかけも行ってまいりたいと考えております。

以上、経過の説明とさせていただきます。

石丸健一総務部長

請願が議会に出されるまでの状況については、ただいま総務課長が御説明したとおりでございますが、昨日、別件で幸津町の区長代理さんと市役所でお会いをした際、「区で選んだ区長を嘱託員に」と私に言われましたので、「それはできません」と申し上げたところ、「じゃあ市で選任してくださいよ」とおっしゃいました。

ですので、私のほうから、「区長代理を選任したら受けてもらえますか」と申し上げたところ、「受けません。区で選んだ区長を」とおっしゃいました。

今議会に請願が区長代理名で出されている中での話でしたので、驚くとともに、困惑している状況でございます。

以上です。

中村直人委員長

ありがとうございました。

今、執行部からの説明がありましたので、若干、委員の皆さんとやり取りをしたいと思っております。

請願の内容に関して、執行部に現状、問題点あるいは見解を求めるなど、質疑がある方は、挙手をお願いして、発言を求めたいと思います。

松隈清之委員

請願の中に、いろんな不都合と申しますか、連絡が来ていないというふうになっておりますけれども、この連絡等は、現状どうなっているんですか。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

先ほど課長のほうから説明をさせていただきましたように、連絡について、まず文書配布については、遅れないような形で業者委託という形になります。

序盤は職員が3回ほど文書配布をしておりましたが、そういう形で、幸津区民の方には周知ができないことがないように、全戸に対して、360戸配布をさせていただいております。

それと、嘱託員会の議題等につきましては、担当の部署から区長のほうに御連絡をさせていただきまして、アポ取りをしまして、お会いさせていただいて、お話をするとか、お会いいただけないときについては、何度かアポを取りますが、最終的にお会いできないときは文書で、そういった遅れないような形でさせていただいております。

以上です。

松隈清之委員

ということは、災害とか命に関わるとか、生命と財産に係るようなこともってあるんですけど、この辺については、嘱託員としてではないにしても、そういう情報は行っているというふうに理解をしいいんでしょうか。

石丸健一総務部長

おっしゃったように、情報についてはお届けしております。

ただ、最初の段階で、県の説明のほうで1回不足したということはあったというふうに聞いておりますので、それ以降はそのようなことがないように、市と県とも気をつけて連絡をさせていただいております。

松隈清之委員

あと、この請願書の中では、問題解決に向けた努力を放棄されていますと書かれていますけれども、今の説明を聞く限りは、嘱託員の推薦なり、受けてもらえるかの願いはされてきたっていうことでよろしいですか。

石丸健一総務部長

そのとおりでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

一つは、この請願書の中で、なぜ選任しないのかということについて、個別の事情といった言葉が書いてありますね、個別の事情と。

もちろん個別の事情が何であろうと、選任するのは市長の権限だから、別に理由が要る、要らんはないと思うけど。

ただ、個別の事情は何なのかということについて、先ほどあなたが言われたように、裁判

所の判決がおりて、罰金刑か、出たと、暴力事案について。

そのときに、取消しの書面を渡したということをおっしゃったんですね。

だから、個別の事情というのは、そういうことでしょうか？要するに、罰金刑を受けたということが事情であって、そういう人が、嘱託員としては適当でないというふうに市長が判断をして、そういうふうにしたというふうに理解していいんですか。

石丸健一総務部長

そのように思っていていただいてもよろしいかと思います。

尼寺省悟委員

であれば、個別の事情と書かなくて、きちっと——そういった罰金刑を受けたというふうには言わないのかなと思ったんですが。

石丸健一総務部長

こちらのほうから積極的に申し上げるべき事項ではないというふうに思っておりますので、お聞きされれば、お答えするという形になるかと思います。

尼寺省悟委員

それから、一般論としてもいいんですけども、こういった罰金刑を受けた人に対してはもう選任しないというふうな、そういった公務員として——準公務員、そういったルールっちゅうのが、鳥栖市ではあるんですか。

石丸健一総務部長

罰金刑の云々ということではなくて、判決の内容ということで市長が御判断されたものというふうに思っております。

尼寺省悟委員

あくまで市長が判断したということですね。

それで、もう一点あるのが、区長が選任されない間には、嘱託員の任期は2年とすると。

嘱託員は、前2項により任期が満了した場合においても、後任者が委嘱されるまでは在職するものだというようなことを、ここに書いてあるわけですね。

だから、今は後任者が委嘱されていないということであるならば、前任者がするというのが、このルールじゃないのかなと思うけれども、そういうことも書いてあるけど、その辺については、どんなですか。

石丸健一総務部長

その前に、市長が選任するようになっていきますので、市長が適当でないとお認めの方について、その規定を用いることはないというふうに判断しております。

尼寺省悟委員

最初に戻るけれども、先ほど総務部長は、いろいろ昨日の出来事を言われたんですけど、この請願の最後のところに、「私たちは改めて豊増現区長を嘱託員として推薦致しますが、これが規則第2条に則り受け入れて頂けない場合には、是非とも、「鳥栖市長が適当と認める人物」に嘱託員を委嘱していただきたい」というふうに書いてあるわけですね。

私はこの最後のところに非常に注目しているんですが、あくまで委嘱するのを決めるのは市長であると。

周りがどんなに言おうと、何しよう。

ということであるならば、いまだもって委嘱されていないということについては、私は市長の責任っていうか、かなりのものがあると思うんやけれども、その辺、どうなんですか。

石丸健一総務部長

確かにそのように書いてありますけれども、最終的に受けていただく、いただかないという個人的な判断があると思います。

先ほど申し上げたように、私は昨日、可能性としてのお話はさせていただいておりますけれども、そこではっきり拒絶をされておりますので、そういうことかなというふうに思っております。

尼寺省悟委員

今後の問題として、今のような状態であれば、今のような状態がずっとやっぱり続くと。それはあなた方もよしと思っていないわけでしょう？で、どんなふうにしていくのかと。いろいろやってきたけれども、駄目であったと。

この前、成富議員が一般質問で、公募の話をしましたね。

それに対して、やるともやらないとも、あんまりきちっとした返事がなかったけれども、今の区長代理さんに言っても受けてもらえないと。

で、幸津町から現区長だと。で、それは駄目だと。

というふうなことであるならば、あと考えられるのは、公募をするということしかないんじゃないかと思うけど、その辺を含めて、今後どういった形でこの問題を解決しているかと考えていますか。

石丸健一総務部長

先ほど総務課長のほうから申し上げさせていただいておりますけれども、区民の方からのいろんなお話とか、そういうものが総務課のほうに上がってきたりしておりますので、私どもとしては、できるだけ幸津町区の町区の組織を活用できる方になっていただくべきというふうに、それは最初からそう思っております。

ですので、努力は続けてまいりたいと思いますけど、今、委員がおっしゃったように、現

実的には非常に困難な状況にあるというふうには思っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

先ほどは一応、経過の説明をしていただきました。

その間に、旭地区の区長会から、たしか意見といいますか、要望関係が上がっていると思いますけれども、それに対する答弁は、どのような形で答弁されておりますか。

それは分かりますか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

地区からの要望ということは特には……、幸津町からの要望書というのは特にございません。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

地区からっていうのが、旭地区からはあっておりませんが、幸津町区から、区長代理の方、理事の方、役員の方、連名で要望書というのがあっておりまして、内容的には、速やかに幸津町区の嘱託員の募集をしていただきたいということが趣旨だと思っております。

以上です。

石丸健一総務部長

令和3年9月に区長会長の西田町区の区長さんが出されたことを多分おっしゃってあるのかなというふうに思います。

この中で、旭地区で嘱託員が不在のため、嘱託員会で市が説明する事案について区民に伝達できず、区民に不利益を生じているというようなことでもございましたけれども、これも、先ほど私どもが御説明しておりますとおり、嘱託員が不在の町区については、後任の嘱託員の推薦について働きかけを行ってまいりたい。

また、旭地区区長会からも、嘱託員が不在の町区の区長に対し、働きかけを行っていただければと考えております、というふうに回答しております。

以上でございます。

森山林委員

そうしたらとにかく、先ほどからお聞きしますと、文書では再三、とにかく残るように、文書は交わしてありますけれども、現区長本人とお話はしたことあるんですか。この文書に関して。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

町の役員の方ですとか、区長さんとお会いするような場においても、やはり嘱託員になっ

ていただく場合には、班組織を使わせていただくようなことが必要になってきますので、町からの役員であるとか、区長代理さんも含めてですけれども、そういう形で御協力いただけないかというお話はそのたびにさせていただいているところでございます。

石丸健一総務部長

お電話ではございますけれども、区長さんと直接、その件でお話をしたことはございますけれども、先ほど私が申し上げたとおりのお答えをさせていただいております。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにごりませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、執行部に対する質疑を終わります。

それでは、本請願の取扱いを、また委員の皆さんとお話をして、後日、協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時34分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

企画政策部

議案乙第20号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 4 号)

中村直人委員長

これより企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第20号であります。

それでは、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料につきましては、書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長

令和4年9月定例会総務常任委員会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今委員会における企画政策部関連議案につきましては、委員長御紹介のとおり、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の1議案でございます。

内容につきましては、担当の課長が説明いたしますけれども、今回の補正予算につきましては、歳入の補正でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の企画政策部関係について御説明いたします。

資料は総務常任委員会資料でございます。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金の1,432万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入れに伴うものでございます。

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入23万4,000円につきましては、令和3年度の鳥栖地区広域市町村圏組合からの返還金でございます。

以上で説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

次に、市民環境部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩



午後 1 時40分開会

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は、議案乙第20号、第21号、第22号及び議案甲第23号であります。

初めに、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料のほうは書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民環境部税務課関係について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会、市民環境部関係資料の2ページのほうをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款2 総務費、項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節12 委託料につきまして、国が進めますデジタルガバメントで、基幹システムの標準化の一つであります、地方税の共通納税システムの税目拡大及び納付書への統一規格、QRコード活用の対応に伴います滞納管理システムの改修に係る経費を補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

伊藤克也委員

確認というか、教えてほしいんですけど。

納付をしていただけなかったとかっていったときに、より納付をしていただけるようなシステムっていうふうな——QRコードを含めてですね。

そういった理解の仕方ではよかったですか。

佐々木利博税務課長

QRコードは、納付の方法を増やすということで、QRコードを使うことによって全国の金融機関で納付することができるようになります。

あと、銀行間のやり取り、納付書で納めたときに納付済み通知書というのが市役所のほうに来ますけれども、それが電子的に来るので、紙の往来がなくなるというふうな形になります。

伊藤克也委員

じゃあ、より納付をしやすいシステムに、市民の方がより納付をしやすいになるっていうふうなシステムを改修するっていう理解の仕方ではよかったですね。

佐々木利博税務課長

そういうことになります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料のほうは、書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算資料により説明をさせていただきます。

資料は2ページをお願いいたします。

まず歳入について申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、システム改修に対する県補助金でございます。

次に、款6繰越金につきましては、令和3年度国民健康保険特別会計の決算に伴う繰越金で、歳入総額から歳出総額の収支差引き額を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料につきましては、本年度から実施する未就学児の国保税均等割の軽減措置に伴い、国保事業報告システムの改修が必要になったため、その改修費用を計上しております。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金、節24積立金につきましては、歳入で説明申し上げました、令和3年度の決算に伴う繰越金と同額を基金積立金として計上しております。

次のページをお願いいたします。

3ページでございます。

令和3年度の国保特別会計の決算状況を記載しております。

歳入総額は78億8,506万5,772円。

これに対しまして、歳出総額が76億6,476万6,758円となっており、この結果、令和3年度の国保特別会計の収支差引き額は、2億2,029万9,014円の黒字となっております。

今回の補正では、この額を歳入の繰越金として計上し、同額を歳出の基金積立金として計上しているところでございます。

次に、繰越金の今後の対応について御説明をいたします。

①に記載しておりますけれども、繰越金のうち、1億1,859万8,708円は、令和4年度内に県へ返還する必要があるとございます。

これは、平成30年度の国保制度の改正により、佐賀県が財政運営の主体となったことから、出産育児諸費、葬祭費及び傷病手当金などを除いた保険給付費につきましては、県からの普通交付金により全額賄われることになったもので、決算により、普通交付金の超過交付分等を翌年度に返還するものでございます。

そのため、表の中の歳入の県支出金のうち、青字で記載した県普通交付金53億1,474万4,000

円の歳入額に対し、歳出の2保険給付費のうち、赤字で記載した県普通交付金対象分となる保険給付費が52億766万8,198円の歳出額となったため、この差額を県へ返還する必要があります。

また、歳入の8諸収入のうち、青字で記載した、第三者行為納付金等の1,085万5,630円につきましても過年度の保険給付費分に当たりますので、これも県へ返還することになります。

さらに、ここには記載しておりませんが、今回、退職者被保険者等返還金66万7,276円が過年度分精算金として県より通知を受けておりますので、これを合わせて、県へ返還することになります。

この結果、令和4年度内の県への返還金の予定額は1億1,859万8,708円となっております。

この返還金につきましては、県からの確定通知を受けた後の12月補正で予算計上させていただき予定としております。

なお、この財源につきましては、今回、基金に積み立てる繰越金の一部を基金から繰り入れたいと考えております。

②に記載しておりますが、今回の繰越金から県への返還金を差し引いた1億170万306円が、令和3年度の実質収支、いわゆる剰余金となります。

この剰余金につきましては、今後の国保税の抑制、あるいは財政基盤の安定化を図るための財源として、今後の社会情勢や収支状況を勘案しながら活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今の3ページの説明で、繰越金の今後の対応についてというところで、県に返還するということについて説明があったんですが。

2番目のいわゆる剰余金ですか、税率抑制または、財政安定の財源として、今後の状況を勘案して決定していきたいということで約1億円、この推移はどうなっていますか。

県と一緒にした後の剰余金の推移。

分からなければ後でいいんですけど、それはもう後でいいです、数値として。

こういった傾向といったものは、今後もこういった傾向で続くんですか。

続くとするならば、税率抑制、ただでさえ高い国保税引下げとか、そういったことも考えられると思うけれども、その辺の見通しっちゃうか、その辺をちょっと聞きたいんですけど。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

平成30年度の国保の改革によりまして、毎年黒字になっております。

令和3年度の末、基金残高が1億7,100万円程度でございます。

毎年5,000万円から七、八千万円、積み上がってきているところでございます。

この間、御承知かと思えますけれども、令和2年度並びに令和4年度は税率の抑制財源ということで、2,500万円をそれぞれ投入しております。

県のほうから標準税率が示されますけれども、今後、税率が極端に上がるようであれば、この基金を充てて、税を抑制していきたいというふうには考えております。

今後の見通しにつきましては、資料はございませんけれども、決算では御説明いたしますけれども、令和3年度は、令和2年度のコロナ禍の中で、療養給付費が令和元年度に比べますと、五、六%落ちておりましたけれども、令和3年度はその反動か、はっきり分かりませんが、かなり医療費が上がっております。

今後も医療費がずっと上がっていくだろうというふうには考えられますので、それに伴って税率も上がっていくんじゃないかなというふうに思われます。

ですので、そういった中で、基金をうまく活用しながら、被保険者の負担が、できるだけ広がらないような格好で協議して、抑制していければなというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

県と一体化することによって、それ以降黒字が続いているという話だけど、やっぱり黒字が続いているということは、そういった効果があったというのは、単独ではなくて一体化したということによる効果が出たということで黒字が続いていると。

そういうふうには考えていいわけ？

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

おっしゃるとおり、実績としても、国保制度改正に伴って赤字になっているところはほとんどございませんし、ほとんど黒字化されておりますので、今後も黒字化で健全運営を図っていけるというふうには考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

次に、議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書によりまして説明いたしますので、議案書の7ページのほうをお願いいたします。

この改正は、税務課窓口等における証明手数料のキャッシュレス決済の導入に伴いまして改正するものでございます。

地方自治法第231条の2の3の第1項においては、指定納付受託者は、「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる」とありますが、現在の市の条例では、申請者から直接、現金により徴収することのみが想定されているため、収納を指定納付受託者に委託して、電子マネーやスマホのコード決済等の手段により、証明手数料を納付することができるように例外的納付を可能とするために、第3条に、ただし書を加えて、整理を行うものでございます。

施行の日は、公布の日としております。

以上、説明といたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

具体的にどういう決裁なのか、P a y P a y っぽいのかなあとイメージしつつも、確認したいので、具体的に教えていただきたいのと、手数料はそれによって増減しているんでしょうか。

一緒だとは思いますが、例えば300円が330円に変わったとか、そういったものを併せてお答えいただけますでしょうか。

佐々木利博税務課長

今回、収納できるのは、電子マネーと言われる交通系のカード、SUGOCAとかn i m o c a ですかね、交通系のカード。

あと、スマホのコード決済ということでP a y P a y とかいろいろ、E d y とか、いろいろなものがございます。

それとプラス、クレジットカードの決済というのが可能となります。

料金につきましては、今、諸証明手数料は同じですので、同じ金額となります。

以上、説明といたします。

中村直人委員長

よろしいですか。

松隈清之委員

いわゆる決済の多様化ということでしょうけれども、どっちかというほどではないですけど、現金以外は今後増えてくると思うんですよね。

この改正の案文って、このように改正してくださいみたいな、標準的な改正案みたいなのは、総務省とかからお示しがあつたってことですか。

佐々木利博税務課長

特にそういう案文というのはございませんので、また、近隣の市町村等の状況を見まして、今回、ただし書を入れさせてもらっております。

松隈清之委員

非常にレアケースであればこういう書き方でもいいんだらうと思うんですけど、むしろ決済の仕方としては増えてくると思うんですよね。

それに対して、雑なという言い方をすると失礼かもしれんけれども、「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」、この言葉はもう何でもできるんですよね。

だから、もうちょっと決済の在り方としては今後増えてくるし、もしかしたら、そっちのほうが多くなってくるかもしれないんで、もうちょっと——今回これでいいですけど、条文をもう少し整理してもらったほうがいいのかなっていうことと、もう一個、今回こういうふうになっていますけど、例えば、今までコンビニで、マイナンバーカードとかで取れるじゃないですか、そういう証明書とか。あれってどういう解釈をされているのか分からない。

僕はn a n a c oカードとかで払うんですよ。

あれって現金扱いになっているんですか。

感覚的にはプリペイドカードで払っているんだけど、今までも現金で決済されているっていう認識でよかったですか。

佐々木利博税務課長

セブンイレブンの場合、証明書発行機は現金を投入されているかと思うんですけども。

今後、どういう電子決済というか、決済方法が増えるか分からないものですから、逆にこの市長が特に認めるときというふうな解釈を入れさせてもらっています。

松隈清之委員

分かりました。

いずれにしても、前提が現金っていうのは、今後むしろ、スタンダードではなくなる可能

令和4年9月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

企画政策部長 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

環境対策課環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

陳情

陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第22号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第27号財産の取得（新庁舎用什器等（ラックほか））について

議案甲第28号財産の取得（新庁舎用什器等（収納庫ほか））について

議案甲第29号財産の取得（新庁舎用什器等（デスクほか））について

議案甲第30号財産の取得（新庁舎用什器等（カウンターほか））について

請願審査

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願

[総括、採決]

6 傍聴者

6人

7 その他

なし

ます。

対象といたしましては、直近では、4年生、これは鳥栖、鳥栖北、若葉、基里、麓、旭小。5年生の対象では田代小、弥生が丘小でございます。

実施の時期になりますと、毎年10月から11月ですね、総合的な学習の時間の1コマ、45分を割り当てていただいて実施しているところでございます。

また例年、対象学年や日時については、各学校の希望を聞き取りまして、調整しながら決定しているものでございます。

これまでの実績といたしましては、平成22年度に始めまして、令和元年度までは、市内小学校全8校で実施しております。

ただ、令和2年度からは、コロナの状況でありまして、学校のほうの意向等々を確認しまして、希望される学校のみで実施をしておりますので、令和2年度は5校、令和3年度につきましては、4校。

今年度実施予定につきましては、4校ということで予定をしているところでございます。

それから、要望者の方への環境対策課からの回答内容について御説明いたします。

小学校の出前講座は、学校からの要望により、対象学年、時間を決めて実施しており、テーマは主に、地球温暖化を柱としました環境問題でございます。

出前講座の時間につきましては、学年ごとに教育課程、カリキュラムを決めてあり、総合的な学習の時間を当てられていることをお聞きしております。

したがいまして、環境対策課だけの判断で、出前講座の対象範囲を拡大することは難しいものの、今後、学校からの要請があれば、柔軟に協力することを回答しているところでございます。

また、出前講座以外で、今後、学校側から環境教育についての御相談があれば、環境対策課といたしましても、積極的に協力していきたいと考えているところでございます。

以上のとおり、要望者へこれらの回答を行いまして、市といたしましては、現状について御理解いただけたものと認識しているところでございます。

以上、陳情第18号鳥栖市における環境問題の取り組みに対する要望についての経緯と対応について、御説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりました。

この陳情について、委員の皆様方から御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

が行っている、4、5年生の出前授業についてということで、範囲を広げてほしいということに関しては、教育委員会のほうが、カリキュラムなどを通じてということがあると思うので、それは要望次第で考えていただければということでお話がありましたけれども。

第2番目にありました、自ら調べ、学び、考える時間ということで要望として上がっていると思うんですね。

これについて、先ほど内容の話をしていただきましたけれども、より具体的に考えて、自分たちから学ぶ力っていうのを育むためにも、ぜひ参加型のことを取り入れていただけないかなというのを要望させていただきたいと思います。

重ねて、以前見せていただいた際に思ったのが、スライドの中身が、少しずつ変えてあると思うんですけども、喫緊の課題ですとか、鳥栖市の取組ですとか、そういったものをぜひ取り入れていただきたいなと思います。

最後にもう一つ、要望として申し上げたいのが、鳥栖市内における環境の取組を行っている市民活動団体さんが、もうたくさんある中で、その方々にもぜひ御相談などをしていただいて、鳥栖市全体で取り組んでいかれている中身というのを盛り込んでいただいて、地域の方々と一緒に環境教育を、子供たちと一緒に取り組む内容として、ぜひ拡充していただきたいなと、この件について、要望させていただきたいと思うんですが。

中村直人委員長

今の牧瀬委員のほうからありましたけれども、この陳情については、総務常任委員会と文教厚生常任委員会の2つに分かれておりますので、文教厚生常任委員会のほうで教育関係はするだろうと思いますから、ここでは、外れていますので、そこら辺は質問者も御容赦お願いしたいと思います。

陳情が2つに分かれておりますから。

ですから、ここは環境対策課の取組についての協議ということになると思いますので。

ですから、陳情に対する答弁も総務常任委員会からと文教厚生常任委員会の2つが来ると思いますから、その点、御了承をお願いしたいと思います。

いいですか。

ほかにございませんか。

松隈清之委員

陳情ということで、こういう希望が来ているということで、それに関しては、担当課としては、あくまで今の説明によると、学校側からの要望に対して、出前講座等をしていると。

ある意味受け身の部分でありますし、ここに書いてありますように、学校教育の範疇に入りますんで、これは基本的には、各学校のほうで、どういうものを学ばせたいかという意図

ですので、きちんと囑託員について推薦できない、豊増区長をできない理由をきちっと述べて、そして改めてお願いすると。

いや、決めるのはもちろん市長であるけれども、その前段階として、ちゃんと区民の方々に筋を通して集まっていただいて、ちゃんとお話をする。

そして、幸津町の方々についても、それに対しては積極的に受け止めて、一番困っているのは幸津の人たちですので。

そういったことを考えてみて、やはり囑託員を何とかつくっていくということを、私はすべきである。

そのためにも、この請願といったものは、何としても採択すべきだと。

採択することによって、私は物事が前に進むということだと思います。

もう一回言いますが、つくるのは、鳥栖市長であって、今までできなかったことについては、彼に対して一番の責任があるんだということは、重ねて申し上げたいと思います。

大体そういうところですよ。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

今の尼寺委員の話の中で、囑託員を任命する、委嘱するのは市長、これはもちろん間違いない、委嘱するわけですから。

当然、委嘱する責任は市長にあるんですけども、最後のほうに書いてありますように、請願を出されてある、署名をされている方々の中では、今の区長さんを推薦していると、これを受け入れていただけない場合は、ということで、鳥栖市長が適当と認める人物に囑託員を委嘱していただきたいと。

ですから、市として、今の区長さんに委嘱ができないという理由は我々も聞きましたし、私はそのことに関して、理不尽なことではないというふうに理解をしています。

であるならば、これをそのまま採択するっていうことは、議会として、今、執行部の判断が誤りだから、そこも認めて、委嘱をせよというふうな意思だというふうになりますけど、いいんですか。（「私に聞いているの？」と呼ぶ者あり）

はい。自由討議だから。

尼寺省悟委員

あくまで幸津の方々にとっては、豊増現区長を囑託員に推薦したいと。

しかしながら、それができない場合には、鳥栖市長が認めてくださいと言っているんだから、私はそんなふうに理解はしませんけれども。

幸津の人たちが、豊増現区長を選んだわけですね、選んである。

それは一つの住民の自治であって、そのことに対して我々は何とも言うことはできないけど、必ずしもそれはあなたが言っているように、囑託員を推薦していないということが、誤りだというふうに、この文面からは、私は取れない。

あくまで、していただきたいけれども、できないときにはちゃんと認める人物を委嘱していただきたいと書いているというふうに、私は理解する。

松隈清之委員

もちろんこれ文章なので、どう理解するかっていうのは、受け取り手の理解の仕方がありますけど。

ただ少なくとも、この請願者、ここに署名もされてありますけど、請願者の意思としては、ここに書いてあるわけ。

これが受け入れてもらえない場合なので、まずこれがあって、これが駄目であれば、こうだと、2段階で書かれているんですよ。

ということは、基本的に、現区長も含めての選択肢というふうに、受け取るのが当然であろうかと思えますし、そうなったときに、これを採択するっていうことは、議会として、現区長も含めた、選択肢に含めたところで、囑託員を市長に選任しようというふうに意思表示をしているっていうふうにしか受け取れないと思います。

私はそういうふうに受け取れるので、これをそのまま採択するっていうのは適当でないと思うんですけど。

尼寺省悟委員

今の松隈氏の意見に対して、私はちょっと違う、そうじゃないんだと。

あくまで幸津としては、豊増区長をしていただきたいけど、それができないならば選んでくれと、そういうことだというふうに理解しております。

できない理由についても、個別の事情について、市のほうから答弁が、初めてあったんですね。

そういったことを踏まえるならば、松隈委員のような理解は、私はできないということだけ申し上げておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

私も請願者の紹介議員の1人でございます。

そういった中で、14日の委員会のときも申し上げましたけれども、やっぱり今回の請願は、

結果的に1年半、幸津区には嘱託員ができていないと。

そういったことで、再三、執行部、市長宛てに要望を出した。

しかし、今日まで取り組んで――最近になって取り組むというようなことでされておりますけれども、今回は、中身が分かりました。

それから、個別の事情。これによって適当でないから認めないということも今回、正式に分かりました。

そういった中で、この要望書の中で、今までは個別の事情によりできないだけで答弁をされておりました。要望書の答弁は。

しかし今回は、正式にこの委員会で分かりましたので、ここの最後に書いてありますように、どうしても現区長ができない場合は、やはり、市長が適当と認める人物に嘱託員を委嘱していただきたい。

私は、最後のこの文面に基づいて、請願の意味、そして今までの幸津区の、これまでの事情ですね、前面に書いてありますけれども、嘱託員がないということで相当不利益を被っておると。

ということで、この事情をこの議会にも知ってほしいということで請願されたものと思いますので、私はこの請願については、賛同いただくということでお願いします。

以上です。

松隈清之委員

嘱託員がないことで困っておられる、この文面に書いてあることは、多分ここにいらっしゃる委員さん、理解していると思うんですよ。嘱託員が速やかに新たに委嘱されるっていうことを、多分、全ての委員さんは、そのほうが望ましいと思ってると思うんですよ。

で、基本的に請願の採択、不採択にかかわらず、執行部が、じゃあその努力をしていないのかと、その努力に対して、足りる、足りないという意見はあるかもしれませんが、努力をしてないかと言われると、そうでもない。

で、少なくとも、委嘱する意思はあるんですよ、執行部の中で。

今回、聞いたときも、そういう意思があることは分かりますし、そういう努力もされておられると。

で、この問題、何に尽きるかという、執行部は現区長には委嘱はできないと言っているわけですよ。

で、そのことを、幸津区の皆さんが、受け入れられるかどうかだと思っんですよ。

受け入れた上で、じゃあ別の方でいいと、書き方としてはそうなっているんですよ。

適当と認める人物に委嘱していただきたい、これはこれで、後段の部分は間違いではない

んですけれども。

一方で、その努力をして、現区長以外の方で、それを引き受けていただける方がいなければ、結果として委嘱はされないんですよ、選んだとしても。

選んでも、受けられなければ、委嘱はされないんですよね。

だから、本当に地域の方が困っておられるとするなら、僕は極論言うと、請願の採択の是非の問題ではなくて、委嘱されるかどうかだという――困り事が解消されるためには。

で、正直、どういう形でこれを採択しても、執行部に言うべきことがないんですよ、選ぶための努力をもうやっているから。

仮にこれを採択するとして、何を執行部に言えますか？何をせよって言えるんですかね。

これ自由討議なんで、ほかの方の意見を聞きたいんですけど、これ仮に採択して、執行部に何を求めます？

尼寺省悟委員

今の松隈氏は、大きな誤解があると私は思うんよね。

この請願が、豊増現区長を嘱託員としてしてくださいという請願じゃないっちゃんね。

であるならば、あなたの意見はそうかもしれんけど。

してくださいと、推薦します、しかしそれができないならば、適当と思える人物を嘱託員に委嘱してください、これ、2段構えになっているじゃんね。

だから、豊増現区長を嘱託員としてしてくださいという請願じゃないっちゃん。

そうであるならば、今の松隈氏の意見になると思うけどね。

それが一つと、もう一点は、この請願を出された以上、鳥栖市民が、市長が適当と認める人を委嘱していただきたいといったときに、それを受けて市が動くかもしれん。

で、動いたときに適当な人、例えばここに役員で書いている方々に対してしたときにも、やっぱりそれに対して、より積極的に、能動的に受ける義務が生じるまでは言い過ぎかもしれんけど、やっぱり一緒に共同してつくり上げていくことに、これが通ればなるんじゃないかなというのがあるったいね。

それからもう一つ、やってきたと言うけど、私はやってきてないと思う。

実際ここに、昨日から嘱託員の募集ということについて、これが6月7日について、もし期限を過ぎて推薦がいただけないときには、幸津町区の区民に対して配布文書により、嘱託員の募集を行いたいと思っております、公募したいと。

こういったことを、幸津の区長に対して出しているわけ。

ところが、それ以降1回も公募ということをしてないんだね、1回も。

これはこの前、成富議員がした、公募せんのなら、やめたらどうかということに対して、

それはやめませんと。

だから、何かやっているといったって、やっていないし。

いろいろ言ってきたというけど、通知書を渡すだけで、直接お会いしていない。

で、一昨日、石丸部長が区長代理の方がどうのこうの言うけど、あれはたまたま会って言っただけであって、ちゃんと筋を通して、あなたにぜひ幸津町の嘱託員になってもらいたいと思うので、ぜひ市役所に来てくれと、そのことをお願いする方について呼んだわけで。

たまたま市役所に行って、会って、立ち話程度のことだと私は聞いとるったいね。

そういった意味で、鳥栖市が最善を尽くして、このために努力したというふうに、私は決して思えない。

だから、そういった不信感が幸津町の人たちにあるから、ある意味じゃ、こういった請願も出たのじゃないかなあと。

そういった気がいたします。

以上です。

松隈清之委員

どこの町でも基本的に区長さんが受けられていますんで、行政嘱託員として区長さんがなられているケースが、基本ほとんどなので、そのことに対して、疑問に思われる方はいらっしやらないのかもしれないですけども。

この方が適当でないという執行部の理由については、説明がありましたし、そのことが理解できると。

その上で、じゃあ困っているからほかの人でいいよっていうふうになぜならないのかが僕はよく分からないんですよ。

だって困っているのって、どこよりも町区の方じゃないですか。

恐らく、ここにも来られているんでしょうけれども。

町区の方が困っておられると、自分たちは現区長にしてほしいんですけども、それがかなわないならば、ここにも書いてあるんですけど、この請願を出す前に、じゃあ役員の方の中で、もうこの方にやってもらおうかっていう話が、なぜ出てこないのかなということなんですよ。

市に選べと言うのは、結果的に委嘱するのは市長なんで、形の上では、市長が委嘱するってことですけども。

どういう方がふさわしいのか、自分たちでは判断がつかない、あるいは幾つも候補を出したけど、これを全て蹴られたと。

だから、もう自分たちには誰が適当なのか分からないから、市長が選べということである

ならまだ分かるんですけれども。

この方は、事情があって選任できないということで、選任されていないだけであって、地元のほうで、じゃあこの方でどうですかという、本当に困っているのであれば、そういう働きかけがあれば、それで終わっていた話ではないかなというふうに思います。

そこがちょっと——だから何をすべきか、市が選ぶ気がないと、幸津区には嘱託員を置けませんって言われるならば、いや、それは置くべきなんじゃないのっていう言い方もできるんですけれども。

先ほど言いましたように、努力が足りないって言われれば、そうかもしれません。

そこはもう足りないのかもしれないし、公募という言葉を使っていないですけど、文書により募集をしたいということもやっていないじゃないかと。

それもやっていないんですから、そのとおり。

ですから、そういうところが不信感につながったとしても、だとしても、このような請願が出るぐらい困ってあるのであれば、地域で今の区長が駄目ならば、この方ではどうですかという話が出てくれば、別にそれで解決する話であって、これで市に対して何か、それをしなければ、市が委嘱をしないということでもなさそうなので、何をすべきかがよく分からないということです。

尼寺省悟委員

豊増氏を推薦したけれども、市が蹴ったかということの理由について、市は今まできちっと説明してこなかったよね。

個別の事情ということしか言わなかった。個別の事情で、彼は駄目だと言ってきた。

今度、個別の事情について初めて明らかにしたわけですね。

だから、分からなかったから、こういった推薦をいたしますというふうにしとるんであって、今までなぜそうなのかちゅうと、個別の事情という、訳の分からんこと言っただけのことであって、その辺をきちっと言ってこなかったのはそうであって。

そうであるとするなら、また考え方も変わってくるだろうと思うし。

で、もう一つ思うのだけれども、彼は傷害事件を起こしたにもかかわらず、区長さんとして、幸津の人たちから、なったわけ。

そういった意味で、住民の自治といいますか、よそはどう言うか知らんけれども、少なくとも幸津の人たちは、この人が区長にというふうな思いがあると。

その延長上として、やはり嘱託員という流れがあるんじゃないかなあと思うたい。

それは幸津の人たちが考えた結果であって、それに対して私たちがどうのこうの言うというのは、私はちょっと違うんじゃないかなという気はいたします。

松隈清之委員

2つ。

まず1つは、理由が、正確に知らされてなかったと。

これを聞けば変わるかもしれないっていうことが、それはそうであるなら、ここで結論を出す必要ないんですよ。

閉会中の継続審査にして、その間にそういう理由だったら理解できました、取り下げますってなるんだったらいいんですよ。

もう一個は、区長の話ですよ。

区長ってあくまで、地縁に基づく任意団体ですよ。

それはもう、そこの方々が選ぶことなので、それに対して我々がどうこう言うこともできないし、言う必要もありません。

ただ、行政嘱託員っていうのは、もうその地区に関して、連絡員だとか、アンケートを取るとか、行政が業務の効率化のために行政嘱託員を配置するわけですから、その役割も当然、違うんですよ。

ただ当然、ある特定の地域に対してそういうことをやっていく上では、そういう地域の中で、役職を持っておられる方とかが適当だから、結果として今、区長さんが嘱託員になられているんですよ。

極論すると、区は区費を払わないと、地縁団体の中には入れないですけども、区費を払っていない人でも、行政の嘱託員は、活動しないとイケない。

ですから、必ずしもイコールじゃないんですよ、区長と嘱託員というのは。

あくまで地域——区費を払おうと、払うまいと、その地域に対して活動を求めているのが嘱託員なんで。

ただ結果として、ほとんどがカバーされている地域なので、区長さんがその任に当たっているのが適当だということで、ほとんどの地域、もう全てなっているだけなんですよ。

だから決して、区長の延長に嘱託員があるわけではないということです。

尼寺省悟委員

少なくとも、鳥栖市は今まで何をやってきたのかと。

何もやってきていないというのは言い過ぎかもしれんけど、十分なことやってきていないというのが、やっぱり幸津の人たちの考えじゃなかろうかと思うんですよ。

要するに、通知をただ出すだけと。

皆さんを集めて、説明して、お願いしたかというのと、そういったこともないと。

そういった不信感というのは、私は市に対してあると思うんですよ。

だから、この請願を出すことによって、急いでやってくださいと。

これは悠長に待つべき問題じゃない。早いところつくってほしいというのが願いであって。だから、この請願を出すことによって市に対して、幸津の人たちは、あんまりやってきていないから、もっとやってほしいと。

具体的に言ってみたら、さっき私が言ったように、皆さんを集めて、そして、この辺のことをきちっと丁寧に説明して、改めてお願いすると。

そして、それを受けて、市が囑託員をつくると。

そのことがどうしても駄目ならば、市が言っているように公募といったこともやってくださいと。

私は請願を採択することによって、そういったことにつながるんじゃないだろうか。

そういった意味で、請願の採択は非常に大きな意味があると、そういうふうに思います。

だからこそ、これを出されたんじゃないかならうかと思います。

中村直人委員長

ほかに。

伊藤克也委員

今、尼寺議員がおっしゃるように、鳥栖市がこれまで何もやれてこれなかったっていうところは、よく強調されて言われるんですけども、そこは一昨日、執行部が中に入っていたいて、これまでの経緯、それから、何で囑託員として委任できなかったのかっていう理由については説明がありましたんで、そこは私も納得をさせていただいた部分なんですね。

そういった経緯を踏まえた中で、囑託員とかっていうことになるのと、やっぱり自治区内で決めていただくということが、最善策だというふうに思うんですね。

執行部から、ああしろ、こうしろということではなくて、最終的にはやっぱり自治区内、幸津町で、適任者を決めていただいて、それを市のほうに出していただくっていうのが、一番、これまでもそのようなことで決められてきたと思いますし、私はやっぱり最善策だというふうに思うんですね。

これに限らず、自治区内でいろんなことを決めることに当たっては、やはりその自治区内でしっかりと協議をしてもらって、決めていただくっていうのが、本来の筋っていうか、形ではないかなというふうに思っています。

ですので、私としては、この請願に関してはちょっと不採択っていうふうな考えを持っております。

以上です。

尼寺省悟委員

少なくとも、この中では地区の推薦に基づいて、市長が決めるというのが一切書いていないですね。この規則の中にはね。

今までは、区長さんが自動的に囑託員になったんよね。

今回の件は、恐らく初めてのことじゃないかなと思うっちゃんね。

そして、今までの区長さんが囑託員になることに対して、取消しと、駄目だといったことも初めてのケースであって、そういった中において、少なくとも私はこの請願を出すことによって——幸津の人たちが一切非協力というふうに私はならないと思うっちゃんね。

むしろこれを採択することによって、ちょっとまた言い過ぎかもしれんけど、幸津の人たちも、やっぱり共同責任を負うとか、ちょっとこれは言い過ぎかもしれんけど、そういった形に私はなってくると思うっちゃん。

私たちだって、囑託員を——もし前段の段階で、幸津の人たちが、罰金刑を受けたということが、適当でないといったことを認めるとするならば、一緒になって、共同してつくり上げていきたいと思いますよとなると——もしこれを否決したら、何も残らんわけですよ。

何も前に進まんやろうもん。

今まで……（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってください、何も前に進まんやん。

今までどおりしたままじゃないですか。

どういった形で、これを解決しようという手が出てくるわけ？私はそこが分からんたい。

伊藤克也委員

回避策を決めるのに、例えばさっきから出ているように、執行部にどういったことを要求するのかですよ。

今まで執行部は、一昨日の説明の中で、努力をしてきたということ言われたわけですね。

それにもかかわらずできなかったということで、今回請願を出されて、今、尼寺議員がおっしゃるようなことで、これから執行部に何とかやれっていうことをお願いしていきたいということだと思うんですけども。

これまでもお願いをしてきた中で、説明を受けましたよね。それ以上のことを、じゃあ執行部にどういったことで議会としてお願いをしていくのかっていった中で、私はやっぱり従来どおり、自治区の中で適任者を探していただく。それで委嘱をするっていうやり方がもう最善策。

もうそれしかないというふうに私は思っているんですね。

それ以外を、議会として要求するとかってということが本当に本来の姿なのかっていうふうなときに、私はそうは思っておりません。

尼寺省悟委員

それで、市はやってきた、やってきたという御説明があったと。

私はそれをそのまま受け止められんたいね。

単に通知書を区長事務所に持って行って、放り投げただけだと。

そのことについて、幸津の人たちは、鳥栖市がやってきたと思っていないたい。

不信があるわけたい。

だから、そうやってきとるんであつて、だからじゃあ、どうするんだといたら、この採択を受けて、例えば、この役員さんたちと、一緒になって、対面でお話をして、そして、さっきも言ったように、どうして今の区長さんじゃいかんのかという話をして、そして、そのために、改めて協力を求めると、そういったことから出発できると思うたい、これを採択することによって。

それに対して、いや、そんなこと知らんと、蹴っ飛ばすというならば、そりゃ幸津の人たちに、その説明責任が求められると思うし。

私はそうならないんじゃないかと思うんで、むしろこれを蹴ったら、否決したら、そういった方向に私は行くと思う。

ますますもって対立がひどくなるんじゃないのか。

そうしたら解決の道が遠のくと、私は思うんやけど。

松隈清之委員

解決って、先ほど伊藤委員も言われましたよね。地元でこの方どうですかっていうことなんですよ。

で、そういう通知が来てることを、これ今、尼寺さん持ってあるじゃないですか。

これを尼寺さんが持っているってことは多分、今回請願を出された方も知っているんですよね。

つまり、ほかの方を推薦してもらわなきゃいけないという市の意図は伝わっているんですよ、一定の人たちには。

区民全部じゃないですよ。

今の区長じゃなくて、ほかの方を誰か推薦してくださいって、市は選ぼうとしている、推薦してくれっていう意図は分かっているんですよ。

分かっているってことでしょうか？だから別に、請願を出さなくても、地域で、この人をお願いしますと言われてたら、それで決定なんですよ、ほぼほぼ。

それを何でできないのかが分かんないんですよ。

尼寺省悟委員

さっきも言ったように、最初に、幸津の人たちの多くは、豊増にやってくれと思っている

わけですね。

それに対して、この人は駄目だということについて、きちっと言っていないって、個別の事情というだけであって。

言っていないから、分からんから、じゃあやってほしいと思うわけ。

だから手を挙げないと。そうだと思うんよね。

松隈清之委員

仮にそうだとして、今回、今まで説明を、そこら辺は詳しくしてこなかった、個別の事情ということで。

一般質問でも今回、そのことに対して言及されましたし、委員会の中でも言及されました。

しかし本来、区長にとっては不名誉なことですよ、理由はどうであれ。

傷害事件に関して不名誉なことですよ。

それを――新聞報道もされたかもしれんけれども、それを市があえて、皆さんに、現区長の不名誉を公表して、この方はこういう理由でできませんので、してくださいっていうのを積極的にできると思います？（発言する者あり）いやいや、それは今まで言わなかった理由はそういうことじゃないですか。

知っている人は知ってるかもしれない、当然。

でも、知らない人にまで、区長の不名誉を公表して、こういう理由だから、どなたかやってくださいっていうことを、積極的に市はできんだろうし、すべきでもないと思いますよ。

だから、説明の仕方としては、そういうふうにはしかならんのもかもしれんけど。

それでも、詳しく聞かれれば、答えていますと言っていましたんでね。

尼寺省悟委員

これは10月14日に出された、あれなんですけど、個別の事情の責任が幸津区長にあるのか、市長にあるのか、市職員にあるのか、個別の事情との文献だけでは分かりませんというのがあれなんよね、幸津の人たちの。

分からんと言っているわけですね、個別事情だけで。

もちろんもっと言うならば、責任が幸津区長にあるのか、市長にあるのか、分からんと言っているわけ。分からんから、自分たちとして今の段階では、幸津の区長さんを推薦したいと言っているんです。

だからその辺について、きちっと説明すべきだった、今までだって。

で、最初に囑託員の通知を出したときに、取り消したわけ。

で、取り消したときにちゃんと言っているんよ、傷害事件が起きたと。

裁判所で罰金刑の判決があったから、取り消しますという文書まで出しているわけたい。

一昨日そういった説明があったのでしょうか？であるならば、そこまで言えるならば、最初の段階でそう言えばよかった。

不名誉なこととか、そんなことじゃなくて、きちっと行政の文書であるならば、できないならできない理由っちゅうのは、ちゃんと言うべきなんよね。

松隈清之委員

本人には言いますよ、もちろん。本人は分かっているんだから。

当事者に対しては理由をつけて、あなたには委嘱できないと、もちろん言わなきゃいけないんだろうけれども、そうじゃない区民の方々に、個人の不名誉なことに関して、逆にそれをしたことでまた別の問題が出る可能性だってあるわけでしょう？

ただ今回、一般質問に答えるという形で、出てきましたし、委員会の中でも答弁ありました。

そのことに関して、傍聴もおられるんで、一定理解をされて、そういう理由で分かりましたと。

だったら持ち帰って考えますということで、取下げをされるなら、別にここで判断しなくていいんですけど。自分たちで決めますって言われるなら。

ただ結局、請願の理由って書かれているものを考えると、地域に嘱託員がいなくて困っているってことじゃないですか。(発言する者あり)

ちょっと待って。(発言する者あり)

中村直人委員長

自由討議ですけど、常に議題が平行線をたどっておりますので、もうある程度のところでこれを切らないと、どうしようもないと思いますから。

よろしいですか、そういう点で。

松隈清之委員

結局、地域に嘱託員がいなくて困っているのを選んでくださいなんですよ。

その原因というか、地域の困り事っていうのは、今、嘱託員さんがいないってことなんですよ。

嘱託員さんが置かれるべきだというのは多分、この委員にとっても、議会にとっても、多分それほど異論はないんですよ。

嘱託員が置かれるべきだということには異論はない。

ただそこが、これに対して、取り立てて、外部のほうからする必要があるかと聞かれると、それは市が全く選ぼうとする意思がないとか、委嘱しようとする意思がないとするならば、何らか我々の力も必要かもしれんけど、そうでない以上は、区の中で、適当と思える方を推

薦していただくっていうことが最善の方法かと私も思います。

森山林委員

先ほども申しましたように、紹介議員の1人です。

それで今、いろんな理屈は分かります。

しかし今回、請願を出された内容は、さっきも言いましたように、8月31日付で出されたわけですよ。

それまでの内容は、さっきも言いましたように、去年4月9日に区長を解任にして、ずっと今日まで嘱託員がいないということは現実やけん。

だから、いろんな面で、不都合が生じたと、いろんなものが嘱託員会では話されていることが伝わっていないということで、今回こういった形の中で出されておりますし、先ほどから何遍も言いますように、ただ幸津区ですればよかろうもんというような問題じゃないと思うんですよ。

やはりこれまで——ここでの嘱託員会を、やっぱり一緒になって、何回でも——文書だけです、文書だけ。何回文書を出しても、証拠は残りますけれども、全然、本人と会ってきていないと思います。

先ほどから言われますように、皆さんに、こういった形で、何日までになければという区長さんに出されている分も含んだところで、推薦がいただけないときには、募集をしますなら募集をまずして、そういった行動を起こせばいいんですけれども、全然——もう一方通行で、文書を出した、やってきたということできとるわけですよ。

だから、今回の請願を議会のほうにもこういったこと事情を知っていただきたいという請願で、あとは、嘱託員が今回はっきり分かりましたので、個別の事情も。

ですから、本人ができないということであれば、市長が適当な人を認めてほしい、委嘱をしてほしいということですので、それに私は、どっちかっちゃうと、この請願の意味があると思うんですよ。

尼寺省悟委員

請願の意味ですよ。

区長さんであるならば、幸津の人たちだけの考えで決めることはできるわけ。

でも嘱託員は、できない。

決めるのは、さっきも言ったように、鳥栖市長なんよね。

だから、市長に対して決めてくださいって言っているんであって。

そういった意味で、この請願というのは、私は意味があると。

区長さんは自分たちで決めることはできるけれども、嘱託員は自分たちで決めることで

んと、決めるのは、市長さんだけだと。

だから、市長さんに早くしてくださいというのが、この趣旨だと思います。

森山林委員

この間の一般質問の中の答弁も、3月の成富議員への答弁も、市長が早急に対応いたしますという答弁をされております。

それからすると、半年たってもできていないというのが現状であって、やはり幸津の現状を、知っていただきたいということを、今回、請願という形で、それは請願にそぐうのか、そぐわないのかは、あれですけれども。

幸津区の皆さんの現状を、やはり議会にも知ってほしいということが今回の大きな目的と
思います。

だからこれは、やはり出されたわけですので、しっかりと、ここについては、議会としても対応せないかんと思うんです。

あとの責任とか、いろんな問題じゃなしに、一緒になって、嘱託員をやっていただきたいと、執行部と一緒に。

執行部の答弁ですけれども、今、これが出てから、役員さんの名前が出たから、それぞれ区長代理さんに当たったとか、いろいろ出ておりますけれども、それまでは全然当たってら
んですよ、文書だけはなっている。

旭地区の区長会からも2回ほど出ております。2回ほど。

区長会で、9月26日と12月27日に出ております。

この答弁もしかりです。

旭地区には、1町区、嘱託員会議に入っていないところがありますと、早急をお願いしたいということで、区長会からもされております。

その執行部の答弁もいつもと変わりません。

個別の事情により、今の区長はできませんからというような答弁であっております。

以上です。

中村直人委員長

以上で自由討議を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前11時5分開会

中村直人委員長

再開いたします。

資料の説明、いいかな。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、新庁舎用什器等の品目、台数、金額について御説明をさせていただきます。

総務常任委員会参考資料の2ページをお願いいたします。

今回、購入いたします新庁舎用の什器等につきましては、審査をお願いしております議案ごとに、品目、台数、金額を記載いたしました資料を提出させていただいております。

金額につきましては、税抜の金額でございます。

また、それぞれの表の最後の列には、参考単価を記載しておりますけれども、搬入、組立費等を含めた金額で入札をしておりますため、1台当たりの単価は参考金額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

この際ですので、何かお尋ねしたい点がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

oo

総括

中村直人委員長

それでは、総括の中で何か御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

oo

採 決

中村直人委員長

それでは、これより採決を行います。



議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

まず、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第21号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第22号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第22号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第22号鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第23号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第27号財産の取得（新庁舎用什器等（ラックほか））について
議案甲第28号財産の取得（新庁舎用什器等（収納庫ほか））について
議案甲第29号財産の取得（新庁舎用什器等（デスクほか））について
議案甲第30号財産の取得（新庁舎用什器等（カウンターほか））について

中村直人委員長

次に、議案甲第27号、28号、29号及び30号財産の取得（新庁舎用什器等）について、一括して採決を行います。

4議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって4議案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願

中村直人委員長

次に、請願について採決をいたします。

請願第2号幸津町嘱託員委嘱に関する請願を採決いたします。

本請願につきましては、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

採択することに御異議ありますね。

それでは、御異議がございますので、挙手により採決を行います。

請願第2号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって請願第2号は、不採択とすることに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中村直人委員長

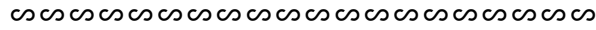
以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時11分散会

令和4年9月26日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 松隈清之

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

委員 伊藤克也

委員 和田晴美

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

所管事務調査

第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について

基本目標③安全で安心して暮らせるまち

施策②暮らしの安全と安心の確保

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中村直人委員長

内容に入ります前に、今日、和田議員が欠席で、それから伊藤議員も急遽欠席ということになりました。

尼寺議員が若干遅れるという連絡がっておりますので、始めていきたいと思います。

本日の日程は所管事務調査といたしまして、第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況についてを議題といたします。

御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

所管事務調査

第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について

基本目標③安全で安心して暮らせるまち

施策②暮らしの安全と安心の確保

中村直人委員長

それでは早速、所管事務調査を行いたいと思います。

第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について、基本目標3.安全で安心して暮らせるまち、施策2.暮らしの安全と安心の確保、この件について、事前に執行部に調査、または資料の作成を依頼しておりましたので、初めに執行部より御説明をしていただいて、その後、皆さんからの御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

資料につきましては、書記からタブレットに送信をいたします。

それでは、説明のほうをお願いいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

皆さんおはようございます。

御手元の資料を基に説明をさせていただきます。

まず、2ページ目をお願いいたします。

第7次総合計画前期基本計画の施策の取組状況について、基本目標3. 安全で安心して暮らせるまち、施策2. 暮らしの安全と安心の確保についての取組1. 防犯対策の推進及び取組2の交通安全対策の推進についてを総務課から。

取組3. 消費者被害対策の推進についてを市民協働推進課より説明させていただきます。

説明につきましては、事務事業の令和4年度の取組状況、令和5年度、令和6年度の取組状況について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

①広報誌等による防犯意識の啓発についてでございます。

地域安全ニュースや防犯協会だよりを配布し、必要に応じてホームページを更新していくものでございます。

1つ目の丸の鳥栖市防犯協会の活動について、防犯協会だよりを年に4回発行します。

本年度は、現在1回発行している状況でございます。

また、鳥栖警察署や鳥栖地区防犯協会連合会の協力を得まして、地域安全ニュースを年に12回発行しております。

本年度は、現在4回発行している状況でございます。

また、夏期や年末に防犯に関するチラシを配布し、市民に防犯の啓発を行っております。

続きまして、2つ目の丸をお願いいたします。

防犯協会の活動として、県民ロックの日、6月9日に合わせまして、鳥栖警察署、自主防犯ボランティア団体連合会等とプレミアムアウトレットにおきまして、本年の6月4日土曜日に、自転車の盗難注意のチラシと自転車用のワイヤーロックを配布しております。

令和5年度、令和6年度につきましても事業を継続することといたしております。

次のページをお願いいたします。

②防犯灯設置等の支援でございます。

夜間犯罪防止のため、防犯協会による防犯灯の設置を支援するものでございます。

鳥栖市防犯協会の活動として、夜間の犯罪を未然に防止するため、各町区の要望に基づき、必要箇所に防犯灯の設置、修繕等を行っております。

防犯灯の整備状況につきましては、令和3年度末で3,956基になります。

令和4年度につきましては、現在、新設を4基、撤去1基、修理を1基行っているところでございます。

また、各町区が支払う防犯灯の電気料金につきましては、1町区につき3万円を限度とし補助金を交付しております。

令和3年度実績につきましては、170万5,000円となります。

令和4年度の申請につきましては、11月に説明を行い、年明けに申請をしていただく予定で進めております。

令和5年度、令和6年度につきましても、事業を継続することといたしております。

次のページをお願いいたします。

③防犯パトロールの実施でございます。

子供の下校時の安全を確保するため、月曜日から金曜日まで、子供の下校時間帯14時30分から16時に青色の回転灯を装備いたしました車で防犯パトロールを行っております。

また、第2木曜日と第3日曜日には、午前9時から正午まで、保護司会等により広報と巡回を行っているところでございます。

令和5年度、令和6年度につきましても、引き続き事業を継続し、子供たちの安全確保に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。

取組2.交通安全対策の推進。

維持管理課が所管でございます。

①交通安全教室の実施でございます。

市内の幼稚園、保育園、小学校等におきまして、交通安全意識を高め、交通事故を防止するため、就学児童・未就学児童等を対象に、交通安全教室を開催するものでございます。

令和4年度の開催につきましては、保育園17園、幼稚園4園、認定こども園3園、小学校8校で開催をしており、参加人数は3,932人となっております。

令和5年、令和6年度につきましても、引き続き事業を継続し、子供たちの安全確保に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。

②交通安全施設整備事業でございます。

市道におきまして、危険箇所や交通事故が懸念される箇所の交通安全施設の整備、改修を行うものでございます。

また併せて、道路照明灯のLED化を行っております。

令和3年度は道路反射鏡設置が7基、防護柵設置が481メートル、区画線引きが1万5,093メートルとなっております。

令和4年度につきましては、道路反射鏡設置が9基、防護柵設置が2か所、区画線引きが

2か所、視線誘導標が1か所などとなっております。

道路照明灯改修工事といたしまして、養父・本鳥栖線道路照明灯移設工事を行ったところでございます。

令和5年度、令和6年度につきましても事業を継続することといたしております。

次のページをお願いいたします。

③交通安全関係機関との連携でございます。

通学路合同点検や地区交通対策協議会からの要望等により抽出されました、交通事故の危険性が高い箇所において、関係機関と連携を図りながら対策に取り組むものでございます。

通学路合同点検につきましては、市内8小学校区の危険箇所や、交通事故が懸念される箇所の点検を行うものでございます。

鳥栖市交通対策協議会につきましては、総会と運営委員会を年4回開催することといたしております。

続きまして、通学路緊急対策工事につきましては、布津原町・本鳥栖線の歩道にある街路樹の繁茂により、歩行者の交通が阻害されるため、植樹ますの撤去を行い、通学者の歩行空間を確保するものでございます。

令和5年度、令和6年度につきましても事業を継続することといたしております。

以上で、総務課分の説明を終わります。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

皆さんおはようございます。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。

市民協働推進課におきましては、第7次総合計画基本計画の基本目標3.安全で安心して暮らせるまちにおきましては、消費者被害対策の推進に取り組んでおりまして、基本的には9ページの消費生活に関する情報提供の充実、そして、資料10ページの消費生活相談体制の充実に取り組んでおります。

9ページの消費生活に関する情報提供の充実につきましては、消費啓発講演会の開催、市立図書館への消費生活に係る書籍の設置、そして出前講座の実施が主な取組で、消費啓発を行うことで消費者被害の未然防止に努めているところです。

令和4年度につきましては、8月と10月に消費啓発講演会を開催しておりまして、8月の講演会では、司法書士による成年後見制度を開催し、オンラインでの参加を含めまして、39名の方に御参加いただいております。

10月の講演会では、消費者被害の現状を学び、地域の高齢者等の消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、地域での見守りネットワークの重要性について学習をすることと

しております。

また11月には、佐賀大学から講師を招きまして、消費生活トークショーとして、不要となった衣類の活用方法や保管方法について理解を深め、快適で環境に優しい暮らし方について考えることといたしております。

さらに、出前講座につきましては、今年度におきましては、8月末で4回実施しております。

令和5年度以降につきましても、同様の事業を行っていきたいと考えております。

資料の10ページをお願いいたします。

消費生活相談体制の充実につきましては、多様化する相談内容に対応できるよう、消費生活相談員の体制の維持と充実に努めていくこととしております。

事業費といたしましては、相談員2名分の委託料となっております。

資料の11ページに、今年度の相談件数についてお示しをしておりますけれども、相談内容については、多様化しておりますして、相談員の体制の維持、充実については必須のものとなっております。

令和5年度以降につきましても、この事業を継続していきたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

今、執行部のほうから資料の説明をしていただきましたけれども、何か皆さんのほうから御意見、御質問等があったらお願いしたいと思います。

松隈清之委員

前のほうから順番に行きたいと思うんですけど、防犯協会が3ページ、4ページにございますよね。

基本的に、ずっと同じことをやっているじゃないですか。

同じことで悪いとは言わないんですけども、例えば防犯灯とかは、それはそれでいいんですけども。

この前に、防犯協会だよりとか、そういうチラシを配りましたとか。

防犯協会ってどれくらい主体的にといいますか、問題意識、課題解決の意識が高いのか、ちょっと僕あんまり分からないところなんで、そういう防犯協会の主導的役割ってどこが果たしているんですか。

石丸健一総務部長

各地区に対する補助等は市のほうが中心に行っておりますけど、例えば、街頭での防犯活

動とか、そういうものの企画等については、警察のほうが主導されておりまして、そういうふうな役割分担をして行っておるような形でございます。

松隈清之委員

警察が主導でやっているってことはどういう——犯罪事案が多いかっていうのは、多分把握をされているんですね。

それに応じた事業とかをやられているって理解していいですか？結構同じことを繰り返してやっているような気がするんですけど。

石丸健一総務部長

鳥栖周辺については、自転車の盗難とか、そういう盗難件数が他地域に比べて多いというふうなことを聞いておりますので、特にそういうところは力を入れていただいているのかなというふうに思います。

そのほかの通常の犯罪といいますか、そういう部分については、防犯協会として個別の取組をするということではなくて、例えば、オレオレ詐欺等の周知というか、そういうのに気をつけてくださいとか、そういう事前に気がけてくださいというような緩い感じ、先ほど申し上げた自転車等については、そこをターゲットとした取組等はされておるような状況でございます。

松隈清之委員

分かりました。

続けていかなきゃいけないやつもありますんで、それはそれで全然、悪いことではないんですけど。

あんまり繰り返していると、もうルーティーンになり過ぎて、成果とか結果にあまり目が行かなくなるんで、そこも引き続き、やっているんじゃないかと、やってどうなったかも含めて考えておいていただきたいなというふうに思います。

では、6ページは担当が違うんですね。

これはどう取り扱ったらいいんですか。

担当が違うところはもう触れずに流したらいいんですか。

例えば6ページとか。

中村直人委員長

ある程度こっちで事前に調べておりますので、分かる範囲では説明できると思いますから。

松隈清之委員

例えば、6ページの交通安全教室。

これこそむしろ、やっぱり続けていく必要がある事業だとは思いますが、実際やるの

は、警察の方が来られてやっているんですか、こういう教室自体。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この分につきましては、地区の交対協の方ですとか、警察署の協力を頂きながら、横断歩道の正しい渡り方の実技であるとか、警察のほうから、交通安全の講和をしていただくとか、そういう形で対応させていただいているところでございます。

松隈清之委員

これも特に今、いろんな犯罪もあるし、交通事故に巻き込まれる、お子さんとかが多いので、こういうのも多分続けていかなきゃいけないことだと思いますし、よりリアルな事例も含めて、子供たちがきちっと自分たちである程度守れるような仕組みもやっぱりつくっていく必要があるんで。

それも防犯協会とか警察とかも含めて、話をしながら、実効性のあるような教室も続けていただきたいと思います。

ちょっと9ページに飛びますね。

消費生活に関する情報提供。

これ、令和4年度で実施、計画されているイベントの講演会とかあるんですけど、どうしても1日の開催とかになると、そこに参加できる機会も限られるじゃないですか。

これって、例えば、やっている動画とかあるいは、もうそのためだけに小中学校の先生に話してもらって、講演なので、基本的に一方的だと思うんですよ。

その後の相談とか受ける時間はあるかもしれないんですけど、講演時間中って基本的に一方的にしゃべると思うんで、この動画で、後から、こういうのに対して、知りたい人が見れるような講演やって、その動画でもいいですし、初めから動画で見せるためのやつとかっていうのをつくったりしてやるほうが、その時間に来れない人も見れたりするんですけど、そういうのって考えられないですか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほど御説明の中で少し申し上げましたように、オンラインで開催できるものにつきましては、オンラインでの開催での御参加を案内いたしますが、その後の、例えば映像等を残して、それを後日見れるような形では、現在のところはちょっとできておりませんが、今後の検討課題とさせていただけたらというふうに思います。

松隈清之委員

ぜひ検討してみてください。

オンラインも当然、リアルタイムじゃないとできないことなので、もちろんその場所に、あるいは移動手段に、ある程度制限されずに見れるという意味では、オンラインもぜひ今後

も充実させていただきたいけど、それはどっちかっていうと、相談とか、相手が確実にリアルタイムでできないこととかはオンラインでもいいと思うんですけど。

多分、情報提供だけであれば、いつでも見られる環境にしていくほうがいいと思いますし、見る方も、一旦それを見て、もっと詳しく聞きたくなったときとかに、そういうオンラインで話す機会とかを活用していただければいいのかなと思うんで。

ぜひ使いやすいような形で、今後また検討していただければと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

3ページから、先ほど松隈議員のほうから質問があった点と関連してですけれども。

この自転車の盗難件数について、年々の推移が分かるようであれば教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

警察のほうで把握しています重点対象駐車場における自転車の盗難発生状況について、件数を述べさせていただきます。

この分がJR鳥栖駅を対象としておりまして、令和2年度中が11件、令和3年度中が14件というふうにお伺いしているところでございます。

また、本年度につきましては、9件発生しているという状況を報告していただいているところでございます。

中村直人委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

11件と14件と9件ということで、これはこの地域では多いほうであるということで、先ほどお話があったと思うんですけども。

これに対して、盗難の予防をということで、チラシとワイヤーロックなどの配布ということですが、これで予防ができていくので、盗難対策になっていくだろうというようなことでよろしいですか。

石丸健一総務部長

施錠重点対象駐車場ということで、施錠をきちんとしていただくというのが、盗難を防止する第一ということで、先ほど申し上げたように、主要な駅っていうこと施錠重点ということとしておりまして、鳥栖市においてはそのほかに、防犯カメラの設置等も併せて行ってお

りまして、以前からすると、大分、少なくはなったような形なんですけれども、それでもまだ、ある程度多いというふうに思っておりますので、まずはその辺からしっかりしていくことが必要なというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

防犯カメラのほうもということで、今後も強化されていくということであると思うんですけど。

盗難されましたということで連絡があった自転車が、果たしてどういうものなのかっていうのが分からないんですけれども。

以前あった例としては、いい自転車から取っていかれるということで、ワイヤーロックも簡単なものであれば、切れてしまうっていうこととかもあると思うので、配ったことに対する効果がいかにあるかなというのがちょっと気になったものでお伺いしたんですけれども。

これを啓発していくという意味で強化されていかれるのかということで、質問させていただいたんですけど、そういうお気持ちだということによろしいんですね。

分かりました。

続きまして、8ページをお願いします。

通学路点検のことに關してですけれども、ここに点検がなされて、交対協の開催があつてということですが、出てきた点検結果から、どういうふうに優先順位をつけて、順番に取り組んでいかれるのかもし分かるようであれば教えてください。

ちょっと担当課が違うかと思うんですけど。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

通学路の合同点検につきましては、毎年行われておりまして、本年度は7月に行われているというふうにお伺いしています。

優先順位をどうやってつけていくかですけれども、詳細についてはすいません、私たちのほうで把握は行っていないんですけれども、通学路の合同点検において指摘をされた危険箇所や交通事故が懸念される箇所、そういうところを關係される機関でお話をする中で、そういうところで順番を決めていっているというふうに私たちのほうは認識しているところでございます。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

今の牧瀬議員の御質問に補足します。

通学路点検でどういうものが出てきているかの例について、8ページの交通安全關係機關との連携のところ、令和4年度通学路緊急対策工事（布津原・本鳥栖線）、これは市役所交差点のほうから東側の鳥栖方面に行ったところでございますけれども、よく本町の区長さん

が植樹されていますけれども、そこの植樹ますの撤去という事業でございますが、通学路点検の中で出てきたもんで、地元と話をしながら、見通しが悪い部分の植樹ますについては撤去していくという事業で、こういう成果が上がっているということでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

優先順位の話をさせていただいたのが、若葉まちづくり推進センターの前の道が通学時間になると、交通量もすごく多くなるということで、スピードもかなり出してあって、通学路点検でもここは何回も言われてあるそうなんですけれども、なかなか路側帯ですかね、緑色で塗られている、子供たちが通る通学路の。

あの分はされたそうなんですけど、それにもかなり時間はかかり、横断歩道をつけるのにも、もう二、三年かかったとおっしゃっていて、スピードの規制自体も60キロで、制限速度がまだついていない、周りのところは30キロ、40キロというふうに制限があっても、あそこだけはついていないので、もう、とにかく飛ばしていかれて、パトロールしにくいというような話がありました。

ですので、何回言っても、なかなか通らないというお話がありましたので、どういうふうにして優先順位を決めてあるのかということがありまして質問させていただきました。

何回も言われているところで、事故が起こらない限り、何もならないんじゃないかという懸念もありますので、ぜひ早めに対処していただきたいと要望させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

9ページをお願いします。

出前講座の回数で4回ということでありましたが、この内容について、具体的にどういったものがあつたか教えてください。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今年度行いました出前講座は、全て「だまされんばい悪質商法」というタイトルで開催をしたものでございます。

御説明の中で4回というふうに行っておりますが、参加人数の合計は76名ですね。

そして、依頼があつた団体といたしましては、申し上げられる部分では、酒井東町、酒井

西町と市民活動センターと、あとは曾根崎町のほうからの依頼で開催をいたしております。

テーマについては全て同じです。

牧瀬昭子委員

内容については、「だまされんばい悪質商法」がこの数の内容ということだと思うんですけども、今コロナが理由でなかなか出前講座に行けませんというような対応が何年か続いていたので、開始されたってということが、なかなか分られない方も多いのではないかなと思いますので、ぜひまちセンの話のときとかにも出されていると思うんですけども、広く広報していただいて、できるだけ多くの方が、これに限らず出前講座を利用できるようにしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、ありがとうございました。今回はこれで終わります。

次に、何を進めるかというのを協議してほしいと思いますが、担当としては、続きの8番目かな。

施策8の男女共同参画は担当、市民協働やる？そこら辺に入っていくと思います。

誰もが生き生きと暮らせるまちの中の8番目になっとかな。

基本目標の4の施策の8の男女共同参画社会の実現についての項目で調査をしたいと思えます。

よろしいですか、ほかの委員さん。

総合計画でいうと72ページぐらい。

男女共同参画社会の実現と多文化共生も市民協働かな？（「はい」と呼ぶ者あり）

では8番、9番、ここを調査するということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、日程については、また後日協議をして進めていきたいと思いますので、今日については、以上で所管の事務調査を終わりたいと思います。

oo

中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしましたので、これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時37分散会

令和4年9月29日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

委員 伊藤克也

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課秘書係長 山本竜馬

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 森岡敬晶

財政課長補佐兼管財係長 下川広輝

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

会計管理者兼出納室長 青木博美

出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織

議会事務局長 武富美津子
議会事務局次長兼庶務係長 西木純子
議会事務局議事調査係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 山津和也
監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長 松雪努
企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和
総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼
環境対策課参事 田中大介
情報政策課長 山本英規
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

総務部（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

総務部（契約検査課・庁舎建設課）審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

総務部（出納室・議会事務局・監査委員事務局）審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

企画政策部審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和3年度指標実績について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時1分開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

審査日程の決定

中村直人委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

御手元に審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案3件でございます。

審査日程につきましては、本日29日は総務部、企画政策部の審査を行いたいと思います。

また、企画政策部より議案外の報告の申出があっております。

明日30日は市民環境部関係議案の審査、10月3日は休会。

10月4日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

あと、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明いたしますけれども、申出があればお願いをしたいと思います。

審査日程については、以上のおり決したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程については、御手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

希望場所などがありましたら本日の夕方までに申出をお願いいたします。

なければ4日は現地視察を行わないで、自由討議、総括、採決とすることにいたしますので御確認をお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、現地視察は以上のおりとさせていただきますと思います。

それから、これから審査に入るわけですが、新型コロナウイルスの状況を考慮して、執行部からの決算審査の説明については、概要は主要施策の成果の説明書に書いてあります

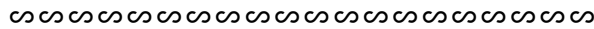
ので、昨年に引き続きまして、主なもの（原則1,000万円以上）、不用額の大きかったもの、さらには新規の事案だったものなどについて、簡潔な説明の中で審査を進めることについて御了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように進めていきます。

それでは、総務部の準備のため暫時休憩といたします。

午前11時3分休憩



午前11時5分開会

中村直人委員長

再開いたします。



総務部（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

なお、決算書のほかに参考資料としては、タブレットの本棚の決算における主要施策の成果の説明書をもって、説明に使用されますので、書記から決算における主要施策の成果の説明書を配信させていただきます。

では、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

令和3年度の決算の審査をいただく前に、まずは、おわびを申し上げます。

決算関係資料の記載内容の確認が不十分で、2度にわたり、差し替えの事態となりました。大変申し訳ございませんでした。

複数人での確認を徹底するとともに、突合を行うなど、全庁的に対応をしっかりと行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算内容について申し上げます。

総務部関連は総務課をはじめとする4課1室3局分でございます。関連する予算科目の主なものとしては、歳入は各種交付金、地方交付税寄附金、繰越金など。

歳出は、議会費、総務費、消防費、公債費などがございます。

業務の執行状況につきましては、主なもの、不用額の大きいもの、新規事業など、部内3回に分けてそれぞれ担当課長から説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、令和3年度の決算につきまして、総務部関係のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会事務局の主なものについて御説明させていただきます。

説明は令和3年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行わせていただきます。

まず、決算書41ページ目、42ページ目をお願いいたします。

款2地方譲与税につきましては、項1地方揮発譲与税をはじめといたしまして、次のページ、43ページ目、44ページ目になりますが、項2自動車重量譲与税、次の項3森林環境譲与税がございまして、地方譲与税として2億4,486万4,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3利子割交付金から、款8ゴルフ場利用税交付金までは、各交付金の交付を受けておりますが、この中で、款7地方消費税交付金につきましては、17億9,477万8,000円の交付を受けております。

別の資料として主要施策の成果の説明書をお願いいたします。

116ページ目になります。

社会保障財源化分の使途を掲載しております。

地方消費税交付金のうち、9億3,449万4,000円が社会保障財源化分として交付されております。

この使途につきましては、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に使用することとされておきまして、本市におきましては、その全体経費が約132億円。

国県支出金等を除いた一般財源分が約46億4,000万円ございますので、これに充当している

ということになっております。

次に、決算書に戻っていただきまして、45ページ目、46ページ目をお願いいたします。

款9環境性能割交付金から、次の47ページ、48ページ目にかけての款13交通安全対策交付金まで各交付金を受けておりますが、この中で款11地方特例交付金、目2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8,448万1,000円につきましては、令和3年度限りの地方特例交付金でございまして、中小企業者等の償却資産や事業用家屋に係る固定資産税の減免について補填されたものでございます。

次に、款12地方交付税につきましては、16億2,738万1,000円の交付を受けておりますが、その内訳といたしましては、普通交付税が12億6,313万8,000円。

特別交付税が3億6,424万3,000円となっております。

次に、49ページ目、50ページ目をお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料のうち、電柱敷地料等354万1,617円につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱などの敷地料が主なものとなっております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、決算書の63ページ、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、110万6,000円は、子どもを見守る防犯カメラ11か所の設置に対する補助金となります。

続きまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、節4選挙費委託金につきましては、昨年10月31日に施行の衆議院総選挙の委託金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、71ページ、72ページの下段の款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、財政課分といたしましては、京町ビル敷地料等の貸付料として、37万2,380円となっております。

次に、目2利子及び配当金につきましては、総額103万9,296円となっております。

このうち、総務課、財政課関連の基金利子等につきましては、財政調整基金利子をはじめ、減債基金利子、退職手当基金利子、次のページになりますが、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく、決算書の73、74ページをお願いいたします。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金になります。

主要施策の11ページをお願いいたします。

ふるさと寄附金として、2万9,908件。

5億3,016万5,500円の寄附となります。

一般寄附として、お亡くなりになられた方の遺言によりまして、129万円を頂いております。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、75ページ目、76ページ目をお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金につきましては、それぞれの基金を取崩し財源として繰入れを行ったものでございます。

このうち、財政課分といたしましては、目1財政調整基金繰入金2,771万7,000円、目2減債基金繰入金908万7,000円。目3公共施設整備基金繰入金1億2,000万円でございます。

次に、75ページから78ページ目にかけてでございますが、款21繰越金につきましては、12億3,877万3,268円となっております。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入1億80万円につきましては、佐賀県競馬組合の令和3年度収益に基づいて配当されたものでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、同じページの下段のほうになります。

項6雑入、目4雑入、節3消防雑入の消防団員退職報償金につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団されました15人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

節4雑入のうち、総務課関係について申し上げます。

総務課雑入の上から5つ目になります。

災害派遣職員経費負担金につきましては、昨年8月の豪雨に際しまして、大町町災害ボランティアセンターに派遣された職員の時間外手当等に対しまして、交付されたものでございます。

次の退職手当等基金会計負担金につきましては、退職者のうち、企業に在職した者の在職期間の退職手当負担分等を受け入れたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

同じく総務雑入のうち財政課分の主なものについて申し上げます。

同じく81ページ、82ページの中段ほどになりますが、競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外馬券場での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

次に、新市町村振興宝くじ収益金交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が、佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

その下の市町村振興宝くじ収益交付金はサマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

次に、89ページから92ページ目にかけてお願いいたします。

款23市債につきましては、総額33億3,050万円でございます、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

総務課、財政課の関連といたしましては、目4消防債330万円につきましては、防災基盤整備事業に対する借入れでございます、内容といたしましては、消火栓新設に係るものでございます。

次に、目6臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振替として6億5,000万円を借り入れたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、歳出について説明させていただきます。

決算書の95、96ページをお願いいたします。

款2総務費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬33人分のものが主なものでございます。

節2給料につきましては、市長、副市長の特別職及び職員79人分の給料と臨時的任用職員10人分の給料でございます。

節3職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当をはじめ、期末勤勉手当、退職手当、会計年度職員に対する職員手当などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節7報償費につきましては、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金及びふるさと寄附をいただいた方への謝礼品代でございます。

節11役務費のふるさと寄附金収納手数料につきましては、ふるさと寄附を管理するシステムの使用料でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、嘱託員の委託料や、主要施策の12ページになりますが、職員の資質の向上のための職員研修委託料になっております。

99、100ページをお願いいたします。

過去文書検索システム改修委託料や、ふるさと寄附の謝礼品管理等委託料になります。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖工業高校に対します全国高等学校駅伝大会出場の補助金などがございます。

続きまして、目2秘書費の主なものについて申し上げます。

節8旅費につきましては、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、103ページ目から106ページ目にかけてでございますが、目5財政管理費について申し上げます。

節8旅費から節18負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書や財務書類の作成、市債の発行管理に要する経費でございます。

決算書の105、106ページをお願いいたします。

目7財産管理費の総務課分につきましては、節10の需用費は、市庁舎の修繕料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節17備品購入費のうち、庁用備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための、市庁舎入り口に設置いたしました、サーマルカメラ等の購入費でございます。

次に、同じく105ページから108ページ目にかけての目7財産管理費のうち、財政課分の主なものにつきましては、105ページ、106ページ目の節11役務費のうち、建物共済保険料につきまして、庁舎をはじめする建物、構築物などの保険料でございます。

またその下の自動車保険料につきましては、公用車の任意の保険料でございます。

次に、113ページ目下段から116ページにかけてをお願いいたします。

目12財政調整基金費について御説明いたします。

まず、財政調整基金積立金につきましては、5億3,597万3,287円を積み立てており、令和3年度末の残高は約46億1,000万円となっております。

次のページの減債基金積立金につきましては、5億9,870万9,470円を積み立てておりまして、同じく、年度末残高は約20億5,000万となっております。

続きまして、目13公共施設整備基金費につきましては、9億2万2,054円を積み立てまして、令和3年度末の残高は約40億8,000万円となっているところでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、119ページ、120ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4人の報酬、選挙管理事務局の3人の人件費などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目3衆議院議員選挙につきましては、昨年10月31日施行の衆議院議員総選挙に要した経費でございます。

次に、目4市議会議員選挙費につきましては、昨年11月21日に施行の鳥栖市議会議員選挙に要した費用でございます。

211ページ、212ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものについて申し上げます。

節18負担金、補助及び交付金でございます。

主要施策の成果の89ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合の鳥栖市の負担金となります。

出動件数については下段のとおりとなっております。

県の防災航空隊負担金につきましては、佐賀県防災航空隊の鳥栖市負担金分となっております。

続きまして、目2非常備消防費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の90ページになります。

消防団の報酬につきましては、団長、副団長以下、消防団員の報酬でございます。

退職報償金等は、主に令和3年3月末までに退団いたしました消防団員の退職報償金でございます。

213ページ、214ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものについて申し上げます。

主要施策につきましては、91ページになります。

第3分団第5部格納庫補修等工事や、負担金、補助及び交付金といたしまして、消火栓の

増設等の負担金等でございます。

215ページ、216ページをお願いいたします。

次に、目4防災費の主なものについて申し上げます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、コミュニティ無線システム65局分の利用料でございます。

節12委託料につきましても、コミュニティ無線システム65局分などの点検委託料になっております。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、自主防災組織の結成等を推進する自主防災組織補助金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、257ページ下段から、260ページ目にかけてお願いいたします。

款12公債費についてでございます。

公債費17億6,248万6,412円のうち、財政課分につきましては、目1元金分が16億8,366万2,130円。

次に、目2利子分が地方債利子7,743万5,308円となっております。

次に、目3公債諸費、節22償還金、利子及び割引料136万4,949円につきましては、教育施設整備の国庫返還に伴います当該市債の繰上償還に係る加算金でございます。

また、加算金の額の確定及び支払いが予算の措置に間に合わなかったため、節21補償、補填及び賠償金と目2利子から流用して対応したところでございます。

次に、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

次に、款14予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため、3,284万9,000円を充用したところでございます。

主なものとしたしましては、昨年8月の豪雨に対する応急対応などによるものや、マイナンバーカード交付事業費交付金の不足によるもの。

あと、子育て世帯等臨時特別支援事業に係るシステム改修費などがございます。

なお、残額が1,715万1,000円となったところでございます。

以上で、総務課、財政課、選挙管理委員会関係の決算の主なものについて説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

主要施策の成果の説明書の12ページ。

職員研修事業を見ると、議会答弁書作成研修とかあるんですね。

90人、まあまあな人数受けられているんですけど、どんな研修なのかちょっと気になって。

なぜかという、答弁を聞いていても、結構、質問者の質問意図は分かっているのに、かみ合わない答弁しているケースとかあるんですけど。

これは研修とかでは改善されないですか。

田中秀信総務課参事兼課長補佐兼職員係長

議会答弁作成研修につきましては、市町村協会のほうが主催しております県内の自治体向けの職員向けの研修について、うちのほうから派遣しているものでございます。

具体的な内容については、自治体によって、言われるように流れとか違うかと思えますけれども、各自治体独自の議会答弁の流れを尊重しながら、質問の入手、答弁の準備等の知識を取得する内容が主なものとなっているところで、対象としては係長級以上が参加している研修の内容でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

こういう研修があるとは知りませんでした。質問に対して、かみ合うような答弁ができるように、そういう研修を心がけていただきたいと要望しておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

2つ聞きます。

1つは地方交付税についてと、基金について。

まず地方交付税についてですが、資料はどこでもいいんですけども、分かりやすいのが、この監査委員の審査意見書の14ページのところに、地方交付税ということで、令和3年度は116億円、令和2年度が7億4,000万円。

で、対前年度で約2.17倍、2倍になっているということで、地方交付税というのは基準財政収入額と需要額の差なんです。主要施策の説明書の最後のところに、基準財政需要額と収入額があって、令和3年度は121億円と108億円と。

前年度が119億円、収入額は115億円と書いてあるんですけども。

今年度、この収入額が減ったっちゃうんか、その辺の大きな理由っちゃうのは、何になるんかな。

結果としてこれだけ減ったから、地方交付税が前年度から2倍になったというふうなことだろうと思うんやけれども、例年に比べてこれだけ減っているっちゃうのは、何か理由があるんかなと思って。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

まず、主要施策の成果の122ページ目のほうでのお話だと思います。

令和3年度の基準財政収入額が令和2年度より落ちているという部分につきましては、当然、コロナ禍の影響による基準財政収入額部分の減という部分があるのかなというふうには考えておるところでございます。

ただ、令和3年度の地方交付税が増額されている、その大きな要因の一つといたしましては、令和3年度におきましては国のほうの経済対策により、地方交付税の増額という部分が行われております。

最初、算定されたときは8億円ちょっとの数字だったかと思うんですが、国の経済対策等に伴いましての交付税の増額というものが行われまして、結果として12億円程度の交付税というふうな形になっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

決算認定資料の1ページを見ていただきたい。

1ページのところに令和3年度10市決算比較表というのがあって、そして、真ん中より以下のところに、財政調整基金現在高・標準財政規模比比率が書いてあって、鳥栖市の場合28.1%でいいんかな？28.1%になっている。

これは10市の中でいったら、嬉野市に次いで2番目。

ちなみに、令和2年度は26.2%であったんよね。

令和元年度は幾らかっちゃうと、24.8%。

ということで、24.8%、26.2%、そして28.1%と毎年こういった形で上がっていると。

要するに、財政調整基金が増えているというようなことだと思うんやけれども。

これの適正額っちゃうんか、ずっとこのままの調子で、どんどこんどこ増えていくと。

わざわざこういった形で比率を設けているということは、それなりの意味があって、あなた方は資料として載せているということだと思うんですが、これについての適正值は、一体

どこまでためるんかというふうなところですが、その辺どうですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

積立金の中で占める財政調整基金の標準財政規模に対する割合の適正規模という部分につきましては、正直、明確に基準がこれぐらいという部分は、現在ございません。

で、他市町におきましても、それぞれの財政状況、その時の年度によるところもあるかもしれないですが、比率については結構ばらつきが出ているような状況でございます。

で、本市につきまして先ほど尼寺委員のほうがおっしゃったように、令和元年度から残高としては増えているという部分はございますが、これにつきましては、現在、本市が抱えております様々な事業として、今後行っていく事業、当面直面しておりますのは、物価高、資材とかあと燃料費、資材高などの事業費の増ということも今後見込まれていきますので、まだある一定程度の、この程度の財政調整基金については、必要ではないかというふうに考えているところでございます。

尼寺省悟委員

インターネットで、いろんな市町を調べてみると、総務省のデータで、平成29年であったけれども、20%までが大体7割ぐらい占めるったいね、20%までぐらい。

だから、ある市町で20%が適正、バリアじゃないのかというようなことを書いてあって、それにするために努力しているんだというふうなことたいね。

だから20%だと仮にした場合は、10億円ぐらい多い、20%だったら、標準財政規模のね。

それで今、ほかの様々な事業だと言われたけれども、本市にとってみたら、財政調整基金のほかに、いろんな基金を積み立てているわけたいね。

公共施設整備基金とか、駅とか、都市開発基金とか。

いろんな形で積み立てているわけたい。

で、公共施設整備基金でいうと、四十数億円ぐらいね。

だから、あなたが言った様々な事業に対応するためには、それぞれの基金を積み立てているわけよ。

そもそも、財政調整基金というと、年度間の財政の調整とか、大規模な災害が起きたというふうなときのためにしているんであって、それが県内でも2番目というのは、私にとってみたら、ちょっとため過ぎじゃないのかなと。

だから、そこにためないで、もっともっと、市民の様々な、やっぱり要求とか要望がたくさんあるんだから、それに使ったって私はいいいのではないのかと。

そういった思いから、大体、財政調整基金の適正值というのは、どんなふう考えているのかなというふうに思っただけの質問ですが、いかがですか。

石丸健一総務部長

全国各市、それぞれ財政状況が異なります。

鳥栖市の場合は、自主財源の比率が大きく、交付税の比率が非常に少のうございます。

で、交付税の比率が高いところは、結局、交付税で運営しよっちゃっけん、あれなんですけど。

うちは税収とかが多いので、そこが落ち込めば、ひっくり返る。

交付税は、すぐその年に反映されるものではございませんので、そういう意味からも、鳥栖市は、ほかの市よりも、若干多めでないと、ちょっと対応が難しくなるのかなという考えは持って、ほかの市と違うところはそういうところというふうに思っております。

尼寺省悟委員

例えば、令和3年度の財政調整基金に対して、令和2年度末で約41億円、令和3年度で約46億円と。

取り崩した額というのは2,700万円ぐらいと。

大体この程度なんよね。

取り崩した額というのは、鳥栖市の場合、税収のことをいろいろ言われたけれども、税収についても、一定程度は入ってきているし、私としては、そこまでせないかんのかと。

私だけじゃなくて、例えば今年度、給食費の無料化とか、そういったことが出たけれども、そういったところにも、もっともっと、いっぱい要望というのはあると思うし、草刈りの問題では――草刈りね、河川にいっぱい木が生えていると。

高齢化しているから、なかなか――昔の区役たい、区役というのはなかなかできんなら、やってほしいということに対しては、やっぱり予算の問題があって、できんというような形で。

だから、そういったところに様々な市民の要望があるんだから、税金を払っているのは我々で、今、税金を払っているんだから、それは基本的には、その年の中で使っていくと。

ただ、様々な問題で、5年後、10年後のためにせないかんっちゃうのは分からんわけでもないばってん、基本的に今の段階で税金を払っている私たちに対しては、それなりの対応というのもやっぱりする必要があるんじゃないかな。

そういった中での基金というのは――私、ためないって言っているわけではないよ。

いろんところで20%が適当であるとするならば、20%ということ、やっぱり標準として考えて、それに対して対応してもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

石丸健一総務部長

先ほど申し上げたように各市町で財政状況は異なりますので、ある一定の違いは出てくる

かと思っております。

ただ、おっしゃるように現在払っていただいている税金を、現在、活用する。

それとあと、将来に負担を先延ばすわけには——今の人だけが負担するというのではなくて、満遍なく負担するために起債、それから基金を活用する。

そのバランスは必要だと思っておりますので、鳥栖市の今の状況がどうなのかというふうにおっしゃられれば、私どもとしては、ほかの市より確かに多いことはありますけれども、財政の構造等を見れば、適当な形ではないかなというふうには思っております。

尼寺省悟委員

確かに公共事業で、例えば、新庁舎を建てるといったことに関してかなりの金額があると。

それを、今の世代の人に、全部負担するわけにいかないので、そういった方に借金をして、そして将来にわたって将来の人も負担していただくという考え方は、それはもうそうだと思うたい。

そうだと思うけど、さっきの前提として、やっぱり今払っているのは、それなりの対応っちゅうか、していかないかんと思うけど、そういった意味で、さっき適正値を聞いたんだよね。大体いつぐらいまで考えているんだと。

例えば、いや50でもいい76でもいいと。現在46億円でも、100億なってもいいんだと。

だからどの辺が、さっきも言ったように例えば、飛騨市とか、いろんところで20%が標準であって。

だからそれを目標として、足らんやったらためられるし、多かったら取り崩して様々なことをやっていくというふうなことやっているわけだから。

そういった意味で、あなた方として大体どの辺が、財政調整基金と標準財政規模の比率もわざわざ書いて載せているんだから、それはそれなりの意味があって書いてあるんだろうと思うたい。

その辺をどんなふうに、適正値というのは、どれぐらいを考えているんかなと思っております。

もう一回聞きますけど、その辺どうですか。

石丸健一総務部長

28.1というのはどうなのかということだと思いますけれども、先ほど申し上げたように、ここがどうという明確なものが、国においてもないし、そういう基準を幾らと言われても非常に難しゅうございますので、その時々、例えば、今回のコロナの発生とか、あと、大型事業も、全て順調に進むということではない部分に備える必要も過去ございましたので、そういう趣旨の事業状況を見ながら、財調とか、取崩し額を抑制したりしておりますので、事

業が進捗して行って、リスクが少なくなってくれば、それなりの対応になってくるのかなというふうには思っております。

尼寺省悟委員

ちょっとこの辺でやめておきますけど、そうしたら、例えば都市開発基金というか、今10億円ずつためているったい。主に駅前のことであるけど。

で、かなり前向きな答弁があったけれども、将来で10億円じゃなくて、もっともっと、これに入ると、その分を財調から減らして、結果として、そういったことを考えているわけ？

石丸健一総務部長

財政調整基金は当初予算においては取崩しをして、財源充当して、当初予算を編成している状況でございます。

で、そういう中で、きちんと事業の方針、事業のスキームができれば、その時点で、積立てを行っていく、当初から行っていくようになるのではないかというふうには思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

ふるさと納税の件でちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど西依議員のほうからの質疑もありましたけれども、それぞれの活動に関する事業ということで、皆さんが、これを活用されるときに、市民協働の推進にということだとか、子育て支援にだとかいうことで、思いを持って納税をされていると思うのですが。

それについて、ホームページのほうで見せていただいた際に、少しずつ子育て支援のほう金額として上がって行って、パーセンテージも上がっていているんだけど、それがどのように使われているのかというのが、ちょっと明確に見えにくいと思うんですね。

例えば、学童保育が足りないとかいうことに対しても、これを使うことによってこういうふうに増えましたとか、活用がどのように行われているのかが、普通の事業を紹介するだけで、ふるさと納税が増えることによって、どのように鳥栖市の改善がなされているかというところが見にくいんじゃないかなと思うんですが、その点については、もう少し改善をしたほうが良いと思うのですが、今後もう少し納税を増やすためにも、このあたりを入れることで、今7,000万円ぐらい減収していますので、増やすことになると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

石丸健一総務部長

ふるさと納税は、現在、鳥栖市の場合は、一般財源として取扱いをさせていただいており

ます。

それは、ふるさと納税を特定財源的な考え方であれば、ふるさとの納税額が減ったときに、事業を縮小するとかいうような話になりかねないということもありますので、ふるさと納税でこういうところに寄附をするという御意思を、予算編成の段階で、そういうところに、そういうふうに寄附をされているというのを踏まえて、市長以下、予算編成を行っております。

ですので、細かくすると逆に、私どもとしては——そういうふうに行っているところも実際ありますけれども、私どもとしては、そういうふうな意思の寄附を頂いたということを認識しながら、予算づけを市長以下で行っておりますので、それを改めるというのは、現時点では考えておりません。

牧瀬昭子委員

確かに一般財源に入れることによって、増減があろうとなかろうと、その事業が推進されるということは大事だと思います。

確かにそうだと思うんですけども、このパーセンテージが増えることによって、こういう事業が進みやすくなっておりますというのが、財政を立てる上で、ここを大事にしていますよというのを、もう少し力強く入れていただくことによって、意思が表明されると思うのですが、改善できませんでしょうか。

石丸健一総務部長

使途のところの表現の仕方については、検討を行いたいというふうには思います。

牧瀬昭子委員

ぜひよろしくをお願いします。

合わせまして、この7,000万円ですね。

ちょっと減ってしまったということがあると思うのですが、それについて、リピート率ですとか、高額商品が、やはりリピート率につながるのではないかというふうに思うのですが、鳥栖市の場合は、リピート率はどのようになっているか検証はされていますでしょうか。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

牧瀬議員の御質問にお答えします。

お答えそのものになるか分からないんですけど、鳥栖市のほうは西依議員にもお答えしたように、製品でいいますと、コカ・コーラさんの製品というのが9割程度になっております。

で、それがほぼですので、リピート率については正確な数字じゃないですけど、三、四割の方がリピートされているというふうに認識をいたしております。

今後とも、市内企業さんに、いい製品を出していただきまして、そういうリピート率を高

めるようなこと。

それとあと、そういった使途についてもちょっと明確に、委員が言われたようなことで、ホームページ等改善して、リピーターにつなげたいと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

三、四割ではないかということなんですけれども、この三、四割の方が、先ほどおっしゃった、飲料とかリピートされているのか。

品目について三、四割の方がどういうことをリピートされているのか分かりますか。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

先ほど、コカ・コーラの製品というふうに申し上げましたが、お茶関係が多いと思います。

商品名でいいますと、綾鷹とか爽健美茶、そういったものになるかと思えます。

以上です。

牧瀬昭子委員

これは、インターネット関係のふるさと納税に携わる企業の方から言われたことですが、やはり高額商品でのリピート、そして何度も何度も買いたくなるようなものですか、体験型ですね。

鳥栖市を味わっていただくようなものっていうのを、定期的に購入がなされるようなものですね。

季節的な野菜ですか、果物ですかということをしているところもありますし、季節ごと、そして地域ならではの、例えば、温泉ですか、観光地ですか、そういったものに生かされているところもあるかと思うんですけれども。

鳥栖市としてそういうのを取り入れていく方向性というのは今後何か見いだされてはいませんかでしょうか。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

牧瀬議員の御質問にお答えします。

言われたように、季節の農産物等が、ちょっと鳥栖市のほうは、弱うございまして、そこについては力を入れていきたいと。

J Aさんとか、あと、小規模な農家さん、そういったところにもお声掛けをしていただくようなことで、考えております。

で、ほかの自治体はお米が多いんですけれども、お米がなかなか確保というのは難しゅうございます。

その点については、企業さんとか、組合さんとかそういったところとお話をしながら、

確保を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

鳥栖市のよさとしては、自然環境があり、都会と両方を味わえるというところにあると思うんですね、すごく遠くに、山のほうに行くような地域もあるとは思いますが、鳥栖の場合は15分、20分で駅からすぐ近くに自然環境があるということも、味わえる一つの要素になると思います。

例えば、栖の宿を利用するとか、四阿屋からの連携をするとか、そういったことを、商品として、観光の名産として、リピート率アップさせて、なおかつ鳥栖市に来ていただく機会というのをぜひ取り入れていただけないかなと思っておりますので、要望とさせていただきますと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

私のほうからもふるさと納税に関することの御質問をさせていただきます。

寄附金の募り方とそして使い方についてです。

寄附金の集め方につきましては、あくまで私の印象ですけれども、今、5億3,000万円ですね。

もう少し行けるんじゃないかというふうに私は思っているんですけれども、皆さんのお考えは、もうこのぐらいなのかなあという印象が、私の勘違いかもしれませんが、感じております。

それに合わせて、コカ・コーラが9割ってということで、大変心強い企業さんがある反面、地元の企業さんにも、これをきっかけに地元企業のアピールも踏まえたような、ふるさと納税の運営の仕方っていうのが、前回も私のほうで質問させていただいている中で、そもそもふるさと納税が、少しばかり通販的な——寄附していただく方の考えがあるっていうのも気になっておりますので、企業さんたち、もっと自分の商品をふるさと納税で活用したいという気持ちがあります。

その反面、どうしたら自分たちの商品が、寄附の返礼品として選んでいただけるのかというのが分からないというふうな声もありますので、まず、寄附の募り方について御質問させていただきます。

こういった募り方の、令和3年から令和4年に向けての戦略的なものをお聞かせいただけ

ればと思います。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

議員の御質問にお答えします。

令和3年度から令和4年度の改善点ということですが、まず、今年9月1日からサイトについて、ふるさとチョイスと楽天についてを導入をいたしておりましたが、それに航空会社のJALのウェブサイトのほうを9月1日から導入をいたしております。

それと10月1日には、ちょっと導入時期がずれるかもしれませんが、全日空さん、ANAのサイトのほうを導入するような申出をしております。

来年度については、また状況を見まして、そういったサイトについて増やして、議員が言われるような、小規模などと言っていいか分からないんですけども、そういった地元の企業さんとか、農家の製品、そういったものに脚光を浴びせるようなことでサイト数を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

和田晴美委員

それに関する追加の質問でございます。

JALやANAを増やすのもですけども、もう一つが、見せ方といいますか、同じような商品が並ぶ中で、鳥栖の寄附金の返礼品に着目していただくための工夫っていうのが、どうしても弱い――すいません、もうそうじゃないかなというふうに思っております。

その点について御質問させていただきます。

例えば、コンサルタントみたいな、それに強いスキルなど、どのようにつけていくのかという面での御質問です。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

和田議員の御質問にお答えします。

サイトの数の確保と同時に、見せ方についても工夫をしていきたいというふうに考えております。

それで今、入れる予定をしておりますJALさん、ANAさんについても、今までと見せ方としては違うような形でできればというふうに考えておりますし、観光協会さんと謝礼品の管理委託をしておりますが、その協力企業として熊本のサイバーレコードさんということで、ノウハウを持った事業者さんと提供をいたしたところでございますが、そういったホームページの文言とか説明の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

和田晴美委員

あと少し心配なのが、今5億円台ですけれども、今、市の中で運営されているかと思いますが、上限で限界、10億円でも対応できるのか。

そういったことも御検討——答えられますでしょうか。

石丸健一総務部長

対応できるように、人が必要であれば人を配置するっていう形を取りたいと思います。

いずれにしても、商売と地域振興と両方兼ね備えたような制度でございますので、両方ともしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

中村直人委員長

いいですか。

和田晴美委員

では最後の質問をさせていただきます。

西依議員の御質問に多少かぶるんですけれども、使い方ですね。

私のほうも牧瀬議員のほうと似ているんですが、私自身はつきり確認というか、認識がお答えで取れなかったの、もう一度質問させてください。

寄附していただいた方が、どのように使ったか納得いくような見せ方っていうのを、どのように——今ではちょっとそれが伝わらないというふうに西依議員と同様に私自身も感じているところです。

あと、もちろん、ふるさと納税を当てにして予算を組むのは、他の地域でもやっているの、それは理解できているんですけれども。

やはり数億円入ることなので、当てにはできないけど、集まった寄附金を活用するのにどのような考え方でやっているのか。

その辺りもう少し、答えていただいたんですけれども、私がちょっと理解できませんので、もう一度質問させてください。

石丸健一総務部長

11の事業でしておりますけれども、そのうち幾らをどれというふうに出すと、そこが仮にぐっと減ったときに、その寄附金があることによって何かを増加したとか、拡充したとか、始めたとかいうことになる、じゃあなくなったらどうするのかという話にもなります。

ですので、そういうところに寄附をされたということを念頭に置いて、その事業を全体的には拡充する、新規をするという財源に当てさせていただくというような考え方を持っております。

ただ、先ほどもありましたように、その説明のところ、ちょっと弱いかなというふうに感じましたので、どういう表現ができるかというのは検討させていただきたいというふう

に思います。

中村直人委員長

ほかにごいませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩をして午後1時10分から、契約検査課、庁舎建設課に入っていきますので、よろしくお願ひしたいと申します。

昼食のため暫時休憩申します。

午後0時3分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後1時9分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

総務部（契約検査課・庁舎建設課）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、契約検査課及び庁舎建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、令和3年度の決算につきまして総務部関係のうち、契約検査課、庁舎建設課の主なものについて御説明をさせていただきます。

説明は令和3年度鳥栖市歳入歳出決算書によって行いますので、よろしくお願ひいたします。

す。

まず、決算書の89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債の上から3項目めにつきましては、新庁舎整備に係る借入れでございまして、工事管理及び建設工事に係るものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

有馬秀雄契約検査課長

続きまして、歳出につきまして、契約検査課分の主なものについて説明させていただきます。

決算書107、108ページの中段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8契約検査費につきましては、契約管理システム及び電子入札システムのシステム使用料などがございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、115ページ、116ページをお願いいたします。

目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、設計等委託料につきましては、新庁舎の構造性能評価、軽微変更申請業務委託料及び移転計画準備のための現状調査、什器等レイアウト案の作成の委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、新庁舎建設工事の工事監理に伴う委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎の本館、北別館及び一部外構の工事費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、新庁舎の水道加入負担金でございます。

また、主要施策の成果の説明書25ページには、新庁舎の建設工事につきまして令和2年度から令和3年度まで計画をしております継続費について記載をしているところでございます。

以上で契約検査課、庁舎建設課の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

ありませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 13 分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 1 時 14 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総務部（出納室・議会事務局・監査委員事務局）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年鳥栖市一般会計決算認定を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

武富美津子議会事務局長

それでは、令和3年度の決算につきまして、議会事務局、出納室、監査委員事務局の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、決算書の82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6、目4、節4雑入でございます。

雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和3年度タブレットに係る通信費を折半して政務活動費より御負担いただいているものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費でございます。

決算書の93ページ、94ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものにつきまして申し上げます。

94ページ中段でございますが、節8旅費につきましては、全国市議会議長会等の会議がコロナの関係で書面会議等となりましたため、不用額が多くなったところでございます。

次のページをお願いいたします。

96ページでございますが、節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

政務活動費交付金の返納額が多かったため、不用額が多くなったところでございます。

議会事務局分は以上でございます。

青木博美会計管理者兼出納室長

決算書105ページ、106ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節11役務費のうち、公金振替手数料は金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

指定金融機関公金取扱手数料は、指定金融機関であります、佐賀銀行の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上でございます。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、125ページ、126ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、工事監査を特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに委託し、建築では、市民体育館大規模改修工事、土木では、田代まちづくり推進センターの敷地内通路及び駐車場整備工事をそれぞれ監査しております。

以上で、議会事務局、出納室、監査委員事務局関係の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

小さなことで大変恐縮ですが、96ページの議会費です。

この中で九州市議会議長会負担金というのが1万6,700円というふうに出ているんですが、昨年度が4万7,200円ということで、この差が出るのは、負担金なので、毎年変わるものではないのかなと、ほかのところを見ていると、大体同じぐらいかと思ったんですが。

差額が出るものが何かありますか。

武富美津子議会事務局長

新型コロナウイルス感染症の関係により、会議の回数が少なかった理由により、ちょっと減額になっているってところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

続きまして、企画政策部の準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時21分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時23分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

企画政策部

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

では、執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長

こんにちは。

それでは、令和4年9月定例会の議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてということで、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年度企画政策部全体で、歳入3億5,400万円ほど。

歳出といたしましては、3億3,900万円ほどとなっております。

執行率が97.7%でございます。

ちなみに、令和2年度につきましては、歳入、歳出とも約80億円ございましたけれども、これにつきましては、1人10万円の特別定額給付金を企画政策部で担当した結果、その給付金が押し上げて80億円というふうなものになったところでございます。

ですので、令和3年度は地方創生臨時交付金が、うちのほうは歳入で入っておりますが、通常ベースに近い形になったのかなというふうに考えております。

令和3年度新規事業といたしまして、テレビのdボタンを活用いたしました新型コロナウイルス感染症情報発信事業。

それから、テレビ、ラジオを活用した、ふるさとWish、定住交流促進情報発信事業にそれぞれ取り組んだところでございます。

今のは主なものでございますけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、それぞれ担当課長から説明をいたします。

山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、企画政策部関係分について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料中、備考欄2行目の情報センター使用料772万3,000円につきましては、市庁舎南側の情報センターの貸付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

決算書の55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金中、備考欄3行目のマイナンバーカード交付事務費補助金1,479万円は、マイナンバーカード交付

に要する経費に対する補助金でございます。

その下でございます、マイナンバーカード交付事業費補助金2,386万4,000円はマイナンバーカード交付等を行う地方公共団体情報システム機構の負担金に対する補助金でございます。

向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じ備考欄の一番下でございます、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,546万212円につきましては、新型コロナ感染拡大防止、それから、感染拡大の影響を受けている地域経済。

それから、住民生活の支援のために受け入れたものでございます。

次に、63、64ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金、備考欄の下から2番目、移住支援事業補助金229万5,000円につきましては、地方創生移住支援金として受け入れたものでございます。

山本英規情報政策課長

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書101ページ、102ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目3 広報費につきましては、令和3年度決算における主要施策の成果の説明書13ページをお願いいたします。

事業名、広報活動事業でございます。

それぞれの事業といたしまして、市報とす701万9,000円につきましては、市報の発行に係る経費でございます。

令和3年度の発行部数といたしましては、33万9,202部となっているところでございます。

次の市公式ホームページの260万円につきましては、市公式ホームページのサーバー機器の使用料などでございます。

市公式ホームページの令和3年度の閲覧件数といたしましては、178万9,592件となっているところでございます。

次のテレビ広報とす184万8,000円につきましては、市政等に関する情報番組の収録から放送に至るまでの経費でございます。

毎月第3週の日曜日から土曜日までの1日5回、市政等に関する情報番組を放送したところでございます。

次のデジタルテレビデータ放送453万8,000円につきましては、九州朝日放送KBCが提供する地上デジタルデータ放送地域発信サービス、dボタン広報紙に市の専用ページを設け、特にインターネット環境がない高齢者の方などに対して、新型コロナウイルス感染症に関す

る様々な情報などをテレビの画面に表示させ、情報をリアルタイムで提供するための経費で
ございます。

決算書にお戻りください。

103ページ、104ページをお願いいたします。

目4情報管理費、節13使用料及び賃借料のうち、事務機借上料等2億3,632万4,226円につ
きましては、基幹系情報システムのクラウドサービス利用料、財務会計システム及び文書管
理システムなどの内部情報システム及びパソコン、プリンターなどの事務機借上料等でご
ざいます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、地方公共団体情報システム機構交付金2,802万7,800
円は、マイナンバーカード発行等に要する経費で、当該カードを発行する地方公共団体情報
システムへの交付金でございます。

このうち、586万7,000円につきましては、私どもの補正予算計上の確認の怠りにより、予
算の補正を行っていなかったため、予備費から充用させていただいております。

なお、不用額110万2,176円の主な要因といたしましては、佐賀県公共ネットワークシステ
ムの更新に合わせ、新たに導入となったバックアップ回線機能に係る機器調達に4か月遅れ
たことにより、佐賀県公共ネットワーク運用管理費負担金が減額になったためございま
す。

向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、目9企画費について申し上げます。

ページにつきましては、109、110ページをお願いいたします。

節12委託料、備考欄の定住交流促進情報発信事業委託料につきましては、主要施策の15ペ
ージをお願いいたします。

この事業の目的でございますけれども、テレビ、ラジオ等を活用して本市の魅力を情報発
信し、認知度向上を図ることによって、定住交流人口の拡大につなげるというものでござ
います。

事業内容につきましては、福岡県、佐賀県全域で放送されております、KBCのふるさと
W i s hで本市を特集していただき、テレビ、ラジオ、それからウェブ等の広告等を活用し、
本市の住みよさをはじめ、観光スポット、特産品、ふるさと納税の返礼品等をPRするた
めに情報発信事業を行ったものでございます。

経費につきましては、委託料220万円でございます。

効果といたしましては、テレビ放送回数が1週間のうち24回、ラジオ放送も同じく1週間
で31回。

それに加えて、オリジナルポスター、CM作成、ヤフーニュース等のメディアを通じて、

様々な視点から本市の魅力に関する情報発信を行ったところでございます。

決算書にお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金、備考欄の下から3つ目でございます。

地方創生移住支援金300万円につきましても、主要施策の成果の14ページをお願いいたします。

本事業の目的でございますけれども、東京圏への一極集中の是正、それから地方の担い手不足対策のために、県と共同で地方創生推進交付金を活用し、地方創生移住支援事業を実施、U I Jターンによる、起業・就業者の創出を図るということを目的としております。

事業の内容につきましては、東京23区の在住者、または通勤者が本市へ移住し、県が選定した中小企業に就職した者、県が実施する起業支援金の交付決定を受けた者、自己の意思により、テレワークにより移住元の業務を継続する者に対して、県、市が共同で支援金を支給するものでございます。

支援金でございますけれども、1世帯100万円を交付するもので、今回3件の方に対しまして、支援したものでございます。

山本英規情報政策課長

決算書の125ページ、126ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明書27ページをお願いいたします。

事業名は基幹統計調査でございます。

経済センサス活動経費の254万円は全産業分野における経済活動の実態を把握するため、市内に所在する全ての事業所、企業を対象といたしまして、指導員3名、調査員24名で調査を実施したところでございます。

その下の、経済センサス調査区管理の8,000円は、事業所または企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料管理事務、その下の学校基本調査の8,000円は、学校教育行政上の基礎資料を得るため、調査などを行ったものでございます。

以上、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、企画政策部関係分の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

主要施策の成果の説明書27ページの基幹統計調査。

内容は内容でいいんですけれども、経済センサス活動調査指導員3名、調査員24名で調査

を実施したと。

これ以外にも各種いろんな調査がされていると思うんですけど、今、ネットで回答できたりとかしているじゃないですか。

今まで調査票の回収とか、多分御苦労されてきたと思うんですけども、こういうネットの回答とかの動向とか、例えば、ネットで回答が多くなってきて、調査員も、こんなに多くなくても、前よりも減らせるようになってきたとか、そこら辺の動向ってどうなっているのか分かりますか。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

統計調査におけるインターネットを利用した回答につきましては、おおむね、ここ数年の傾向でいきますと3割程度のインターネットの回答になっております。

統計調査の種類によっては、多少変動するところではありますけれども、比較的県内では鳥栖市内はちょっと高いほうではあります。

で、当然、調査員の業務の負担を減らすために、インターネット回答を国のほうも推奨しております。

インターネットを使われると、比較的、記入の仕方とかを自動的に誘導してくれる機能もありますので、比較的ネット回答のほうが簡単にできるよっていうことでPRをしているところでございます。

それに伴います調査員さんの負担ですけども、調査票の回収の点だけでいくと、当然、負担のほうは非常に軽くなってまいります。

ただし、統計調査をする上で、現地に出向いて、現況を把握していただくとか、それに伴います名簿であるとか、図面であるとか、そういったものも作成することもあります。

大幅に減るってことはありませんけれども、調査対象世帯を訪問する数というのは非常に減りますので、ぜひネット回答を、鳥栖市としても推奨していきたいというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

私からは、テレビdボタンとふるさとWishについてお尋ねさせていただきたいと思えます。

いずれも何らかの課題がありましてこういったシステムを導入したと思えますけれども、その課題と、あと配信されました情報を簡単でいいですので、分野的に御紹介いただきたい

のが一つ。

あと、把握している範囲で結構ですので、反応といいますか、成果について、分かる限り御説明いただけないでしょうか。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

まず、デジタルテレビのデータ放送、dボタンにつきまして、お答えいたします。

まず、dボタンの放送につきましては、御存じのとおりテレビのdボタンを使って、文字だけで情報を伝えているような状況でございます。

ですので、情報量というのは非常に多くはないんですけれども、なるべく簡単に言葉だけで伝えられるように表現を工夫しているのが一番の課題かなというふうに思っております。

そして実際、どういった情報を流していたかと申しますと、令和3年度6月からスタートしております。

当然、コロナの感染者の数っていうのはもう毎日更新して、情報をお伝えしております。

それと、ちょうど令和3年度はワクチンの接種がスタートしましたので、そのワクチン接種の年代別の時期の事前のお知らせであるとか、あとは段階的に接種券を発送しておりますので、それについてもその都度、情報を提供してきております。

それと当然、ワクチン接種を受けることができる医療機関の一覧表というのを、ずっと更新していきながら、それに伴いまして、接種後の接種証明書の取得の仕方であるとか、あとは、コロナとは若干違うとかありますけれども、災害時の避難情報とか、そういったものも随時、災害時は更新しているところでございます。

dボタンについては以上になります。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

続きまして、ふるさとWishに関してお答えをいたします。

令和3年5月31日から6月6日まで1週間かけて、KBCのテレビ、ラジオで特集をしていただきました。

テレビ24回、ラジオ31回、放送をいただいている、市内のお菓子屋さんですとか飲食店、あとは高校の部活動ですとか、そういったところに多岐にわたってフォーカスを当てて取り上げていただきました。

で、鳥栖市のツイッターでもこの番組に関する発信をいたしましたところ、それまでの他の情報等の平均値に対して7倍近い、いいねの数を頂くとか、何らかの反応を得ております。

なおかつ、御出演いただいたお店等にアンケートをしましたところを、放送後、問合せや来客が増えたというふうなお声ですとか、遠方からも来客があったというふうなお声を頂いて、続けてほしいというふうなお声を頂いているところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

決算書の56ページ、マイナンバーカードの件のところです。

交付金の補助金は、事務費補助金と事業費補助金。

これ、当初予算からするとだいぶ増えとるもんね。

そこら辺の具合が、何か特別に——もう当然、補正予算で上げてあるけれど、結局増加があっているでしょう？

300万円ぐらいあって、下がマイナンバーカードの事業費補助金と上が事務費補助金か。

当初予算からすると、増えているでしょう。

その点、何か特別の理由があったら。

新型コロナの関係のあれは、もう当然、当初なかったことやったんで、他のデジタル関係も当初予算じゃなかったはずやけんで。

山本英規情報政策課長

マイナンバー交付事務費補助金につきましては、基本交付に係る、主に市民課で任用しています会計年度任用職員の人件費でございますが、国のほうから、普及率アップの取組等の要請がなされる中で、会計年度任用職員の任用人数を増やしたことによって増額しているものでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

森山林委員

それと合わせて、こっちの事業費も増えているわけですね。

人数で、事務費関係が増えた分、下のほうの事業費のほうも増えたわけでしょう。

山本英規情報政策課長

事業費補助金につきましては、国のほうで、マイナンバーカード交付に関する総事業経費を、それぞれの市町の人口で案分して補助されるもので、国全体の交付の状況によって、その分が補正の必要が生じたもので、補正しているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

110ページをお願いします。

地方創生移住支援金についてですけれども、予算では380万円だったと思うのですが、今回300万円だったということで、その辺りの予定に対しての決算で、どのような変更といいますか、予定と違ったところがあったのかというのを教えてください。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

予算におきましては、これが世帯1世帯当たり100万円、単身の場合は60万円となっております。まして、単身さんの世帯にという見込みを立てて計上いたしておりましたところを、世帯から3件の申請がございまして、単身からはなかったということで300万円となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

世帯が2世帯から3世帯やったということは、これからの定住にはすばらしいことかなと思います。

この方たちがどうやって、この場所——鳥栖市を選んでくださったのかっていうのは何か検証とか、その辺りのお話とか聞かれてありますでしょうか。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

この方々に、申請のたびに、同じ質問項目をヒアリングいたしております。

移住のきっかけは何ですかといったところとか、その不安はなかったですかとか、鳥栖市を選んだ理由は何か、そういったところを聞き取るようにしております。

そうした中で、やはりコロナ禍によってテレワークが進んだことが——昨年の3件全て、皆さんテレワークでの移住でございましたので、そういったところですか、御夫婦のどちらか、あるいは両方に九州に地縁がある。

なおかつ、福岡にも近い、そういった理由で、鳥栖市を選びましたというお声を頂いているところです。

で、こうしたヒアリングを通じて移住者のニーズというか、そういったものを把握していきたいと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

先ほど定住促進のための情報発信事業ということで、広げていただいていると思うんですけど、ここの効果が、これに反映されてくるかというのは時間がたってからだと思うんですけども、そこも含めてテレワークの方が多くなっているということも含めてですね。

やはりインターネットからの情報を仕入れる方も増えてくるのではないかと思いますので、今、テレビを重視されているものだとは思いますが、ぜひ、ネットを通じた情報発信と

いうのもより力を入れていかれてはと思いますが、いかがでしょうか。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

おっしゃられるとおりで、ふるさとWishに関しましては、先ほどテレビ、ラジオと申し上げましたが、実はウェブでも、ニュースとして発信をいただいております。

で、アンケートの中では、ウェブニュースを見てこられた方が複数おられましたという御意見を、お店から頂くなどしてありますので、いろんな分野からの発信というのは努めてまいりたいと考えています。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和3年度指標実績について

中村直人委員長

それでは続きまして、議案外ではございますが、報告がありますので、これを受けたいと思います。

資料は書記からお送りいたします。

それで全部で2件ございますが、2件続けて御報告をお願いしたいと思います。

田中大介総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼環境対策課参事

議案外報告でございます。

資料の1と2となっておりますが、関連でございますので、一つとして御報告をさせていただきます。

平成29年3月に策定いたしました鳥栖市公共施設等総合管理計画に関しましては、令和4

年3月に改定をいたしまして、6月の市議会定例会総務常任委員会においてお示しをしたところでございます。

今回御報告いたしますのは、令和3年度の進捗状況でございます。

資料は議案外報告資料の2ページ以降を御覧ください。

施設類型ごとの管理に関する基本の方針のうち、令和3年度の実施といたしまして、それぞれ、1の公共施設から2のインフラ施設の道路、橋梁、上水管、下水管きょに関しましては、例年同様、それぞれの進捗に関する概要をお示ししております。

なお、資料の4ページでございますが、鳥栖市公共施設等総合管理計画におきまして、新たに鳥栖市公園施設長寿命化計画を位置づけることといたしましたことから、公園に関する施設管理、維持管理の進捗を記載しているところでございます。

この件に関し、概要を申し上げますと、令和3年度鳥栖市内の公園施設に関しましては、都市公園全25か所中、9つの公園に関しまして、49施設について、改修等を行ったというものでございます。

次に、資料の5ページ、6ページを御覧ください。

公共施設中期保全計画につきましては、建設課が所管する事務でございますが、建設経済常任委員会で報告いたします部分でございますけれども、公共施設等総合管理計画で示す基本的な考え方と関連性がございますので参考資料としてお示しをするものでございます。

なお、ここで概略を申し上げますと、一覧表でお示ししております89施設を対象といたしまして、年次の計画を持って長寿命化改修を計画しておりますが、資料中、ピンク色で網かけをしている部分が今回、計画を修正した施設でございます。

修正の主な理由といたしましては、16番目の(仮称)生涯学習センターの用途変更に伴い、具体的改修内容を計画したこととございますとか、59番の前田アパートの給排水衛生設備改修の施行年度を令和2年度から令和3年度に変更したこと。

64番の東公園に関しましては、外壁改修の施行年度を令和6年から令和3年に前倒ししたこと。

70番の第1分団特設本部消防格納庫の点検結果により、外壁、電気設備改修を追加したことなどでございます。

なお、それぞれの改修項目といたしましては、一覧表中に、アルファベットで表記しておりますが、アルファベットの意味するところにつきましては、ページの下側に凡例として記載をしているところでございます。

議案外報告の1につきましては、以上でございます。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

続きまして、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和3年度指標実績について御報告します。

資料7ページからでございます。

第7次鳥栖市総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されており、令和3年度は計画期間10年の初年度でございますので、前期基本計画で決めました6つの基本目標の各取組における指標の進捗状況といたしまして、令和3年度の実績値を御報告いたします。

また、新型コロナの影響を考える指標もございますので、それらにつきましては、最後の11ページに一覧として記載をしております。

昨年12月の総務文教常任委員会においても御報告いたしました。評価結果の公表につきましては、毎年度、第7次鳥栖市総合計画指標別進捗状況一覧のホームページへの掲載により行うこととしております。

以上でございますが、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画に位置づけております76項目の指標の個別の中身につきましては、各担当課にお尋ねくださいますようお願いいたします。

以上、御説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認したいことなどありましたら、お受けしたいと思っております。

牧瀬昭子委員

59番の前田アパートのことに關してですが、当時どうだったか記憶が曖昧なので教えていただきたいんですが、2020年に行う予定だったのを2021年に行ったということだったんですけども、後ろに下がってしまったのは何の理由だったのか教えていただけたらと思います。

前倒しするっていうのは、早くしなければというのはあると思うんですが、遅くなってしまうのは、何か理由があったんでしょうか。

田中大介総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼環境対策課参事

建設課においては、全体事業の調整の中で、事業の実施年度を変更したということだけ把握しているところでございます。

特に前田アパートに限って遅らせた理由があるということまでは、把握しておりません。

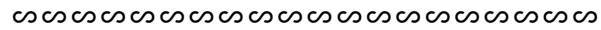
中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、以上で議案外の報告を終わります。



中村直人委員長

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時57分散会

令和4年9月30日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

委員 伊藤克也

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 田中綾子

市民課長補佐 栗山英規

市民課整備係長 西山美沙

市民課市民係長 佐藤臣久

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

国保年金課年金保険係長 徳淵文子

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博

税務課固定資産税係長 有馬健次

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民環境部（国保年金課・税務課）審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

これより本日の総務常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

今日は市民環境部関係議案の審査を行います。
まず、市民協働推進課、市民課、環境対策課の審査を行います。
議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

おはようございます。
令和3年度決算審査をいただく前に、一言御挨拶を申し上げます。
市民環境部関連につきましては、市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境
対策課の5課分となります。
関連する予算科目につきましては、一般会計におきましては、歳入の主なものといたしま
して、市税のほか、各種証明やごみ処理等の手数料等でございます。
歳出といたしましては総務費、民生費、衛生費等のそれぞれの一部が主なものでございま
す。
また、一般会計のほかに国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2つの特別
会計を所管しております。

決算の説明につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明を申し上げますので、よ
ろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定の
うち、市民協働推進課分及び環境対策課分、市民課分について順次御説明いたしますので、

よろしくお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、まちづくり推進センター使用料等につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

同じページでございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料につきましては、令和3年度の斎場利用件数740件のうち、市外利用者34件分の斎場使用料でございます。

田中綾子市民課長

51ページ、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明手数料1万9,524件分が主なものでございます。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万3,685件及び住民票証明手数料3万6,828件分が主なものでございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

次に、53、54ページをお願いいたします。

項2手数料、目2衛生手数料、節3清掃手数料のうち、備考欄1つ目のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績によります手数料収入でございます。

次に、59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金は、令和3年8月の豪雨により発生いたしました災害廃棄物の処理に要した費用に対します災害等廃棄物処理事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。

田中綾子市民課長

次に、61、62ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上、在留資格を得て国内に滞在する外国人の住所異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

次に、決算書の63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対

し、県から助成を受けるもので、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名に係る研修費経費のほか、消費者の安心、安全確保に係る啓発イベントに要する経費などが対象となっております。

なお、対象となる事業費の10分の10の補助となっております。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

次に、決算書の65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金は、不法投棄に関して、不法投棄物の撤去に係る費用や不法投棄パトロール、監視カメラの借り上げなどの監視事業、また、啓発事業に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、71、72ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、備考欄4つ目の廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,700平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けておりまして、その土地貸付料でございます。

次に、75、76ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金の一部について、地域環境整備のための事業の財源として、一般会計に繰り入れたものでございます。

詳細は歳出のほうで説明いたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、83、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金470万円のうち、220万円につきましては、今泉町のコミュニティ活動の備品整備に要する経費に対し、助成を受けたものでございます。

また、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機等の電気料相当分や、電話料、コピー機及び印刷機の使用料の収入でございます。

田中綾子市民課長

その下、番号案内表示システム広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告付番号案内システムの映像パネルで放送いたします有料広告に関する広告料収入でございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

次に、85、86ページをお願いいたします。

節4雑入の衛生雑入のうち、備考欄の2つ目でございます、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封の広告枠への掲載料でございます、1枠20万円の4者分となっております。

備考欄その次の、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣しております職員1名分の人件費を受け入れたものでございます。

その次の、令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和2年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

佐賀県東部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣しております職員の人件費を受け入れたものでございます。

その次の、令和2年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和2年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

その次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金でございます、佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

その2つ下でございますけれども、環境施設事故損害賠償保険金につきましては、衛生処理場資源物広場で発生しました物損事故におきまして、車両の修繕費用について保険会社から保険金の支払いを受けたものでございます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター改修事業及び田代まちづくり推進センター駐車場整備事業に伴う起債でございます。

以上が歳入の御説明でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書の109、110ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

節7報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会の委員謝金のほか、法律相談を行うための司法書士及び弁護士の謝金、それから、外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

111、112ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料のほか、令和4年度に策定する第3次鳥栖市男女共同参画行動計画に

向けて、令和3年度において男女共同参画市民意識調査を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金。

また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターの会計年度任用職員35人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などがございます。

113、114ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料のほか、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事費等の管理業務及び測量設計業務委託料でございます。

次に、節14工事請負費の営繕工事費につきましては、基里まちづくり推進センター屋根防水改修工事のほか、若葉まちづくり推進センターのエントランス改修及び北側出入口の新設を行ったものです。

そのほか、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事を行い、屋根防水、外壁塗装、内部改修、分館機能の統合に伴う増築工事のほか、防災機能の充実などを行っております。

また、田代まちづくり推進センター敷地内通路及び駐車場整備工事を行いまして、敷地内通路の付け替え及び駐車場の舗装工事を行っております。

節17備品購入費につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事に係る施設用備品購入費でございます。

そのほか、令和2年度から令和3年度に、予算を繰り越しまして、各まちづくり推進センター及び分館へサーモグラフィカメラなどの検温機器10台の設置を行っております。

備品の購入に際しまして、入札を行っておりますが、その結果、200万円を越す不用額が生じております。

節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金につきましては、歳入のほうで御説明いたしました、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用いたしまして、今泉町の備品整備に対しまして補助金を交付いたしております。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、町区の公民館等の新築、増築、改修工事を対象に助成を行うもので、令和3年度は、本町、田代外町、西新町、松原町、西田町、萱方町、神辺町の公民館等の改修工事等に対し補助金を交付いたしました。

このほか、鳥栖北まちづくり推進センターの大規模改修工事に伴い、水道管の口径変更を行いましたので、水道加入負担金を支出いたしております。

田中綾子市民課長

決算書の117ページから120ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきまして御説明いたします。

節1報酬から節4共済費までは市民課職員18名分及び会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

節11役務費につきましては、戸籍届書や通知文書などの発送に要した郵送料や住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付事務に係る手数料が主なものでございます。

節12委託料の主なものといたしましては、マイナンバーカード交付管理予約システム導入委託料でございます。

これは、マイナンバーカード交付前後の作業全般を一元的に行えるシステムで、事前予約受付管理からカード交付状況の登録等、カード交付事務全般を効率的に行えるシステムとなっております。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システム、マイナンバーカード交付管理予約システムのクラウドサービス利用料、マイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末及びプリンターの借上料でございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

決算書163、164ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節7報償費の訴訟代理人謝金は、鳥栖市を被告といたしました訴訟に係る代理人弁護士の出廷に係る日当でございます。

165、166ページをお願いいたします。

節12委託料の測量委託料につきましては、真木町の次期ごみ焼却施設の用地の測量に要した費用でございます。

なお、予算につきましては、前年度からの繰越予算で対応しております。

続きまして、目2斎場費、節10需用費の主なものは、燃料費、光熱水費でございます、主に火葬に要した灯油代や電気代でございます。

修繕料につきましては、火葬炉や火葬台車等の修繕に要した費用でございます。

次に、節12委託料の主なものは、施設運営業務委託料でございます、火葬炉の運転や受付業務などの施設の管理運営に関する委託料で、令和元年10月より有限会社筑紫環境サービスと3年間の長期継続契約を締結しております。

次に、節14工事請負費の営繕工事費につきましては、火葬炉動力制御盤及び監視操作盤の改修工事に要した費用でございます。

決算書の165、166ページ、項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節3職員手当等、ページめくりまして、167、168ページをお願いしたいと思います。

節4共済費までは、環境対策課職員13名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員の5名分の計18名分の人件費でございます。

節12委託料の不動産鑑定委託料につきましては、立石町にございます次期リサイクル施設用地購入のための不動産鑑定に要した費用でございます。

なお、予算が不足したため、目2塵芥処理費の節10需用費より流用して対応しております。

また、委託料のうち、繰越明許費として、次期リサイクル施設用地の草刈り樹木伐採業務800万円及び測量業務2,200万円、合計3,000万円を翌年度へ繰り越しております。

節16公有財産購入費につきましては、佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております、次期リサイクル施設の事業用地を確保するため用地の取得を行ったもので、用地購入費8,679万1,800円を出資しており、佐賀県東部環境施設組合が実施する次期リサイクル施設整備の事業の推進を図っております。

また節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現在稼働しております、みやき町のごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町、1市2町の負担金総額は11億8,259万6,000円でございます、そのうち本市負担金額は7億8,630万8,000円でございます。

効果といたしましては、本市の可燃ごみ、不燃、粗大ごみ、資源ごみ合わせて2万4,474トン进行处理しております。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設建設に係る組合への負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町、2市3町の負担金総額は2億3,280万1,000円でございます、そのうち本市負担金額は、7,406万円でございます。

効果といたしましては、組合事業として、次期ごみ焼却施設の建設工事に着工、次期リサイクル施設について建設地を決定し、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件であります、第2期循環型社会形成推進地域計画の変更を提出され、事業の推進が図られているところでございます。

次のごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行う、広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設の周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域

の活性化を図ることを目的としております。

事業といたしましては、次期ごみ処理施設が所在する自治会の真木町が行う公民館建設に伴う測量設計、井堰改修に対する交付金として2,185万8,433円を支出。

交付金の内訳といたしましては、公民館測量設計分535万8,433円。

赤井手大井堰改修工事分1,650万円でございます。

財源といたしましては、地域環境整備基金から同額を繰り入れております。

効果といたしましては、真木町において公民館用地の測量及び公民館の設計が完了し、地域の活動拠点の機能強化に向けた準備が進められ、また、井堰の改修を行うことで、周辺住宅や水害リスクが低減されるなど、生活環境の保全が図られております。

次の節24積立金、備考欄の地域環境整備基金積立金につきましては、歳入で御説明しました、佐賀県東部環境施設組合より支払われました令和3年度分の次期ごみ処理施設建設協力金6,500万円について、全額を地域環境整備基金に積み立てるものでございます。

続いて、目2塵芥処理費、節10需用費のうち主なものは、備考欄1つ目、消耗品費でございますが、主なものにつきましては、指定ごみ袋の作製費用でございます。

その次の節11役務費の手数料につきましては、市内指定販売店へ支払う、指定ごみ袋の販売手数料でございます。

その次の節12委託料のうち、主なものは、備考欄2つ目の塵芥処理運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運搬に要した委託料でございます。

備考欄2つ下の資源物回収指導等業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場の利用される市民への分別指導や補助業務と、回収した資源物の運搬等に応じた委託料でございます。

備考欄その次の、資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施しております、資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に要した委託料でございます。

169、170ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金になりますが、主なものといたしまして備考欄3つ目になりますけれども、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置整理や美化活動を行う各町区に対して交付いたします奨励金でございます。

次の資源回収奨励補助金につきましては、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、自主的に新聞等の資源回収活動を行っております市民団体等に対しまして、回収実績に応じて交付いたします奨励金でございます。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、歳入でも触れましたが、衛生処理場資源物広

場で発生いたしました物損事故におきまして、車両の修繕費用について、お支払いしたものでございます。

なお、予算が不足したため予備費を充用して対応しているところでございます。

続きまして、目3し尿処理費、節12委託料につきましては、し尿処理場が稼働を終了したことによります、し尿処理槽内の汚泥の抜き取り、運搬処理及び層内清掃、タンク内に残存していた薬品の抜き取り及び処分などに要した経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、収集したし尿について、下水道浄化センターで処理していることによります、下水道事業会計への負担金でございます。

なお不用額につきましては、し尿処理量が見込みより少なかったために生じたものでございます。

続きまして、項4環境対策費、目1環境対策総務費のうち、節12委託料につきましては、本市の第3次環境基本計画策定のために要した委託料でございます。

決算書の171、172ページをお願いいたします。

目2公害対策費、節12委託料につきましては、水質、大気、自動車騒音といった測定に係る委託料でございます。

以上で、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、市民協働推進課分及び市民課、環境対策課分について説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

168ページのごみ処理施設周辺活性化交付金とその下の基金積立金。

それから、332ページの地域環境整備基金がありますので、これに関してお聞きします。

地域環境整備基金というのは、東部環境を構成する2市3町、だから1市3町のほうから入ってくるお金で、全体で約11億5,000万円で、10年ぐらいかけて入ってくると聞いているけど、その辺、正確なところどうですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

基金につきましては、東部組合の構成市町で鳥栖市以外の1市3町で負担していただいております。

金額は総額で11.5億円になります。

年度ごとに受入れを行っておりまして、平成30年度から3年間で年1億円。

令和3年度から令和12年度までが6,500万円、これは10年間。

令和13年度から令和17年、これが4,000万円の5年。

合計11億5,000万円となっております。

以上です。

尼寺省悟委員

現在のところ3億1,100万円あるというところですね。

それで、この使い道だけれども、現在のところ、今回も交付金は真木町の公民館とか井堰とかあったけれども。

過去にも、真木町の井堰とかあったということで、今まで、これについて使ったのは何かな。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

基金の使用につきましては、過去に真木町の轟木川にかかります井堰ですね。

若宮井堰で、これは農林事業のほうでしております。

あと、衛生処理場の拡幅に一部入れております。

あと、今回の令和3年度の方でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、地域環境整備基金条例というのがありますよね。

その第1条に、佐賀県東部環境施設組合が設置する広域ごみ処理施設に係る周辺地域を中心とした地域活性化並びに生活環境の保全及び増進に関する事業の財源に充てるために設置すると書いとるたいね。

これは、ごみ処理施設に係る周辺地域を中心としたと書いてある。

周辺地域というと、どこになるわけ？今まで聞いていると、真木町だけというふうに聞こえるんやけど、この周辺地域はどこになるわけ？例えば、ここに周辺地域の地図があるんやけど、もちろん真木町があつて、儀徳町があつて、あさひ新町があつて、高田安楽寺があつて、下野町があるったいね。

こういったところも周辺地域に含まれる？あるいは含まれない。

その辺はどうなるわけ？

この基金条例に該当する周辺地域は。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

鳥栖市地域環境整備基金条例に記載の、ごみ処理施設に係る周辺地域を中心としたと、周辺地域ですけれども、これが今後、施設が完成いたしまして、施設が30年立地するというこ

とでございまして、様々なそのときの状況や課題等々も今後発生するかと思います。

その意味で、基金については、基本的にはごみ処理施設周辺の地域での事業を想定しておりますけれども、必ず一定の範囲内でしか事業を実施しないといた明確な基準等は今のところ設けておりません。

尼寺省悟委員

明確な指定はないと、そういうことですね、明確なね。

実は何でこういうことを言うかちゅたら、周辺の人たちからいろんな不満が出ているわけだよ、聞いていると思うけれども。

どうして真木町だけなんかと。

公民館の建設にしても。

その辺はどうなるわけ？どうして真木町だけなんかと、うちだって周辺地域だと。

そういった不満が、例えば、今リサイクル施設を造ろうとしているのは、立石町だけど、周辺地域というと、あっちのほうはどうなるわけ？立石町だけじゃなくて、平田町だって、パッカー車だって、当然、あそこを通るかどうかわかんけど、通るし。

その辺——この周辺地域だけという形で、非常に曖昧な状況は、ちょっとどうなんかなと思うんやけど。

そうなってくると、本当にうちもうちもと、そういった声はやっぱり聞いているけれども。

その辺はどういったふうな形で整理していこうと考えているのか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

この件につきましては、立地する真木町以外からも様々な要望とか、地域的な課題とかお聞きしているところでございます。

そこそこにつきましては、今個別にいろいろお話しをさせていただきまして、この基金の条例に該当するののかというところも検討しているような状況であります。

以上です。

尼寺省悟委員

真木町以外のところからも出ている様々な要望に対しても、積極的に受け入れて対応していくということでもいいわけ？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

先ほども触れさせていただきましたけれども、事業が30年間に及ぶ長期的な状況でもありますし、財源も限られておりますので、その辺は慎重に判断をしたいと思います。

議員御紹介の基金条例につきましては、使い方といいますよりも、東部組合から受け入れた資金を基金として積み立てるといふ、そういった条例になりますので、よろしく願います。

たします。

尼寺省悟委員

今言っているのはちょっと違うでしょう？周辺地域を中心とした地域活性化の財源に充てるために設置する、だから、ちょっと言っていることが違うんじゃないかな。

ごみ処理施設の周辺地域を中心とした生活環境の保全及び増進に関する事業の財源に充てるために、この基金を設置するんだから。

あなたが言っていることはちょっと違うんじゃないかな。

中村直人委員長

聞きますか？答弁できなければ保留しておきますが。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

目的はそうでございますけど、この条例そのものについては、基金を設置するという設置条例になっております。

以上です。

尼寺省悟委員

設置するんだから、周辺地域の環境保全のために、この基金を使うということやろう？だから、何回も言っているけれども、周辺地域ということで、今まで真木町に限定されているということだから、ほかの周辺から不満が出ているから、その辺についてどんなふうに考えているのかというふうなことを基本的に聞いているわけ。

その辺については、そこを周辺地域だから、周辺位置がどこか決めていないんだから、そういったところを含めてみて、しっかり対応していくということによろしいわけですね。

はいなら、はいと言わんね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今後対応してまいりたいと考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

先ほどの尼寺議員の地域環境基金の件ですけれども、積立ての基金であるところの条例だという話だったんですが、今後、使うための仕組みのための規則ですとか、条例ですとか、そういうのをつくる、検討に入る見通しなどはありませんでしょうか。

吉田忠典市民環境部長

東部環境施設組合のほうから建設協力金として私たちのほうで頂きまして、私たちのほうで地域環境整備基金というのを創設しまして、そこに積み立てていくと。

その中で、周辺施設の環境整備とか、そういったものに財源として使っていくという形になります。

具体的には、例えば今、工事をしております真木町の衛生処理場線、ナフコの裏のですね。あの道路の財源等にも一部充当をしておりました。

そのような形で、財源として基金というのを持っておりますので、それについて何に使うとか、そういった条例等は制定のほうは考えておりません。

牧瀬昭子委員

今後つくる見通しはありませんというお話だったんですけども、先ほど尼寺議員のほうからもありましたとおり、地域の皆様方ですね、真木町以外の皆さんにとっても、地域とはどこなのか、周辺とはどこなのかというのが、もう毎回のようには繰り返して、この基金が設立した当初から議論が巻き起こされていて、正直、周辺の人たちが納得できないような状況がずっと続いているんですね。

ですので、そこを明確にするようなものをつくらない限り、その声というのが皆さんと一緒にどういうふうな形で使っていくのかということ、私は考えるべきだと思いますし、市役所のほうで勝手に決めて、勝手に使われるのではないかというような臆測を呼ぶ要因になっていると思うので、ぜひその辺りを、皆さんでクリアに使える状況を、ぜひ取りまとめて、つくっていただきたいというのを要望だけさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

これ、小耳に挟んだ話で、別に正確じゃないと思うけど、周辺地域については焼却炉の700メートル、要するに環境調査の範囲内なんだと市役所の人から聞いたっちゃう話も地域の人から聞いたけど、そういうことは考えたことあるわけ？

ないなら、ないで言って。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

基金の活用方法の中に、交付金ということで町のほうに活用していただく枠を考えております。

これにつきましては、ごみ処理施設の焼却のほうの——皆さん一番、何を気にされるかと思えますと、排ガスの到達する地点ということで、環境基準内ではございますけれども、やはり一部、排ガスの濃度が高い場所がございます。

続きまして、環境影響評価の中で、720メートルという最大着地濃度というところが示され

ております。

施設の西南西ですかね、720メートル。

そこを一定の判断の基準として、交付金に該当するかとか判断していきたいと考えております。

尼寺省悟委員

今の話はそういうこと？周辺地域というのは、あくまで720メートルの範囲なんだと、そういうことでいいわけ？そうなってくると、例えば、これからいくと、かなり外れるところでも出てくるんじゃないと？今の答弁で本当にいいわけ？この基金条例の中で、その基金に対応するところはその処理施設から半径720メートル以内なんだというふうに、もう決めたわけ？そういうふうに今の答弁聞こえたけど。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

先ほど申し上げましたとおり、その11.5億円、基金の全体については、周辺地域というのは定めておりません。

ただ、基金の使い方ですね、使途の中に、町のほうで交付金という形で支援させていただく分がございまして、それにつきましては、排ガスが到達する距離の基準を設けて設定しているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

そうしたら、具体的にどの町が対応するわけ、それに。

どの町が外れるわけ？

吉田忠典市民環境部長

ちょっと簡単に整理させてもらいますけれども、まず地域環境整備基金っていうのは、立地する周辺の環境を整備するというところでやっています。

そして、今回の決算の中に出ております、168ページの負担金、補助及び交付金の中でごみ処理施設周辺活性化交付金というのがございます。

ここは、真木町に補助金として交付をしている金額でございます。

周辺活性化というところで、基金の中にうたっている周辺の活性化とか、そういったものの事業の一つとして、真木町にこのごみ処理施設周辺活性化交付金というのを出しております。

それと、また事業の中に別にあるのは、例えば衛生処理場線とかの財源にも充てておるとか、そういう形で、基金に定義している周辺というのは、特に今のところは明確には線を引いていないというところでございます。

ごみ処理施設周辺活性化交付金というものにつきましては、各自治会に対する、自治会が行う事業に対して補助金を交付するという事業でございます。

そこに違いがあります。

先ほど720メートルとかおっしゃっている部分につきましては、このごみ処理施設周辺活性化交付金ですね、各自治会とかに助成をする事業ですけれども、その範囲内を一応、720メートル以内の民家があるところというふうに設定をしているというところでございます。

尼寺省悟委員

ちょっとあんまり理解できない。

要するに、まとめてみると、私が最初に言ったような形で、ほかの市町から基金という形でお金が入ってきてると。

それについては、今回、真木町で、公民館を建設した同様な形で、ほかの市町についても、周辺の町区についても、その要望に対して応えていくと、決して720メートルの範囲に限ったわけじゃないんだということによろしいわけですね？その辺がちょっとはっきり分からんような答えだったから。

吉田忠典市民環境部長

事業としては、町区に対する補助というのがあります。

これの対象は720メートル以内の民家があるところというふうにしておりますけれども、それ以外の、例えば鳥栖市のほうで行う事業について、その財源とするというようなところも、周辺の活性化というところであれば、該当するのであれば、そこに財源としてつぎ込むというような考えでございます。

尼寺省悟委員

そうしたら、720メートルの該当する町区はどれになると、具体的に。

真木町だけ？

吉田忠典市民環境部長

基本的に720メートル以内というところであれば安楽寺町と下野町でございます。

それとは別に、施設が立地する立石町とか、真木町、こういったところも対象に考えているというところでございます。

尼寺省悟委員

安楽寺町と下野町と、それと立地しているところの真木町と立石町が、そこに該当すると。720メートルに該当すると。

一応、いいですけど、ちょっとあんまり理解できんね。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

牧瀬昭子委員

最初に市民活動関係のことでお尋ねさせていただきます。

112ページをお願いいたします。

市民活動等保険料、節11役務費です。

令和2年度は140万2,500円ということだったのですが、今回119万9,300円ということで、20万3,200円の減額ということになっていますが、この減額理由は何だったのでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

決算額といたしまして、令和2年度と3年度を比較しますと幾らか下がっております。

こちらの減額理由としましては、入札の結果によるものというふうになっております。

入札に際しましては、令和2年度の実績等も踏まえて、価格のほうが決まりますので、保険の支払い実績が少なかったことによりまして、保険の掛金のほうが下がったものと、こういうふうを考えております。

牧瀬昭子委員

実績がだんだん見えてくる中で、これぐらいの事故でしたらこのぐらいでしょうということまで下がっているという理解でよろしいですか。

ありがとうございます。

次に、2番目です。

市民活動センター補助金についてお尋ねいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうちの市民活動センター補助金です。

こちらの件ですが、以前からお話として、委託ではなく補助ということで、補助金であり続けることによる鳥栖市に対するメリット、デメリット、団体さんにとってのメリット、デメリットもあると思うんですけども、鳥栖市として市民活動を広げる上で、この市民活動センターが、補助金であることは、私はデメリットのほうが大きいのではないかと思うのですが、補助金であることのメリット、そしてデメリットの御見解はどのようにお考えでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、メリットとして考えておりますのは、活動そのものに対する補助ということで、団体の自主性を支援することができるという部分ではないかなというふうを考えております。

逆に、デメリットといたしまして、特に思い当たらないところもございますが、団体の自主性、自由度のほうが大きいというふうを考えております。

デメリットとしましては、その逆にはなるのかなというふうに思っています。

市が思うところに届かない部分もあるのかも分からないなというふうにはちょっと思っております。

牧瀬昭子委員

私も同じようなデメリットを感じております。

市として、もっと市民活動団体の方と市の協働を進める上で、ここのセンターが、もう何よりも中間支援として生かされなければならないということを考えると、より一層、鳥栖市としての主張をする場所として、補助金ではとても弱いと私は主張しておきたいと思えます。

ぜひ御検討を今後、もう一度考えていただきたいと思って要望させていただきたいと思えます。

それで、この金額に関しても672万円ということで、例年ずっと、大体このぐらいの推移をしているところですが、これでは、社会保険料をつけるとか、この活動費として使われることも含めると、ここで担い手として、次世代につながりにくい、後継者ができにくいというような懸念も見えてくると思えます。

中間支援団体の育成の取組として、今後、鳥栖市として考えていることなどありましたら教えてください。(発言する者なし)

中村直人委員長

それでは、今の件については、後で答弁を求めたいと思えますので、そのほかで御意見があればお願いしたいと思います。

和田晴美委員

私のほうからは、推進センターと協議会の違いについてお伺いしたいと思っております。

おおむね、推進センターにつきましては、条例などで明記されていますので、役割だとか、活用方法については、ある程度、明白になっているかと思えます。

ところが、協議会につきましては、任意団体ではありますけれども、ちょっとその辺りが見えてこず、違いについての御説明をしていただければと思っております。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターと、まちづくり推進協議会の違いですが、まず、センターといたしましては、旧地区公民館をまちづくり推進センターというふうに改めましたもので、地域住民に対します様々な講習会であるとか、講座等を主催して行っております。

また、地区にありますサークル活動等の支援等も貸館をするなどして支援を行っております。

対しまして、まちづくり推進協議会といたしましては、地区組織ということになってまいります。

で、組織といたしまして構成団体等がございます。

区長会であるとか、老人クラブ、小中学校のPTAであるとか。

あとは、地区の社会福祉協議会、地区社協であるとか、青少年育成会等々で構成される団体というふうになっておりまして、委員が御指摘されましたように、任意の団体でして、その団体については地区によって、まちまちです。

で、目的といたしましては、地域における課題解決について検討、協議をし、必要に応じて市のほうに御連絡をいただくというような活動をされております。

和田晴美委員

何となくは理解できたんですが、地域の課題について、それぞれ様々な団体がありますよね、自治会だとかありますが、それがもう総括して、また協議を、各々の団体がまとまってこの協議会になっているから、それぞれの課題をもうこの協議会に持ち寄って、課題解決の案など、そういったものを出して、それを市に提案するとかっていうことで、ちょっと確認です。

理解は間違っていないでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

説明が不足しておりまして申し訳ございません。

まちづくり推進協議会の取組と、具体的な部分としてちょっと申し上げますと、例えば、幾つかの地区でクリーンアップ作戦というものをされておられます。

これはやはり道端等に散乱しているごみ等をどうにかしたいという地域の方々の思いが基となって、地域住民の方、団体を巻き込んで、クリーンアップ作戦とあって、年に大体1回されるところが多いんですけれども、こういった取組をされています。

まずは、このように地域にあった課題を、自分たちでまず何とかできないかと活動されるところがまず第一歩になります。

で、自分たちでできない、そうしましたら、関係する団体であるとか、部門、部署について、相談をすることもされますし、それでも改善がなされないようなときには、市のほうに御意見として頂く部分もございます。

そういったことをまちづくり推進協議会としてはなさっておられます。

和田晴美委員

ありがとうございました。

あまりにも活動が、センターと非常に類似しているところがありまして、何の区分かなと思いましたが、こちらの協議会については完全な任意団体ということで、市が例えば監督管理するとかっていう団体ではないということで認識ができました。

これで大丈夫ですよ？合っておりますね。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進協議会を設立する際には、やはり市のほうから地区のほうに持ちかけていった部分がございますので、議員が御指摘されたように監督という言い方はどうかと思えますけれども、市と連携をしてやっていくと。

そのことを総合計画の中にもまちづくり推進協議会と連携してやっていくということは示されておりますので、監督というよりは、連携という立場でやっているところです。

和田晴美委員

ありがとうございました。

ちょっと、もやもやとしておりましたので助かりました。

それとあと、もう一つだけ質問させていただきたいと思います。

総務費の中で、114ページにある17番の備品購入費で、非常に安く入札ができたことはいいんですけれども、私の考えとしましては、これはもしかしたら相当品で、相当品の幅が大きくて、予定されていた品質より——品質で入札して、そういったものが搬入されたのか、ちょっと心配な——あまりにも安いので金額に対してですね。

ですので、ちょっと心配なんですけど、何でこのような大きな——しっかりと計画立ててあったと思うんですけど、大きな差が出たのか、お尋ねいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、議員のほうから御指摘ありました施設用備品購入費につきましては、サーモグラフィカメラについて購入したものでございます。

こちらにつきましては、まちづくり推進センターだけではなく、市のほかの施設ですね、例えば市の庁舎であったり、社会福祉会館、中央老人福祉センターであったり、そういった多くの施設をまとめて入札をいたしております。

ですので、実は入札に当たりまして市民協働推進課の予算としては495万円でしたけれども、関係各課を含めると全体で1,300万円ほどの予算ではございました。

これに対して、スケールメリットを狙って、まとめて全庁的に入札をいたしております。

同じ製品ということで、サーモグラフィカメラといって、三脚で設置するタイプのカメラであるとか、市役所にありますような、タブレット型の自立型というか、顔を近づけて検温をするようなタイプと、それぞれ合わせて入札をいたしております。

入札に付しましたのは、全部で38台。

そのうち10台がまちづくり推進センター分ということで行っております。

ですので、全庁的に、一括して発注をしてスケールメリットを狙った結果が、落札率の低

下につなげることができたと。

あと、製品として機能が不足しているとか、そういったことは現在のところはちょっと感じておりません。

以上です。

中村直人委員長

1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩



午前11時15分開会

中村直人委員長

再開いたします。

先ほどの答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めたいと思います。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほど牧瀬議員のほうから御質問いただいております、鳥栖市民活動センターの今後の担い手育成を含めた部分についての鳥栖市の考え方ということでした。

議員御指摘のように担い手の育成というのは、これから重点的に、真剣に考えていかななくてはならない状況というふうになっております。

実際、委託料といたしましても600万円ほどの補助金というふうになっておりまして、これで十分なのかというような御指摘もございます。

こちらについても、市のほうとしても、担い手育成は喫緊の課題というふうにも思います。

センター内での担い手育成を進めていくのか、そういったところも含めて今後、市としても支援しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

お答えありがとうございます。

喫緊の課題であるということで共通認識がいただけたということだと思います。

センターの方々も、やはり新しい方が入ってくるためにも、それ相応のやはり生活もしていかなければなりませんので、その辺りを、本当に担い手をつくっていくという課題として、

ぜひ今後とも御検討を続けていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

では、続きまして、市民活動支援補助金について質問させていただきます。

令和2年度が82万5,400円ぐらいだったところが、令和3年が100万4,561円ということで、少し増えたということがあったと思うんですが、その要因についてはどのようにお考えでしょうか。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

令和2年も16団体で110万円の予算でしたが、やっぱりコロナ禍の中で、活動がなかなか思うようにいかず、講師が招かれなかったり、イベントができなかったりということで、減額っていう形で結果的に82万円となりました。

令和3年も110万円の予算措置だったんですが、2団体、減額がありまして、100万円ちょっとということになっています。

以上です。

牧瀬昭子委員

総額として、このコロナの影響だったということですね。

ありがとうございます。

今後の見通しですけれども、活動が、今後、2年目、3年目と計画的に進めていくためにも、スタートアップの3件、そしてステップアップの3件ということで、令和3年度は活動されてこられたということですが、ここの団体がより一層、続けていくためのフォローアップなどというのはどのように行ってこられたのか。

また継続をしないというふうに決められた団体さんにとっては、使いにくさとか、今後の継続のしにくさとかということが、もしお話として出ていましたら、教えてください。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

まず途中の経過として、中間報告会ということをしていただいています。

今どれぐらい使っているのか、あと中間で、今までのイベントの予算——予定表の中でどれぐらい進んでいるのか、進捗状況も考えながらお互い見直すっていう形の場になっていると思います。

いろんな意見を聞きながら、こういうふうに工夫していったらできるかなとか、ほかの団体のよさも、皆さんと共有しますので、そこを考えながらまた後半戦に結びついているのかなというところでは、支援団体はできているということでは思っております。

あと、継続のスタートアップから、次のパワーアップとかの分の継続に関してですが、継続でされている団体もありますが、なかなかやっぱりスタートアップの中で、今回10万円もらって、ちょっと使いにくかったというか、なかなか思うように使えなかったという団体もありましたが、やっぱりその中で人材育成というところが、皆さん担い手不足というところが課題として見え隠れしまして、今回1年間足踏みして、まずは団体の基盤づくりというところを皆さんされているところだと思います。

また基盤が出来ましたら、また補助を使いたいという団体がありますので、またそこも継続して、呼びかけをしていきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

この補助事業ですけれども、活動の経過の報告会を行われたりですとか、報告のための動画をつくられたりですとか、物すごく工夫が凝らされていて、取組が分かりやすくなったなど、すばらしい取組だなど思っております。

ただその分、そういうことを報告する団体さんにとっては、ちょっと負担が重いとかいうふうに感じられているところも少なからずあると聞いております。

取組のすばらしさがあるゆえに、団体さんとしても継続が難しくなるとか、そういったことがあるのか。

それをフォローアップできる体制というのを、ぜひつくっていただきたいということで考えておりますが、いかがでしょうか。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

確かにそういう御意見もあつたりします。

それをうまくこちらの担当者と私も重く受け止め、どうやったら、より活動に結びつけられるか、事業がうまく連携ができるか、あとパワーアップできるかっていう課題をお互い共有しながら、また新しい団体に向けても、継続して、呼びかけしてまいりたいなど思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

先ほどお話いただきました人材の育成というところも、各団体さんたちが行き詰まっているところというお話がありました。

確かに、やはり善意の搾取といいますか、やはり皆さんやる気の中でやり始めるけれども、それがやはり経済的な負担ですとか、備品購入のしづらさとか、ということで自己負担が物

すごく増えたということも、中にはあったように思います。

経費として出せる分には、交通費ですとか、そのときの活動の内容に合わせて、そこは柔軟に対応するべきというふうに思いますので、ぜひそこも御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

補助金という枠の中でございますので、一定のやっぱり制限というのは出てまいりますが、その使いやすさという部分に関しましては、今後、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

柔軟に対応していただけるということで、今後ともよろしく願いいたします。

では続きまして、環境に関する事で、お願いいたします。

168ページの節18負担金、補助及び交付金について、備考欄の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金7億8,630万8,000円についてですが、昨年度は主要事項の成果の説明書のほうにもありましたが、7億9,542万円ということで、今回911万円の減額ということで減っています。

主要施策の成果説明書54ページにもありますが、トン当たりで、この推移を見たときに、全部のごみの量というのが431トン、昨年度からすると減っているということで、その辺りも、この減額の要因になったのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

減額の要因は何だとお考えでしょうか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

確かにごみの減量に関しても、負担金の割合が下がる部分の要因にはなりますが、西部環境施設組合のほうで、ごみ処理に係る経費と歳入として、資源化物の売払い額などがありますので、その部分が増えたことによって、最終的に負担金の額が下がるということもございますし、ごみ処理の経費に関しましても、燃料代等の高騰があったり、下がったりとかにも影響もあります。

ですので、ごみの排出量のみで下がったと一概には言えない部分はございます。

牧瀬昭子委員

一概には言えないということだと思うんですが、それにしても減ったということは、一つの大きな要因ではないかと思えます。

減らない限り、このお金も増え続けるということもあると思いますので、その辺り、市民の皆さんにとってはモチベーションにつながると思うんですね。

この911万円を431トンで割りますと、1キロ当たり21円の削減ということで、皆さん方がこうやって、ごみを少なくしたことによって、こういうふうな経費が削減できましたという

ことも、何かしらの折に、ぜひ伝えていただき、削減を促すためにその情報を出すということとは、啓発につながるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

西部のほうも情報のほうは様々、ホームページ等々で公開されております。

ごみの削減については、ごみの負担金に限らず、広い意味でテーマとして思っておりますので、こういった数値も活用しながら、ごみ削減の働きかけを行っていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

ぜひ皆さん方に啓発の一環として、この金額っていうのがやはり一番インパクトを受けるところだと思いますので、ぜひ活用いただければと思っております。

主要施策の成果説明書の57ページのほうを質問させていただきたいと思っております。

今回、容器包装プラスチック類が、昨年度49トンだったところが53トンということで、4トン増えたということで、回収が増えたということは、皆さんからの御協力によってということだと、それにつながっていると思っておりますが、これは増えた要因としては何があると思われませんか。

広報活動で頻発に行われたとかいうのがありますでしょうか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

広報等は常々、ホームページや市報等を通して、御協力をお願いするように、続けていますので、少しずつそこが浸透していけば、これからもまた増えていけばなというふうには思っております。

例年と別に、何か特別にしたっていうことはございません。

牧瀬昭子委員

特にやっていなくても、増えているということで、喜ばしいことだと思うんですけども、これ自体が何に使われているのか分からないので、回収するにしても、結局、燃やされるんじゃないかとか、無駄になってしまうんじゃないかとかいうような懸念も聞こえてくる中で、回収をどうやって増やしていくかという啓発にも、何に使われているのかということをもう少し皆さんにアピールする必要があるんじゃないかなと思うんですが。

最初に、今年度の分は何に使われているかっていうのは分かりますでしょうか。

プラスチックの利用です。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

令和3年度の分につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合のほうから、1市2町分、まとめて引渡しされておりますので、年度ごとによって、引渡し先が変わるという可能性も

あるというふうに聞いております。

昨年度は、集められた分が多分、燃料とかになるようなものに再商品化されていると聞いています。

牧瀬昭子委員

燃料ということで、結局燃やされるのかというような、じゃあ洗って、剥いで、分けて回収することの意味って何なんだろうかというようなことも、やはり強く言われることが多くてですね。

その利用の仕方についても、さらに検討が必要なのではないかと。

それはみやき町の西部の組合のほうとも連携がありますので、ここでは疑問点だけ申し上げておきたいと思えますけれども。

今回、これを取り上げさせていただいたのが、プラスチックの回収量についてですが、ごみの性状を見たときに、プラスチック量というのが、23.6%ということで、令和3年の報告の中に上がっていました。

これは令和元年の情報だということなので、少し差はあるかもしれませんが、23.6%のごみの性状の中を検討しますと、2万4,000トンのごみの分別を考えたときに、53トンの回収量というのは、0.9%ということで、あとの99.1%が回収できていないということになるかと思えます。

市民の皆さんから言われるのが、真木町まで持っていくのが大変だというお声ですとか、これまで市役所のほうで回収していたけれども、それがなくなってしまったので、真ん中辺りで、どこか回収してもらえないだろうかというような御意見がっております。

それについての声に対しては、どのように御見解をお持ちでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

資源物の回収ということで、現在1か所、平日、開けているところが真木町の資源物回収広場。

あと町区ごとに、月1回ないし月2回、町区のほうで各班とか分けていただきまして分別収集を行っております。

それ以外に、紙類とかでしたら資源回収団体のほうですね、補助金を出して、奨励をしているところがございます。

近年、やはり高齢化とかも進みまして、資源物広場に持ち込むのがなかなか難しいもんねというお声は、我々も聞いております。

どうしても車社会ですので、どこか場所を探そうとなると、どうしても敷地プラス車が渋滞しないような場所というようなところで制約がつきます。

さらに音とか、運ぶと結構ガラガラとかいいますので、周辺に住宅が近いところであると、なかなかそういった理解もできないところです。

どういった位置に設置するということは、頭を悩ませているところでございますけれども、何かしら身近なところで、収集場所が増えないか考えていきたいと考えております。

最近ですと、各店舗さんが自主的にされてあるとか、そういったところも循環型というところで、販売先の回収の責任的なところも出てきておりますので、そういったところとの連携とか、考えられることはいろいろありますけれども、もっと工夫をして取り組んでいきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

久留米市さんの事例ですけれども、プラスチックの回収というのを、可燃物のごみの回収と同じ場所で、何の袋でもいいですよということで、回収を進めてあります。

そうすると、ごみの量がもう格段に減って、ごみを出す回数も減ったというような事例も出ております。

ぜひ、周辺自治体のことも含めて御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

プラスチックの回収につきましては、各自治体でそれぞれ今、取組を始められたというようなところで、されているところでございます。

本市も、こういった形でできるのかちゅうのは当然、検討しているところでございますけれども。

ただ一方で、現在、広域で設置しておりますごみ焼却設備については、ごみの成分といたしますか、ある程度プラスチックを見込んだところでの焼却を想定して造っておりますので、そういった燃料としての活用も想定されるところで、その調整とか、ごみの分別にこういった品目をするのかとか、課題は多いんですけれども、今後、研究していきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

今後ともぜひよろしく願いいたします。

最後の質問になります。

分別の中でも一番重いものとして水が含まれている生ごみがあると思います。

生ごみの処理機の購入費の補助金が、昨年が28万5,200円。

今回97万7,500円ということで増額がなされることによって利用者が増えたのではないかと思います。この予算がそもそも上がったということであると思うのですけれども、利用

者の方々、継続して、これまでの方も使われているのか、そういった使い勝手のアンケートなど、これから使っていく上で、どのように行っていくのかというのが検討されているのかお答えいただけますでしょうか。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

利用者の方へのアンケートっていうのは、購入された年度には取ることもあるんですけども、継続して例えば、5年後、その方が使っていらっしゃるかっていうところまでは、今までやったことがないのが現状です。

壊れるとかで買い替えられる場合もありますので、5年を過ぎれば、再度申請はできるといふふうにはしております。

牧瀬昭子委員

こういった補助金を使って、せっかく購入していただいていますので、1回こっきり使って、使われなかったというようなことがないように、継続して――課題があるのであれば、例えば、生ごみを処理はしたものの、それをどこに持っていったらいいのかというような課題ですとか、それを活用するための方法ですとか、そういったことを、アンケートなどを通じて市民のニーズなどを捉えていただきたいと思っておりますので、ぜひ御要望とさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

決算書の120ページ。

その中のマイナーナンバーカードの件について、マイナポイント、現在、これに基づいて、市民課の担当の方も非常に苦労されていることは、もう十分、本当にお疲れさまでございます。

例えばもう、土日も、こういった形で出張もされておるし、非常にこれについては本当に頭の下がる思いでございます。

また、がん検診。

ああいった場合も土、日にしっかりされておるし。

国から将来、普及率に伴ういろんな交付税に関わる問題も新聞に載っておりますけれども。

そういったことで本当に苦労されておると思っておりますけれども、6月時点では、鳥栖市は6月末で43.2%と。

こういった中で、今もずっといろいろ苦勞されておりますけれども、現在、分かる時点で、今はどれくらいになっていますか。

田中綾子市民課長

現在公表されておりますマイナンバーカードの交付率で、最新のものといたしましては、令和4年8月末現在で本市の交付率は45.9%となっております。

全国平均には届いておりませんが、マイナポイントの第2弾の対象者になられる方が、9月末までにカード申請をした方というものでしたけれども、国のほうが9月20日に12月末までのカード申請をされた方が対象というふうになりましたので、今後も、この交付率を上げていくように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

森山林委員

今、マイナポイントをされておりますけれども、保険証とした場合のマイナ保険、こういった場合に初診料とか、いろんな形の利便性ですかね、機械の設置がまだほとんどできていないと思いますけれども、そういったことを、やはり国、県に要望せにゃいかんと思いますけれども。

今は単なるポイント、これをつくると、5,000円、保険のあれにすると7,500円。

さらには口座受取の関係でまた7,500円ですけれども。

それで、2万円分のポイントがつくということですけど。

実際、保険証を現在つくって、保険証とされておるのは大体分かりますか。

栗山英規市民課長補佐

マイナンバーカードの特設コーナーを設置しておりますので、そちらのほうでカードの交付申請だけではなく、マイナポイントの手続もお手伝いしております。

4月から9月20日までの集計といたしましては、マイナポイントに関連する手続が6,628件。

キャッシュレス決済とのひもづけ及び健康保険証としての利用登録、公金受取口座の登録、含めまして、延べですが、6,628件の利用がっております。

9月までにカードの申請をした方が対象ですので、これがまた12月に延びました。

今後も、マイナポイントのお手続、大変多くのお客様お見えになると思いますが、丁寧に対応して、市民の方々のお手伝いをしていきたいと思っております。

以上です。

森山林委員

ありがとうございました。

そうしたら、あと12月まで延長されましたので、とても大変と思いますけれども、ひとつよろしくをお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

51、52ページ、これじゃなくてもいいのかもしれないですけど、印鑑証明手数料とか、住民票証明手数料とかありますよね。

で、それこそマイナンバーカードで、コンビニ交付とか増えてきているんじゃないかなと思うんですけど。

実績として、何割ぐらいコンビニ交付とかになっているか分かりますか。

田中綾子市民課長

令和3年度のコンビニ交付の本市の割合につきましては、8.6%ほどの方がコンビニのほうで証明書を取られております。

松隈清之委員

令和3年度なので年度頭から年度末までですけど、その時点で、大体30%ぐらいですか、1年間であるので、頭とけつではマイナンバーの交付率は変わるんでしょうけど、例えば、全体で8.6%ですけど、マイナンバーカードの交付率と、あるいはコンビニ交付の発行割合って、連動して上がっているんですか。

田中綾子市民課長

令和3年度末で約41.1%の方がマイナンバーカードを持っておられまして、コンビニ交付の割合が8.6%ですので、現在の8月末時点で45.9%の方がカードを取得されておりますので、伸びに応じて、コンビニ交付の利用者の方も増えていくものと想定しております。

松隈清之委員

もちろん想定をされるんですよね。

もうちょっと延びてもいいのかなっていう気はしているんですよ。

というのが、もちろん今ポイントで釣られてという言い方がいいのか分かんんですけど、インセンティブがあって、マイナンバーカードを取得している人って多いと思うんですけど。

もちろん公金口座のひもづけとか保険証のひもづけとかされたら、そこでの使い勝手も出てくるんでしょうけれども。

強いて言うと、発行の手間っていうのが、やっぱりコンビニ交付が進むほど楽になるんですよ。

本当の意味で、一番分かりやすい利便性とかっていうと、こういう証明書の発行とか、税

の申告とかというのが一番身近というか、大体必要になったりするケースなので、こんなふうに使えますよみたいなものっていうのも併せてお話しされているんですか。

とにかくカードをつくってくださいみたいな話になっているんですか。

栗山英規市民課長補佐

当然、マイナンバーカードの利便性をお伝えしつつ、カードの申請を促している。

正直なところ、今のところはおたくつくってくださいと、ポイントもらえますっていう形で、これは河野デジタル大臣とかも言われましたけど、ちょっとポイントで釣るのは、どうなのかなっていうようなことも言われておりました。

ただ、まずはマイナンバーカード、多くの市民の方が手にして、そして実際、コンビニ交付とかっていうのを体験してもらえたら、もう市役所まで来て平日の開庁時間に、申請書を書いてという手間が本当になくなるんですよ。

もう近所でもいいし、職場の近くでもいいですし、土曜、日曜も使えます。

朝6時半から夜11時まで取得することができます。

1回コンビニで証明書を取得された方、もう二度と市役所に来ようなんて思わないぐらいのはずなんですよね。

コンビニ交付の数が増えれば増えるほど、それこそ窓口職員の負担も減ります。

また庁内の混雑緩和、密の回避にもつながります。

ですので、これまでも十分にコンビニ交付のPRをしてまいりましたけれども、これだけマイナンバーカードの保有者が増えたからには、改めて、こういう便利なものなんですよっちゅうことをお伝えしたいというふうに思っております。

以上です。

松隈清之委員

僕はもうこんなインセンティブがないときからさっさと取ってしまったんで、何ももらえないんですけど。

確かに役所にしょっちゅう来るけど、コンビニでしか証明書は取らないんですよ、早いんです。

大体コンビニは空いているからですね。

庁舎の駐車場の問題とかも、そういう証明書とかを取りにこられる方の車で、季節的にもいっぱいになるケースもあったりするんで、なおかつ、職員の事務の手間も圧倒的に——手数料はかかりますけど、やらなくていいので。

ぜひせっかくの仕組みなので、活用されるようなことも一緒に、併せてお願いをしたいと思います。

それでは続きまして、168ページ。

不動産鑑定委託料3,000万円かな、繰越しになっているやつ。

この3,000万円の中身をもう一回、詳しく教えてもらっていいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

167、168ページの、委託料でございますけれども、委託料のうち、用地購入に伴いまして、リサイクル用地の草刈り伐採業務の委託料800万円と、測量業務2,200万円の合計3,000万円を補正予算でつけていただきまして、一応、その分が年度をまたぎましたので、3,000万円令和4年度のほうに繰り越して事業をしております。

不動産鑑定委託料につきましては、リサイクル施設の用地購入に関わる委託料を、当初つけておりませんでしたので、目2の需用費から充てさせていただいております。

以上です。

松隈清之委員

ということは、草刈りとか測量はまだやっていないってことなんですね。

やっていないんですよ、繰越しになっているから。

草刈りとか測量はまだっていうか、令和3年度でやっていないってことですね。

で、不動産鑑定委託料は33万円かかっているんですよ、これ。

何が言いたいかっていうと、草刈りとか測量とかしなくて、不動産鑑定でどこまでちゃんとできるのかなというのが気になったんでお尋ねしているんですけど。

不動産鑑定自体は終わっているってことでしょうか？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

用地購入のための不動産鑑定を、購入より前の時期にしております。

松隈清之委員

山林の扱いなのか知らんけど、山林みたいなところですけど。

どういう鑑定するんですか。

鑑定だから、これで幾らみたいな金額を出すんですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

近隣の、同類の条件のところの取引事例を基に単価を算出されております。

以上です。

中村直人委員長

いいですか、ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時52分休憩



午後 1 時 7 分開会

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部（国保年金課・税務課）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、国保年金課、税務課の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定の市民環境部税務課及び国保年金課関係分の主なものについて御説明させていただきます。

まず歳入について、決算書の41ページ、42ページをお願いします。

金額につきましては、決算書の収入済みの金額を説明させていただきます。

まず、款1市税につきましては、収入済額131億3,132万5,431円で、令和2年度決算額と比較しまして、580万1,077円の増収となっております。

これは、固定資産税の新型コロナウイルス感染症関連の課税の特例や評価替えによる調定減少、個人住民税の調定減少により現年課税分の収納額としましては減少しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の特例による納期の延長により繰越した滞納分の大半が納入されたことにより収納額が上昇いたしております。

では、個別の税目について御説明いたします。

まず、項1 市民税、目1 個人の節1 現年課税分の収入額は、36億6,466万3,815円。

節2 滞納繰越分の収入済額は、2,822万6,542円となっております。

次に、目2 法人の節1 現年課税分の収入済額は、15億7,429万2,600円。

節2 滞納繰越分の収入済額は956万2,200円となっております。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税の節1 現年課税分の収入済額は63億4,718万3,820円。

節2 滞納繰越分の収入済額は9,637万6,280円となっております。

目2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国、県が所有しております固定資産に対して交付される交付金で、収入済額が1,490万2,100円となっております。

次に、項3 軽自動車税、目1 環境性能割の収入済額は635万8,700円となっております。

目2 種別割の節1 現年課税分の収入済額は2億1,180万3,474円。

節2 滞納繰越分の収入済額は193万4,527円となっております。

次に、項2 市たばこ税、目1 市たばこ税につきましては、収入済額6億352万8,104円となっております。

項5 都市計画税、目1 都市計画税の節1 現年課税分の収入済額は6億5,398万5,757円。

節2 滞納繰越分の収入済額は、1,008万3,291円となっております。

項6 入湯税、目1 入湯税につきましては、収入済額480万500円となっております。

以上、現年課税分の収入済額は129億8,514万2,591円で収納率は99.5%となっております。

滞納繰越分の収入済額は1億4,618万2,840円で、収納率は48.2%となっております。

以上となります。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

次に、61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3 委託金、目2 民生費委託金、節2 国民年金事務取扱費委託金の備考欄の1行目の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得、喪失等の事務経費に関する交付金でございます。

次に、款17県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金のうち、備考欄2行目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担したものでございます。

佐々木利博税務課長

続きまして、69、70ページをお願いします。

款17県支出金、項3 委託金、目1 総務費県委託金、節2 徴税費委託金につきましては、市

県民税納税義務者の1人当たり3,000円を県より受け入れた県民税徴収等委託金でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

次に、79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、備考欄3行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託料につきましては、本業務に係る人件費及び事務費について、それぞれ佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

次に、83、84ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、備考欄民生費雑入の9行目、県後期高齢者医療広域連合雑入、雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費などを佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

佐々木利博税務課長

続きまして、歳出について御説明いたします。

115ページ、116ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費のうち、節2給与から節4共済費につきましては、税務課職員31名のうち、29名分の人件費でございます。

なお、2名分につきましては、国民健康保険特別会計から支出となっております。

次に、目2賦課徴収費になりますが、次の117ページ、118ページをお願いします。

節11役務費につきましては、納税通知書、督促状などの発送に要する通信運搬費、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料でございます。

続きまして、節13使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムや土地評価システムの借上料、また電子申告の支援サービス使用料などでございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う還付金や、市県民税、固定資産税などの税更正に伴う還付金でございます。

なお、新型コロナウイルス関連による法人税の影響が不透明であったため、不用額が多くなっておりましてございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

139、140ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費の節1 報酬から節4 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分で、市の負担割合は負担対象額の12分の1となっております。

節27繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

次に、155、156ページをお願いいたします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係の職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費などとなっております。

以上、税務課及び国保年金課関係分についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

国保について大きく3点ほど質問します。

細かい数字が欲しいんですが、今、答えられなければ、後日で結構ですので。

1番目は、審査意見書の36ページです。

ここに、令和元年度から累積赤字の解消のために借り入れた広域化等支援基金貸付金の償還が行われていると、こういうふうに書いてあるたいね。

要するに、一本化する前までに、鳥栖市としては、累積赤字がいっぱいあったと。

その解消ということで、鳥栖市としては、一般会計から繰り入れるということと、あと、残ったお金について、県から借入れをして、少しずつ返しているという状況だと思うんですけど。

その辺の状況について、お願いしたい。

これについて、おおよそのところでいいですので、細かな数字について、後で数値として頂ければいいです。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

累積赤字に関する件でございますけれども、今は一般会計から1億2,000万円、国保特別会計特別繰入金として5年計画、来年度までになりますけれども、6億円を返済するようになっております。

これは、平成29年度までの国保会計の累積赤字が12億円弱ありまして、それを解消するた

めに、市の一般財源から6億円程度、それから、県の広域化等支援基金から6億円を借りて、国保の制度改正が平成30年からということで、赤字を解消しております。

県から借りた6億円を、先ほど申し上げましたとおり毎年1億2,000万円ずつ返還をし、令和5年度に解消することとなっております。

尼寺省悟委員

2つ目は、令和3年度はもう約2億2,000万円、令和2年度は1億4,000万円と。(「今、一般会計」と呼ぶ者あり)

ごめん、そのときに言います。

中村直人委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

ちょっと間違えました。

すいません。

中村直人委員長

特別会計は後でしますので。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中村直人委員長

続きまして、議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、主なものにつきまして、資料により御説明を申し上げます。

決算書の269、270ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

款1 国民健康保険税につきましては、収入済総額は13億9,399万9,825円で前年度と比較いたしまして、3,735万2,562円、2.6%の減収となっております。

なお、一般被保険者国民健康保険税の現年度課税分の収入済額につきましては、13億2,744万2,416円で、徴収率は95.12%、滞納繰越分の収入済額につきましては、6,632万3,758円で徴収率は20.34%となっております。

ページの下の方にあります、款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金につきましては、歳出の保険給付費分として、県から交付されたものでございます。

節2 特別交付金につきましては、特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される特別調整交付金や保険者の経営努力に応じて交付される保険者努力支援制度交付金、佐賀県の事業評価分として県より交付される県繰入金2号分、市町が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される特定健康診査等負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、備考欄の1行目につきましては、事務費繰入金でございます。

2行目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得世帯に対する保険税軽減措置に伴い、軽減相当額を繰り入れた保険税軽減分と軽減の対象者数に応じて平均保険税の一定割合を繰り入れた保険者支援分でございます。

なお、負担割合は保険税軽減分については、県が4分の3、市が4分の1。

保険者支援分につきましては、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1の負担となっております。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産に伴い出産育児一時金として支払いました経費の3分の2を繰り入れたものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者または高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情の国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れたものでございます。

特別繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還金の財源として繰り入れたもので、平成29年度末で累積赤字を解消するために県国民健康保険広域化等支援基金から6億円を借入れしており、その償還を令和元年度から2年間、毎年1億2,000万円を償還しているものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、令和2年度の県普通交付金の精算に伴う県への返還金等の財源として、国民健康保険基金から繰り入れたものでございます。

款6繰越金につきましては、令和2年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

款7諸収入、項3雑入につきましては、一般被保険者の交通事故等に係る第三者行為納付金や国保資格喪失後の受診者による返還金などがございます。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の減免措置を行った額の10分の6を補填するため、国から交付されたものでございます。

なお、残りの10分の4は県補助金の特別交付金により交付されております。

歳入についての説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までにつきましては、国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節11役務費につきましては、国保連合会に支払いました被保険者の資格情報及び給付情報の管理業務に要した情報集約システム手数料、被保険者の資格異動等の処理業務に係る共同電算処理手数料などがございます。

次のページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、令和2年度の新型コロナウイルスによる受診控えへの反動により、令和3年度の保険給付費が増加傾向にありましたので、令和3年12月において療養給付費、療養費及び高額療養費について、総額で2億7,000万円の増額補正を行っております。

令和3年度の被保険者数年度平均は、前年度より、232人、1.8%減少したものの、保険給付費の支出済額は52億2,598万8,000円となり、前年度と比較して2億5,889万2,000円、5.2%の増となっております。

また、令和3年度の1人当たりの医療費は、主要施策の成果の説明書及び決算認定資料に記載しておりますけれども、48万8,383円で、前年度と比較して3万1,057円、6.8%の増となっております。

それでは、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者の医療

費分を現物給付として支払ったものでございます。

前年度と比較して、約2億891万円、4.9%の増となっております。

なお、不用額が1億1,000万円程度生じております。

その要因といたしましては、年度前半の給付費が増加傾向にあったため、先ほど申し上げました12月の補正を行いました。年度後半の給付費が新型コロナウイルス感染症の影響により、推計どおりには伸びなかったためでございます。

また、高額療養費が予算不足となったため、約550万円を流用させていただいております。

次に、目3一般被保険者療養費につきましては、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具、装具購入費に対して給付したものでございます。

前年度と比較いたしまして約626万円、15.2%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

目5審査支払手数料につきましては、国保連合会へ支払いました、医療機関等に支払うべき、診療報酬請求書等の審査及び診療報酬等の支払いに関する事務手数料でございます。

前年度と比較して約152万円、11.9%の増となっております。

また、葬祭費が予算不足となったため、12万円流用させていただいております。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者が一月の間に医療機関の窓口で支払った一部負担金額が、所得に応じた一定の限度額を超えた分を被保険者に支給したものでございます。

前年度と比較して約4,223万円、6.3%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に伴い支給する出産育児一時金でございます。

令和3年度の交付件数は36件で、前年度より1件の増加となっております。

なお、不用額につきましては、出産育児一時金の実績が推計より下回ったためでございます。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分及び次のページの項3介護納付金につきましては、県が県全体の医療費や被保険者数を推計し、各市町の医療費水準や所得水準等に応じてそれぞれ算定され、本市が県へ納付したものでございます。

それから、款6保健事業費、項1特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に実施した、特定健診及び特定保健指導に要した経費でございます。

節1報酬から節8旅費につきましては、集団検診、特定保健指導、また、未受診者への訪

問受診勧奨に係る保健師、管理栄養士、看護師などの会計年度任用職員の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

次に節12委託料のうち、備考欄1行目の特定健康検査委託料につきましては、医療機関等への特定健康診査や2次検診業務に要した経費でございます。

なお、不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により健診等の受診件数が推定どおりに伸びなかったためでございます。

款7基金積立金につきましては、令和2年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を基金に積み立てたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款8公債費、項2広域化等支援基金償還金につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、平成29年度末の累積赤字を解消するため、県広域化等支援基金から6億円を借りており、その償還金でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和2年度の県普通交付金の精算に伴う保険給付費等交付金の県への返還金でございます。

なお、不用額につきましては、還付金の実績が推計より下回ったためでございます。

以上、議案乙第29号についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

1点質問したので、あと2点質問します。

監査委員の審査意見書が非常に見やすいので、これで質問します。

36ページのところで、令和3年度については約2億2,000万円。

令和2年度は約1億4,100万円の黒字が出ていると。

私たちにとってみたら、過去を知る人間から見たら、過去は赤字ばかりだったんで、どうしてこんなに黒字が出たんやろかちゅう思いがあって、これはまた後で質問しますけど。

一つは税率について聞きたいんですが、これはあなた方が出している令和3年度の国民健康保険税の算定についてということであるんやけど、これによると、令和3年度については、医療費分の所得割率が10.24%から9.66%と、支援分が2.81%とか2.83%と、こういった数字が出ているわけですが。

これについて、県は国民健康保険財政安定のために必要な標準保険税率を算出し、県内の市町は県が示す標準保険税率を参考にして保険税率を改定しますと、こういうふうに書いて

あるわけ。

一つ聞きたいのは、参考にしてと、県が示すやつを参考にしてというふうに書いてあるんやけれども、例えば、県が9.66%と示したら、全くその数値と寸分たがわぬ数値で市のほうは9.66%とやっているかっちゅうのを聞きたいんですが。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

本市といたしましては、制度改正により、平成30年度以降、県の標準税率を参考にして税率を定めております。

御承知のとおり、令和元年度につきましては、県が示した標準税率よりも、前年度の繰越金から、2,500万円を投入いたしまして、税率を若干、下げております。

令和3年度につきましては、令和2年度で決定しますので、コロナ禍の中で、税収が不透明だということで、抑制財源を投入せずに、県の示した標準保険税率に合わせております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あくまでも参考にとということだから、強制的に合致せないかんということではなくて、市は市の独自の考え方があって、変更する場合は変更するというふうにやっていると。

今後もしょういうふうにやっていくということで理解していいわけ。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

基本的には、おっしゃられるとおり、県が示した標準税率に合わせるということを基本としております。

ただし今、基金残高、黒字で積み上がっておりますので、その部分を還元するといひましようか、被保険者に対する負担を下げるとい意味で投入し、一部下げること実施しているという状況でございます。

尼寺省悟委員

分かりました。

この件でもう一点やけど、以前、鳥栖市だけのときには、税率について、何でこの税率になったかということについて、細かい数値を示して分かつたけれども。

県がなぜ9.66%という数値を出してきたのかと、どういう根拠で出してきたかというのが、今すぐ言っても分からなければ、後でどういふうな数値のあれでなったんかというところを示してほしいんですが。

というのは、平成30年度の県の運営方針の中で、このように書いてあります。

県の特別会計において、必要以上に黒字幅が拡大したり、過剰な繰越金が発生したりすることがないようにと、こいう書き方しているわけだよね。

過剰で必要以上な黒字幅は、拡大するようなことせんでもいいと、それに合わせた形でちゃんと税率を決めなさいというふうなことを言っているわけで、そういった意味で言っているんですけど。

だから単純に、9.66%と言われて、ああそうか、ではなくて、どういった根拠でもって、9.66%にしたのかといったところが欲しいんで。

その数字を、今は分からんやろうから、後で欲しいんですが。

中村直人委員長

答えられる範囲で。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

具体的に9.66%になったという資料は手持ちではありませんけれども、基本的な考えといたしましては、県がまず県全体の翌年度の医療費を算定いたします。

この中には当然、被保険者の人口動態、状況が変わりますので、その状況と、国が示す医療費診療報酬の改定、薬価改定などを加味しながら、翌年度の県全体の国保の医療費を算定いたします。

その分がまず固まって、そこから、国から県が頂ける交付金がありますので、その交付金を引きます。

残った分が実際、県の各市町で負担しなければいけない費用となります。

その費用を各市町に案分するに当たっては、各市町の被保険者数、あるいは各市町の所得係数というのは国から示されますけれども、その所得係数。

それから、各市町の医療費の係数が示されます。

それに基づいて算定式ございますので、その算定に基づいて各市町に案分されて、各市町の納付金が決定されます。

市町のほうは国から入ってくる交付金、県から入ってくる交付金等を差し引いた分が、いわゆる税で賄わなくてはならないという金額になりますので、それと別に、市としては保健事業や税財源となっている葬祭費とか出産育児一時金とか、そういうものを税財源から充てておりますので、そういう必要経費を、プラスして、税率を決めるという形になります。

今、申し上げた細かい数字が、国から県に下りて、県から市に下りてくると。

そういう流れの中で、今申し上げた9.66%という数字が算定されているということになっております。

尼寺省悟委員

何でこういった質問をするのかっていったら、昔は鳥栖市で税率を上げるとき、何回かあったけど、そのときに何で税率を上げるかということ、数値を示してみても、これこれこう

だから、こうなんだといった形で説明があったわけで、それを見て、そうかというふうになったけど。

今やったらね、ぱっと9.66%が示されたところで、何でこんなになるかも分かんずし、もっと下げることができるんじゃないかという思いもあるったい。

そういった意味で、どうしてこういった数字が出てきたのかちゅうのを知りたいという意味で聞いています。

それから、最後の質問ですが、最初に言ったように、令和3年度が2億2,000万円、令和2年度は1億4,000万円ということで、黒字が出ているわけで、何でこんな黒字が出ているかちゅう質問です。

かつては、もう赤字赤字が続いて、それは県と一本化したからだといえ、それだけの話になるんやけれども、普通は考えてみたら、会計というのはざっと考えてみたら、入ってくるお金と、出てくるお金があって、その差というふうなことで。

一般的に見て、出るほうの医療費ちゅうか、保険給付費ちゅうか、それはそんなに私は変わらんだろうと思うんですね。

問題は、入ってくるお金が、かなり違ってきたんじゃないかなっていう気がするったいね。

これも同じように、平成30年の国民健康保険運営方針の中に、今回の制度改正によって、「国の財政支援措置の拡充及び県から市町へ保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの導入により」と、こういった書き方しているわけ。

要するに簡単に言ったら、国とか県から、もっともお金を出しますよということで、一本化するんだというような説明があったんだろうと思うんだよね。

だから具体的に、数値として、過去と比べてみて、どれぐらい鳥栖市について、国とか県から返ってくるお金が増えたんかと。

我々は、かつて、これだけ国保ってのは——もともと国保の人たちちゅうのは、収入が少ないし、ほかの被用者保険については半分、事業利子負担があるけど、これはないと。

そして、国の負担も、かつては六、七年あったけれども、4割ぐらい減ったと、もっとも国とか県からの支援を増やせと、ずっと言い続けてきたんやけど。

結果として、この書き方やったら、国は財政措置の拡充と、県が増えたから、こうなったんだというような書き方しとるんで、具体的にどのくらい増えたんかというふうなところを数値としてほしいんですが、これも後で結構ですので、その辺をお願いしたいと思います。

以上で終わりです。

中村直人委員長

資料は後でいいですか。

尼寺省悟委員

いいです。

中村直人委員長

資料として提出を？

尼寺省悟委員

間に合わんならば……。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

手持ちで皆さんにお渡しできる資料かどうかというあれですけれども。

平成24年度から令和3年度までの歳入歳出決算書というのをっております。

それでよければ、お渡しすることは可能でございますが。

ちょっと今……（「分かるような形で、私としては、どんだけ増えたか単純に、そういった決算書を渡すとしても。だから、それで時間かかるならば、資料としてなくてもいいんですけれども」と呼ぶ者あり）

時間要してよければ、後ほど配付させていただきたいと思います。

中村直人委員長

分かりました。

じゃあ後で報告をお願いします。

ほかにございませつか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中村直人委員長

続きまして、議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました、議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について、主なものにつきまして、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算書により御説明申し上げます。

決算書の295、296ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして、御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替等による保険料収納額でございます。

これらの合計である後期高齢者医療保険料の収入済額は6億9,895万475円で、歳入総額の77.4%を占めております。

また、前年度と比較いたしまして981万7,843円、1.4%の減となっております。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金を繰り入れたものでございます。

次に、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分について、県4分の3、市4分の1の負担割合で補填いたします、後期高齢者医療保険基盤安定負担金分を繰り入れたものでございます。

款4繰越金につきましては、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。

歳入についての説明は以上でございます。

299、300ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

款1総務費につきましては、事務経費に係る総務管理費と保険料収入に係る徴収費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入総額の99.5%を占めております、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料のほか、歳入の一般会計繰入金で説明いたしました、広域連合に対する共通経費負担金及び保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを県後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

なお、不用額につきましては、納付金のうち、保険料が少なくなったためでございます。

以上、議案乙第30号についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

歳入の普通徴収保険料。

収入未済額とか不納欠損額の主な理由って幾つか教えていただけますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

不納欠損につきましては、基本的には地方税法第18条による5年時効、もしくは地方税法第15条の7の生活困窮者であるとか、所在が不明であるとか、そういった方々が不納欠損として徴収ができませんので、そういったものが主なものと認識しております。

松隈清之委員

もちろん時効は分かるんですよ。

払わんどけばそれで済む話だったのか、いや、そもそも生活困窮で、すぐでももう不納欠損できるけど、5年待って時効にしたのか。

その割合が、どっちがどうなのかとか。(発言する者なし)

中村直人委員長

質問の趣旨は分かっていますか。

佐々木利博税務課長

すいません、手元に数字がございませんので、後ほどでもよければ、お出ししますけど。

松隈清之委員

特にこれで採決の是非が変わるわけではないんで、後でもいいんですけど。

こういう保険料とか税にしてもそうやけど、基本的には、付加されたら皆さん払っていたかないと、制度の公平性とかっていうのはあるわけじゃないですか。

それはもちろん、普通の市税もさっきの国保もそうなんだけど。

ただ、特に後期高齢者とかっていうことでもあるんで、払えない理由が客観的に、合理的にあるんだったら当然、さっき言ったように時効じゃなくても、生活困窮で不納欠損になればいいし。

だから取れなかった理由をどれだけ把握しているのかなっていうのを聞きたかったんですよ。

細かな数字が今、手元になくてもいいんですけど、大体これがもうメインですとか。

後でいいですよ。

質疑終わってからでも、御説明いただければ結構です。

中村直人委員長

時間かかる？(発言する者あり)

令和4年10月4日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

企画政策部長 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第30号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前9時58分開会

中村直人委員長

本日の総務常任委員会を開会いたします。

oo

自由討議

中村直人委員長

本日は現地がありませんので、議員間での自由討議をこれから行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて委員間で協議したいことがございましたら発言をお願いしたいと思います。何かありますでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

oo

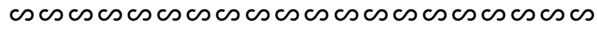
午前10時3分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総 括



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和4年9月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時6分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人